

### 感化院の始

無頼少年を收容して感誘薫陶するもの、維新前にも有りしことなれども、其詳なること今知るべからず。感化院といふ名にて設立せるものは、明治十四年九月、阪部寔加藤九郎の二氏が出願、許可を得て、本所林町三丁目に設立せるを始とすべし。次で十八年の頃、高瀬真卿の首唱にて、東京感化院を開けり。

### アイノ教育の始

明治五年五月、石狩國札幌小樽兩郡の土人男蝦夷二十二二人、女蝦夷七人を府下に送り、開拓使假學校にて習字を學ばせ、澁谷御用地にて農業を學ばせたり。これアイノ教育の始なるべし。

この蝦夷人に、府下の開化を見せしめんとて、市中を連れ歩きしに、格別驚きし様なし。其の故を問ふに、一人云けるは、先年蝦夷地に御役人度々巡覽ありしに、土人群集して見物せしを、御役人之を田舎らしとて呵叱し、甚しきは打擲せられたりしに、今日吾等府下を徘徊するに、衆人群集して途も通せざる程にて、先年の蝦夷人に違ふ所なし、されば更に開化せりとは覺えずと答へしとぞ。

### ウエブスター字書輸入の始

萬延元年、わが威臨丸米國に渡る。歸るに臨み、福澤諭吉中濱萬次郎の二氏、各ウエブスター字書を購入して歸れり。(福翁自傳) これ本邦に同字書を輸入せし鼻祖なるべしか。

### 海外觀戰記の始

藝州の渡六之助といへる人、先年より佛國把理に留學せしに、はからずも法普戰爭のこと起り、把理圍城中にて、其目撃せしを、一々日記に留め、新聞紙を抄譯せし儘、己れの論をも加へ、法普戰爭誌略と題し贈りたるを、今般兵部省にて官版になりたり。

感化院の始 アイノ教育の始 ウエブスター字書輸入の始 海外觀戰記の始



全部八卷……世の翻譯と違ひ、我邦人にて彼國事を記したれば、事情の詳なること、身自ら其地にあるが如し云々（此項、明治五六年中の新聞記事なれども新聞名と年月をおとし、搜索に苦みたれば、しばらく此まゝ存す）

### 化學試驗天覽の始

明治五年四月 天皇東校に行幸あらせられし節、三崎文部少教授、直垂に褌をかけ、化學の試験を倣し、天覽に供へ、傍ら其理を講説す。（日要二十號）  
舍密學（化學と稱する前には、原語にて唱呼せり。）の實驗は、安政元年ごろ、長崎なごにて、洋人に就て講究するものありしことは、寫眞の記事の、上野氏の傳中にも見えたり。こゝにあげしは、天覽の始なり。

### 說教の盛行

俗化 髮剃の差止、說教者の詭書

三ヶ條 日曜講義 神官得意 僧侶失意 僧侶の

明治五年三月、教部省を創置して教導職をおき、「敬神愛國の上旨を体すべき事、天理人道を明にすべき事、皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべき事」の三條を布達し、近衛忠房・千家尊福・本願寺光尊・東本願寺光勝の四人を權少教正に補し、三條の普及を圖らしめたり。即ち各管内寺社に於て追々說教を執行し、老若男女をして、其の稼業の餘暇を以て信仰の社寺に詣り聽聞致さすべき旨なりし。これ基督教諸國に於ける日曜說教を摸し、神官佛僧をして、教法者たらしめたるものも如し。これよりして、海内靡然として說教の聲高く、如何なる山村海郷にも、その催しなきは無く、說教用書籍は日を送ひて續出し、各種新聞雑誌の記事亦、その一半は常に說教興行の報告、教義上の論說にて填むる程にて、三條の御趣意といふ語は當時の人の口の端より離れざりし。（年表）近頃世に行はるゝ者を舉げし中にも「社寺說經」とあり。

この朝旨に逢ひて、最も好都合なりしは神官及び國學者にして、最も幅の利かざるは僧侶なりし。敬神愛國、皇上奉戴等の説は、元來神官者流お手のものなれば、古史六國史乃至本居平田の説、俄に時めけるに反して、獨り僧侶は、緇衣圓頂、彌陀佛の

化學試驗天覽の始 說教の盛行



第二類 教育文藝

像前に説教するも、敢て彌陀の法力を説き難く、曖昧糊塗お茶を濁すに過ぎざる有様なり。當時神官には、葬祭にたつさはるを許して、神葬祭の勃興を促したるに反し、新に佛者の火葬を禁したる如き、其間の消息を推知すべし。

宮司 歎詞

偶催ニ説教ニ聞人少、更催ニ開扉ニ無ニ賽銭、争何不肖宮司職、獨向ニ空山ニ立ニ廣前ニ  
六年一月、教部省の各教院に下したる布達中に、「説教期日標札に違ひ、聽聞人に迷惑かくべからず、一日五六席を連れ聽聞人を退屈せしむべからず、神官説教排佛の意味あるべからず、僧侶、公席にて三條を説き、私席にて説法・談議・法談と唱へて、専ら宗意のみを解し、三條に違背すべからず、神は佛の化身、佛は神の本体と固執すべからず、説教場に於て堂塔營築等の名目を以て勸財すべからず」等の檢束あり。

教部省にては、僧徒をして、三條を講説せしむる利益交換の意にや、五年五月に、肉食妻帯勝手たるべき旨を令したり。

肉食と妻帯すれば打忘れ、我たつ袖に墨染の袖

(百首)

咏ニ僧徒

太遲先生

釋尊何事禁ニ紅裙、開化妙論猶未ノ聞、肉食妻帯好布告、老僧歎息小僧欣  
この布告の出でたる翌月の〔日要〕三十三號に、……「かの教則三條の旨を以て教導を施こさんこと覺束なしと危みしに豈圖らんや今日に至りては、或は羽織袴を着し、或は髮髻をはやし、口には敬神愛國を唱へ、手には蝙蝠傘を持やうに成たるは、往々御趣意を体認するの人物出んこと必せり」とあるなごを見れば、僧侶中に、俗化したるものも多かりしなるべし。而して、各地説教場の異談は、一にして足らざれども、僅にその一二を採録せん。

〔長崎市中光榮寺に、東派の教導職管長代大講義攝光寺尊勝(年十五)中講義二人權訓導二人參着、(五年)六月廿八日より七月五日まで七日の間説教す。聽衆群參し、東派の僧侶も亦夥しく集會す。且浦々島々より愚民蠅集投財して日々髮剃を請者殆ど千人に及べり。これ民財を貪り、なほ僧侶蓄髮の教令に悖り、自然明教に害あるを以て、縣廳より髮剃を差止められ、村々在々の者、産業を棄て、又貫つなきなどいたし、投財

説教の盛行



第二類 教育文藝

する事をも禁せらるゝ布令あり。なほ得る處の金高を糺すに、凡九百圓餘なりと書出  
と雖も總計合ひ難き故、大村在々の小民ともまで追々取調に相成るよし『日要三十  
八號』

豆州賀茂郡原保村妙延寺に於て玄中院といふ者説教を開きし處、聽衆有志の徒より  
問書を出され、一句の返書も出來かねければ、悔悟の書を差出せり。

拙僧儀、壬申八月十六日夜、教導職掌に付、妙延寺に於て説教興行仕候處、當今御政  
體に反背之説相設候に付、其旨意御問書に預り候處、一句之返答難相成、依之御  
説諭之條々感伏仕候上は、向後暴説等仕間敷候以上。地上學校中省 玄中院印妙延  
寺印 學校御掛中。

報謝金の精算に、縣廳の關涉あり、聽衆の質問に逢ひて講者わび證文を入るゝなど、  
稀代の珍事ならずんばあらざるなり。

明治初年の耶蘇教

異教徒の放免 罪囚視す

明治新政府となりて後、耶蘇教は、如何に檢束されしか。たゞひ外道視されしにせ  
よ、全く嚴禁もされず、公許もされず、當らず觸らずの間にかかれしこと明なり。五  
年三月始めて教部省をおかれし比、政府の耶蘇教に對せし態度は、ほゞ左の如し。  
五年二月大藏省達し、「去己年(明治二年)中、各地方官へ御預相成候異宗徒の中、悔  
悟致し候者は、御赦免相成候條、管下民籍へ編入、又は本籍へ復歸等、本人の望に任  
せ、厚く世話可致云々」とありて、異宗徒を放免せり。

教部省唯一の金條たる、『三章の大義』なるものは、痛く神道を揚げ佛道を抑へたる  
嫌あれども、外教を遠ざけて國粹を維持するには、佛者の手を假らざるを得ずと思量  
せしか、同省が、(五年六月)出仕寺院に下せる告諭書中に、「既に異教駁々乎として將  
に入らんとするの勢あり、是我教を主張して民心を維持し、國恩を報ずるの秋也……  
各派本末、同心戮力して之を勸めよ」等の語あり。獵者先づ犬を嚇して騁聘せしむる  
の擧に類せずや。一方異教徒を放免し、一方異教の侵入を欲せざりし、首鼠兩端の狀  
を見るに足れり。

明治初年の耶蘇教



第二類 教育文藝

然れども、下僚は尙上意を知らず、異教者を目して罪囚視せり。五年六月、宮城縣人津田徳之進外數名、函館にて洋教を信じ、魯館に出入し、市中に天主教を講説したりとて召捕しが、大藏省の旨令は、縣地に引戻し、厚く教諭を加へよといふに過ぎざりし。(雜誌五十一號)。又五年四月、仙臺縣石崎源太郎、築地にて天主教を學び、召捕られて吟味を受けたることを記せども、其の落着を記さず(日要十九號)。政府令して、異數嚴禁の高札を撤去したりしかば、新聞記者さへ、「方今高札取除の令下りてよ、白面の書生、宗門の自由を得たりとし、或は外教御採用の由を唱へて囂然斯民を疑惑する甚し」(日要六十五號)と論する程にて官府の開放主義、民間の禁止思想の暗闘ともいふべき、奇なる現象を生じたりし。

ローマ字論の始  
西周氏　ローマ字會

明治六年二月發行、明六雜誌第一號に、西周氏の『洋字を以て國語を書するの論』一篇あり。歸する所は、今日所謂ローマ字法を採用せんとの旨趣なり。中に就て、左

の如き例を擧げしを見る。

●ハ讀マヌ字ノ標　ヘハ韻字韻ノ變ズル者

上ノ假名綴字　下ノ假名ハ呼法　一ハ目的ニ出ス語實辭其外ヲ形容語ニ用フル時

ikushima	omosiroki	omosiroki	koto	atuku	naruru	fusigi-naru	koto
ikushima	omosiroki	omosiroki	koto	atuku	naruru	fusigi-naru	koto
kore	nite	yosi	ima	kikam	yuwani		
kore	nite	yosi	ima	kikam	yuwani		

この新論は、一時立消の姿なりしが、明治十八年の夏、死灰再燃し、ローマ字會といふ協會の成るを見たり。

かながき論の始  
清水卯三郎氏　かなのくわい

明治七年五月發行明六雜誌第七號に、清水卯三郎氏平假名の説あり、平假名にて日本文を書くべきを論じたり。『則余ガ「舍密ノ階」ヲ譯述シテ同志ニ謀ル所以ナリ』とあり。氏の舍密書に、かな書の著譯「ものわりのはしご」三冊外二種あり。

ローマ字の始　かながき論の始



かなのくわいは、明治十七年に成り、かな字の外は使用せざるを主義とせり。

### 國語問題

明治に入りて、わが口語と文章との間に、大溝渠あるを不便とし、兩者を相近つかしめんと論著せしは、實に明六社諸同人に始る。ローマ字かな字のとは、前項之を述べたれども、尙、當時の世論一斑を左に抄出せん。

「……然ルニ今其所謂我ノ文章ナル者、言フ所書スル所其法ヲ異ニシテ、言フベキハ書スベカラズ、書スベキハ言フベカラズ、是亦文章中ノ愚ナル者ニシテ、文章中ノ一大艱險ナリ、蓋世ノ人既ニ爰ニ見ルアリ、故ニ今日之ヲ改正セムトスルノ舉亦ナキニアラズ、曰ク漢字ノ數ヲ減シ其數ヲ定ム、曰ク和字ノミヲ用ヒ和字書ヲ製シ和文典ヲ作ルト、其他異論アリト雖、是近日ノ翹楚ナリ……」(明六雜誌一號西周氏)

「維新ノ際、論者文字ヲ改メテ、通用ニ便セント欲シ、或平假名ヲ用ヒント云ヒ、或片假名ヲ用ヒント云ヒ。或洋字ニ改メント云ヒ、或新字ヲ作ラント云ヒ、又邦語ヲ廢

シテ英語ニ改メント云フ者アリ、又従前ノ如ニ和漢雜用ニ從ハント云フ者アリ……」

(明六雜誌第七號清水卯三郎氏)

以上は、明治六七年度の交の所説なるが、國語問題の實際は、今日尙之を繰り返すに過ぎざるなり。

### 小説文學の始

假名垣魯文 坪内雄藏

明治五年六月、假名垣魯文・條野有人兩人の、教部省に差出せる書面の中に、「今日迄戲作を以て餽口仕居者數十名なり、然るに、近年或は鬼籍に入り、或は他業を營み、方今之を以て業と仕候者、僅に私共兩人其他數名のみ……」。爾後、從來の作風を一變し、乍レ恐教則三條の御趣意にもとつき、著作可レ仕と商議決定仕候。就ては、下劣賤業の私輩に御座候得共、歌舞伎作者とは、自然有レ別儀に御座候間、可レ然御合被ニ成下度云々(雜誌五十二號)とあり。當時の小説家の抱負、うかゞひ知るべきなり。

然るに、明治十八年ころ、文學士坪内雄藏氏、起ちて小説を文學的に論評し、同年夏

國語問題 小説文學の始



## 第二類 教育文藝

より、自ら『書生氣質』と題する小説冊子を、毎月三回づつ発行せり。これ、新舊小説家の交代期にして、大に小説家の位置を高めたる觀あれども、其餘勢は、文學と言へば、即ち小説の異名と誤認する者多きに至れり。

## 驛傳の文字の始

目下、人力車の三字を傳の字にてすます者あれども、其の源は遠きとなり。明治五年十一月十四日の日々新聞に、

『方今文明の際、凡そ事簡易にして明解なるを貴ぶ、因て爾後馬車を驛と書し、人力車を傳と書し、文書往復すべし、文路の諸君それ之を記せよ。大簡堂主人誌』とあり。傳字は、紅葉子の新製に非ざること明なり。

## 新体詩の始

吾人は、如何なるものを以て、今日の詩とすべきか、吾人は、何等か吾人の嗜好を

充たすべき詩を要するなり、然れども吾人の需要に適するもの無きを如何せん、吾人は是に於てか、一種新体の詩を作爲せり、若し單に之を詩と言はば、漢詩と混同するの恐あり、若し單に之を歌と言はば、和歌と混同するの恐あり、是を以て之れを名付けて新体詩と云へり。新体詩の名は實に吾人が、明治十五年を以て、新体詩抄を刊行せるに始まる云々（井上哲次郎氏新体詩論、帝國文學三ノ一）、これ、漢語も俗語も、鎔化洗鍊せる、今日の新体詩の始なるべし。

## 洋樂の始

洋樂を最先に採用せしは、陸海軍の軍樂隊にして、明治五年に組織せられたり。七年のころより、式部寮雅樂課に於る諸音樂家も、之を傳習し始めたりし。

明治十二年十月、文部省中に音樂取調掛をおき、高等師範學校長伊澤修二氏、之が御用掛を兼任し、翌十三年三月、新に同官署を省用地内にたき、米人メーソンを雇入れて音樂教師となし、音樂傳習人を募集せり。

驛傳の文字の始 新體詩の始 洋樂の始



第二類 教育文藝

二十一年一月、音樂取調掛を改めて、東京音樂學校を設置す。之を、洋樂本邦に行はるゝ始めとす。樂器の製造は、實業部に掲げたり。

洋樂

上 夢 香

音律由來彼我同、區々何必限ニ西東、取ニ他長所ニ補ニ吾短、始見洋々盈耳功、

お雇外國人

「方今西洋諸物品大抵低價に相なりたるに、獨り兵部文部兩省にて御雇ひの外國教師月給の高價なる、世界の相場になきとなりと或洋人語れり」と、明治五年五月（雜誌四十五號）に見ゆ。實に、同年春の統計に據れば、雇外人總數二百十四人一ヶ年俸級五十三萬四千四百九十三元なり。千金に買ひし馬骨も有りしなるべけれども、本邦の明治文明は、これ等の人によりて進歩せられたるも多かるべし。

寫眞術の始

寫眞器の發明 米國に渡りし人々 左社して寫す

- 最も古き寫眞 下岡蓮枝 天性畫を好む 米國宣教師 藥品の調査を知らさり
- 舶來の紙版なし 寫眞 上野彦馬 舍密を學ぶ 佛國の器械文久二年開
- 場 武江年表の記事 内田九一 海岸寫眞を許さず 寫眞書の嚆矢 寫眞賣
- 店 暗夜に寫す 寫料 早取寫眞

寫眞術の本邦に入りしは、今之を明確に知り難けれども、長崎派と下田派と、二流より輸入せしもの、如く、何れを嚆矢ともいひ難し。勿論、その以前より、一二好事者の間には、之を弄ぶものありしなるべし。今、諸書に散見する所と、予の見聞の及べるだけを書き列ねて、後の考をまたんとす。

環海異聞十四に、（文化元年魯西亞國使レサノツト等長崎）滯在中、土地の景色を生寫にせるもの夥敷出來たり、物の景を鏡に寫し取りて寫す道具あり、其中日本婦人の姿を寫せしに、誠に其容よく似せたり、これ着岸の頃、餘程隔りたる高見より遠見したりし物を、此器へ移して寫せるとなり、按に、其器は、和蘭にいふトシクルカームルといふものなるべし。

お雇外國人 寫眞術の始



とあり。これは、寫眞には非ずして、暗箱にて筆寫する一法なりしなるべし。如何となれば、寫眞術は、西曆千七百六十年以後、其發明に苦心する者多かりしも、千八百四十年（天保十一年）に至り、佛人ダギエール及びニープス二氏始めて銀板寫眞を發明し、五十一年（嘉永四年）に、スコットアーチャー氏、コロジオン濕法を發明したるなればなり。

福翁自傳中に、翁が、萬延元年、國使に従ひて米國に渡りし時、桑港にて、密に、寫眞屋の娘と並び立ちて撮影せしめおき、同行者を驚かしくれたるの一記事あり。又、此時福澤翁と共に渡米せし中濱萬次郎氏の子息、中濱博士語らるゝやう、野父は此時、寫眞器械と裁縫器械を買ひ求めて歸朝しけるが、其の寫眞器械にて寫せる硝子とり寫眞は、近日まで存在したりし。現今の如く、其畫面を裏にして觀るとを知らず、表に出して觀るとなりしを以て、左右取違ひたる畫を得、衣服の衽なども左前なる不都合あり、よりにて、撮影されんとする人は、初より、衽を左前に着なし、刀を右脇に差して寫したりと聞けり、畫面を表にして觀るとなれば、手すれ等にて、其影漸く薄く

消滅す、家にある一枚の寫眞も、甚だ手すれして、其象明ならず、寫眞剛に複寫せしめんとしたりしも、其不明を補ふとは出來がたき由なりしかば、其まゝに止みたりし云々と言はれき。畫面を表にして觀、左衽して寫すなどの奇談、當時にありては、さもあるべきとなる可し。

近年の一新聞紙に、左の記事あり、  
嘉永の頃、水戸烈公、寫眞術の書物を長崎に得、柳河春三氏に托して之を翻譯せしめ、之に因りて器械を取り寄せ、公自ら其術を試み給へり、藩士菊地忠氏も、公の傍にありて寫眞の術を學び得、近來まで撮影せり云々。

漠然嘉永の頃といふ。甚だ、信をおきがたし。

安政七年三月、米國人某の、神奈川にて寫せる、津田仙氏の肖像寫眞あり。方二寸ばかりの硝子とりにて、淺き蓋つきの箱に納む。箱の内外とも、金から箱の模様に似たる精巧の飾りあり、畫面今に少しも變化せず。邦人の技に成りしに非ざれども、現在せる寫眞中、最も古きものの一なるべし。圖は、この寫眞の面及び蓋の外面の大体

寫眞術の始



を示すに過ぎざれども、後年、硝子とり寫眞の畫面に桐製の枠をはめたるなどは、こゝに淵源するを知るに足れり。

さて、本邦人の、この技を修め、實際營業とする者ありし濫觴は下田派の下岡蓮杖、

長崎派の上野彦馬二氏なるべ

く、今少しく其の來歴を尋ね

べし。

三十年二月七日の〔時事〕

によれば、下岡蓮杖は、伊豆

國下田の人櫻田與惣右衛門の

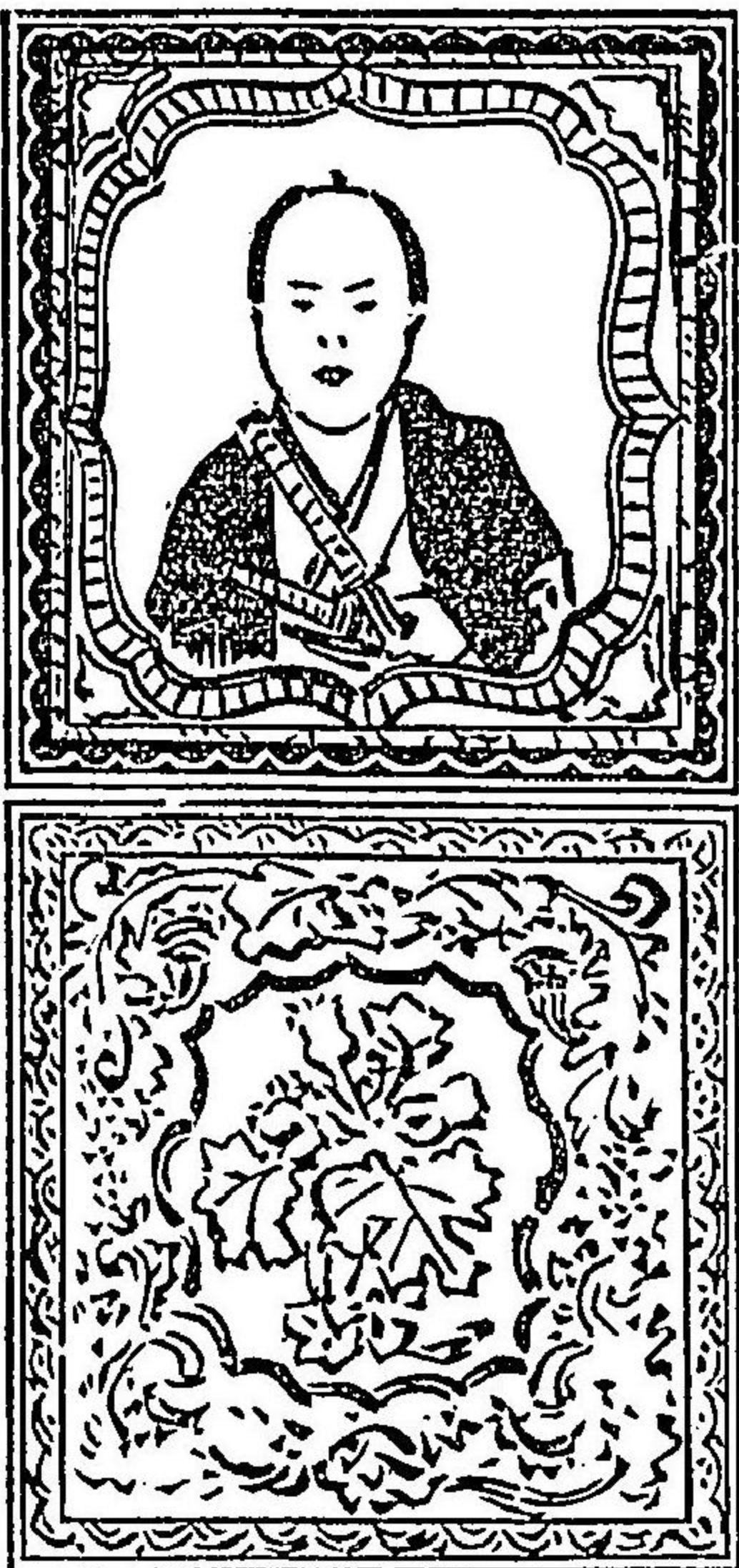
三男にして、幼時より土屋善

助に養はる。天性繪を好み、狩野董川の門人となり董圓と號しき。氏が、寫眞術に志

を動かせしは、實に此間に胚胎すといふ。その仔細は、この頃、島津侯の邸にて、銀

板寫眞を觀たるとありし。固より寫眞とは知らず、只、今日の手札判よりや、大ぶり

安政七年の寫眞



の銀の延べ板に男子の立像の現はれるものにて、和蘭船の齎せる海内無二の珍品なりし。展覽の際に、息をかくれば其象消ゆるとて、口を蔽ひて捧げ見せられしが、聞けば、器械にて寫すとのとなりしかば、これ毛筆を勞するよりも興あるとなり、是非之を學習して試みたしとの志を立てたりき。

次で、この秘法を學ぶには、外人に接するに如くは無きを覺り、弘化二年より、浦賀に行きて平根山砲臺付の足輕と爲り、同三年に、米國使節ペルリの來るや、幕命を受けて外國船を寫し、安政三年に、米使ハリスの來るや、其旅館玉泉寺(下田の)にて給仕役を勤む。寫眞術の端緒は、實にこゝに開けたり。

ハリスの通辯ヒュースケンといへる者、少しく寫眞の之を知れるを以て、機會を見て傳習せんとは思へども、幕府の嫌疑を受くるを恐れ、ある時、嶽山に案内し、人無きを窺ひて質問せり。固より、器械も無きとなれば、ヒュースケン、樹の枝を三本立て、紙を箱に見立て、鏡をおきて形だけを示し、硝子板に藥品をぬると、暗室にて調理するとなごを教へけり。蓮杖喜び、家に歸るや、箱に竹筒を挟み、其先に眼鏡の

寫眞術の始



第二類 教育文藝

球をはめ、種々撮影の理を研究したれども、容易に會得するを得ざりき。

安政六年の冬江戸城炎上し、其造營の際、師を助けて揮毫せしかば、師より百圓を報いられて横濱に出でたり。時に、米國商人シヨイヤといふ者の依頼にて、日本の景色風俗の洋畫八十六枚を書きしが、西洋繪具の使用法は、シヨイヤの妻女に學びたり。

此頃米國の宣教師ウンシン來りて、シヨイヤの家に寄留せしが、此者、寫眞術を知れるのみならず、器械藥品一切を所持せしかば、蓮杖遂に黙止しがたく、就て學ばんとを請ひけれども、秘して教へず。たゞ、同國人ラウダ女史の、同人を師として寫眞術を習ひ居たりしを見しかば、即ち同女史に請ひて其秘法を受くことを得き。次て、ウンシンの歸國するに及び、其器械藥品一切を買ひ受け、ウンシンの室を其まゝ寫眞場として、凡そ半年程研究せり。當時、蓮杖未だ完全の事を知らず、技亦拙に、勿論本邦人を寫すとは未だ一人もなく、僅にウンシンの朋友の來りて、記念の爲めにとて寫し行く位のとたりし。

蓮杖の研究に大困難を興へしは、ウンシンの歸國なりし。先に、ウンシンの調合せし藥品は、既に盡き、ラウダ女史も間もなく歸國し、藥品の調合を未だ知らざりしを以て、今は、獨力にて其調劑を爲さるに至れり。

シヨイヤの家を去りて後、戸部に寓せしが、頗る貧乏にして、暗室を作る資力なく、雪隠を代用したりしが、家主の苦情にあひ、已むを得ず、屋臺店を買ひて暗室を作る程なりし。さて、自ら藥品を増減して種々に試験すれども、皆失敗に歸し、凡そ一年半の後には、藥品は盡き、寫る所の樹影屋容は、模糊たるに過ぎず、二百五十兩の借金さへ出來たれば、肉落ち骨立ち、憔悴枯稿たり。されども、試験は尙失敗に終り、いつ成功の見込なし。最後の時、其妻亦諫めて、斷念するの利を説きしか、蓮杖可かずして、今之を廢しては殘念至極なり、兎も角も、明日又一度試みて、尙明なる現像なくば、夜逃げすべきのみと答へ、さて其翌日には、二三葉撮影して仕上げたるに、相變らず模糊たる影を得るのみなり。此時、藥品の餘りは、二三枚を塗るに足るか足らぬか位の量にして、身体もなえて、倒れたるまゝ物も言はれざる程悲みたりき。

寫眞術の始



二類 教育文藝

れども薬は有り、今一枚と寫せしに、忽ち明瞭の像を現はしたれば、手の舞ひ足の踏を知らず。

即ち其寫眞を携へて、直に朋友を訪ひ、多少の金子を借り出して薬品買集めに取掛りしが、薬の名を知らざりしかば、又非常に窮し、辛く一ト通りを買ひ得たり。當時、エーテル、硝酸銀などは有りしも、寫眞に用ふべきものは、蓮杖も藥種屋も知らざりしなり。

すでに寫眞は成功したりしも、當時、寫眞は魔法なり、之れに寫せば壽命の縮るといふ妄信を抱ける頃なりしかば、寫眞を請ふ者更に無し。たゞ、前に米國に渡りたりし新見伊賀守、村垣淡路守、石川播磨守等の召によりて、撮影したる位に過ぎず。當時、舶來の紙版なかりしかば、通常の西洋紙に鹽を引いて代用したりし。

其後、野毛に移りて寫眞場を開き、次て辨天通りに移りしが、寫しに来るものは、西洋人のみなりし。此頃、蓮杖の友の娘の、洋人の妾に行く者あるを聞き、氣の毒に思ひだれば、蓮杖之を引き取り、客の給仕にしておけるに、外人は、少女を寫すを喜

び、此女に一日二弗三弗の金をくれて姿を寫させたりしが、幾ばくもなく、此少女大病にかゝりたり。初めは、意外の利益を喜びし兩親が、これ魔術の爲めなりと、大に恨を述べ、辨解に苦みしとなごありしが、幸に少女の病も恢復して事なきを得たりしとぞ。

當時、風景を寫す時は、浪人に苦めらるゝと數次なりしが、漸く本邦人も寫しに来るやうになり、又文久二年生麥の變には、諸藩の士も、死を決して出陣する覺悟にて、父母に記念の積りに、寫を請ふ者もありし。

最も早く蓮杖に就て寫眞術を學びしは、函館の人横山松三郎なり。蓮杖會て、シヨ一ヤの妻の妹婿ピジンに、石版術を學びたりしかば、此法をも松三郎に傳へたりし。其他蓮杖に學びて一家を成せるもの臼井秀三郎、梅田安太郎、初代鈴木眞一、江崎禮治、四身清七、櫻井初太郎、平田立章、西山禮助等なり。

蓮杖、明治元年に本町に移れり。力士雲龍、不知火、兩國、朝日岳、俳優高助、多賀之丞などを寫せり。次て二年、松三郎と共に日光山に在ると半年、つぶさに艱苦を

寫眞術の始



第二類 教育文藝

なめて各所を寫影し、成りて一組を徳川公に献じたり。之を蓮杖の家を成す梗概と爲す。

太陽二十二號所載の畧に云く、上野彦馬は、天保九年八月廿七日長崎銀屋町に生る。父を上野俊之丞といひ砲術測量舍密學に名あり。彦馬は其四男なり。年十五の時、豊後日田に遊び淡窓門に入りて漢字を修むると五年、安政三年歸りて、蘭書を時の和蘭通詞名村八右衛門に學ぶ。

時に蘭國の陸軍士官カッテンレーキ、及びフアントローエン、大浦に於て砲術を傳習す。彦馬亦其門に入る。たま／＼津藩の士堀江鋳次郎なるもの、夙に志を舍密の學に傾け、佐賀藩士中村喜助と謀り、長崎大村町（今の商業會議所の地）に舍密術試驗所を設け、蘭醫ボンペを聘して該術の研究に従ふ。彦馬以爲らく、砲術に精ならんことを欲せば、舍密學に通せざるべからずと。乃ち同試驗所に入り、親しくボンペの講義を聴くととなれり。時に萬延元年二月なり。

彦馬、舍密試驗所にあり、書中偶寫眞の記事あるを知り、堀江氏と共に非常の苦心を嘗め、藥品を製造し、双眼鏡のガラスを器械に充用し、漸く之を試験するを得たりとぞ。既にして、佛國の寫眞師ロシエの來崎するに合ひ、交を結びて得る所多かりし。

當時、堀江氏、適當の器具藥品の無きを憾み、藩主の許可を得て、出島居留の蘭人ボードウキンに托し、右一組を佛國より取りよせたり。間もなく、文久元年三月、堀江氏は、藩主の命にて江戸に歸るとなり、彦馬も亦從ひて共に藤堂邸に至る。藩主に喜び、寫眞術を嘉賞し、諸侯旗下の來客ある毎に、中奥に於て撮影せしむるを常としたりき。同二年、藤堂邸を辭して長崎に歸り、舍密研究の傍、各所の風景等を寫すを樂とせしが、このといつか世間に聞え、蘭清人の來りて撮影を請ふ者多かりし。遂に、知己の勧めに従ひ、自邸に一室を構へ、寫眞業を開く。時に文久二年十一月某日なりき。されども、當時は、寫眞は、人の壽を短縮するものなり、人をして疾病に陥らしむるものなりなどの妄信強かりし時代なりければ、本邦人の來りて寫を請ふ者至つて無く、却て、多少の謝金を出し、低頭して撮影する程にて、僅に蘭人清人の續

寫眞術の始



第二類 教育文藝

至して寫を請ふ者あるが爲めに、其收支を相償ひたる程なりし。

明治維新の後に至りては、寫眞の利用せらるゝと大方ならず、彦馬の技術も亦精熟し、七年金星經過の觀測寫眞、十年の戰況寫眞、其他學術上兵事上、功績をあらはせしと一ならず。といふ。

創業家の略歴は、以上に掲ぐる如くなるが、以下には、諸書に散見する所を拾集して、參考に便す。記事の相一致せざるものに至りては、後の考をまたんのみ。安政元年(年表)に、西洋寫眞鏡の技術は、天保の頃、西班牙の某舍密の術に長しけるが、海濱の屋樓に據りて思ふ所あり、深く其理を攻窮して、工夫を凝らし、終に此術成りしとか。然れども本邦には更に知る者なかりしが、今茲(安政元年)甲寅の春、アメリカの聘舶本邦へ通航せし時、玆州の官吏應接の序、彼國人より、官吏の容貌を摸して贈り越しけるを見て、各感歎し、其方術を乞ふて傳習せられしより、自ら衆庶に及ぼし、武州久良岐郡横濱の港に於て場を開き、其技を施しける輩あり、始は男女の容姿を専として、山川臺榭萬象に至らず、寫せる所も鮮明ならず、適依稀たる疎影を得て珍重

せる人もありしが、次第に貫熟せる者出來、玉川三次、信夫何某、大鐘隆慶なんどいへる者、江戸に於て弘んとしける頃、肥州長崎より内田九一といふ者、夙齡の頃より此地に寄寓して之を學び、奮勵して其術を得てより、東武淺草旅籠町に住し、專此技を弘め、門業日を重て蔓延し、聲譽一時に噪し、寫す所山川の秀美、神祠梵刹の輪奐、貴賤屋宇の鱗差、蝸舍蓬戸に至り、又高貴の尊影を始とし、士庶人の風姿より、柳巷の嬌態、梨園の靚粧、其他雜技の黨に逮ふ迄、罄摸し出さずといふことなし。其餘草木禽獸の類にいたるまで、眞に逼るが故、男女老稚爭ふて覓ることになれり。然れども市中に場を構へ、求める人あれば即時に其像を寫すの家、又萬象の摸本を排列して售ふの肆盛になりしは、明治六年以來のことなり。

再云、内田九一名は重、長崎萬屋町の産なり。幼稚の頃双親を失ひ、伯父吉益主齋と云醫師の許に養れて人となり、彼地なる上野某に隨ひて寫眞の術を學び、後武州横濱に來りて熟練し、東京に弘たり。先輩あれども、其可否をいはずして、九一をもて本邦創業の人と思ふが多し。後駿河臺紅梅町に、壯麗なる第舎を營みて、こゝ

寫眞術の始



第二類 教育文藝

に住しけるが、乙亥の季冬病痾に罹り、惜むべし享年三十歳六ヶ月にして、丙子(明治九年)二月七日卒せり。其門人跡を繼てこの技を行へり。又吳服町なる清水東谷も此技に長じ、其外横山松三郎、淺草なる北庭筑波、江崎禮二、其他有名の輩枚舉に遑わらず。寫眞鏡の方法は、柳川某が編の寫眞圖録二卷に委しく載られたり。(年表安政元年)

文久元年に、英國公使の願にて、房總相豆より紀淡内瀬戸の沿海測量を許せり。事は七月より十月末に至りて終れるが、この測量船に、寫眞業米人の某乗組居たるを、幕府にては甚しく異議を唱へ、老中と公使との間、數度談判の末、竟に英艦長をして之を退けしむるに至れり。この一小事も、當時にありては、頗る重要な事件として國交上の談判を煩はすに及びしなり。蓋し幕府の意は、測量は實用の爲めにて已を得ずとするも、隨所風景を寫眞するが如きは、遊戯に等しきものなれば、我國法を枉げても之を爲さしむべき筋なしとの主張なりき。(舊幕外交談の節畧)

慶應三年十二月横濱出版萬國新聞紙第口集の廣告に、

私儀寫眞鏡渡世仕候處、此度手前方之蒙御免忝なくも大君の御姿を奉寫候、御望の御方は、私宅之御出可被下候。代金壹分貳朱 横濱 廿四番 ビワト。

とあり。又、著者曾て、中村敬字先生、慶應二年十月、英國に渡るに際し、撮影したるものを觀しとあり。二寸五分程の正方形の硝子とりにて、周圍に金縁を嵌め、淺き桐箱入なり。背に東都兩國藥研堀影眞堂鶴飼玉川の印記あり。聖堂の官宅に呼びて寫させしものと聞けり。

此他(年表)に載する所次の如くなれば、明治元年までに、漸く流行の萌しありしを知るべしなり。

文久三年癸亥、此頃西洋畫寫眞畫等追々行はる。

慶應三年丁卯、寫眞鏡圖說初編一冊の梓行。二編は明治元年梓行。(著者いふ、これ寫眞書の嚆矢なり)

明治元年戊辰、寫眞鏡の技は次第に廣まり、處々に場を構へ、客を招き、其像をうつし、好によりて紙に寫し、玻璃漏に寫せり。又山水臺榭娼妓俳優の容貌を寫せる

寫眞術の始



第二類 教育文藝

ものを、市店にならべて售ふとは、明治六七年の頃より來ること。  
維新後の記事は、中々に多し。僅に其二三を擧ぐべし。

四年六月(雜誌)三號に、嵯川少史集古の好み厚き人なれば、官許を請ひ、横山内田等の名手と謀り、城郭諸社寺等を悉く寫真に留め官府に納めるよし。

五年六月(郵報)五號に、和歌山縣下博覽會の記事ありて、寫真師に命じて其各品を摸影す云々。

六年一月(日要)五十五號に、長崎丸山の遊女『寫真屋』へ行くとて市中を徘徊す云々。』等の記事あり。

右にて、各都會にも、寫真の行はれしを見るに足れり。

(五六年ころの版本)安愚樂鍋二の下に、『同じざんぎりの中でも、書生さんは人がわるくツて、唐人のねしりがたははいねへ、一六のどんたくに、……ごらんけんの揚句が、むかふの寫真屋(淺草廣小路三ツ木與一郎)へみんなをつれておしあがって、げいしやとも七人一ぎに、がらす一枚へうつさして、お茶やおくわしをさんへあらしてサ……』

又、六年五月十五日の東京日々新聞に『淺草金龍山内の寫真師北庭つくば、其術の妙ある能く人の知る所、今般暗夜に寫すべき器械を取寄せ、之を以て其術を爲すに、白日に寫せるものと毫も譲れる所なし。出寫來賓共意の如く也。蓋し風雨を論せずと、實に一の發明と云へべき也』とあり。當時既に、マグネシウムを燃やすなどの、暗夜撮影の法行はれしか。疑ふべきなり。

七年四月(繁昌記)寫真の條に、寫真之行、于都下也、未レ出二十年、而已與錦繪、頗頗始内田氏稱九一受業于洋人、而頗極其精巧、開寫場于淺草、而施其術……追次、其業者蔓延、都下現今已及數十名。

每店寫料雖不レ同、約寫于玻璃、則二十五錢、寫于紙、則五十錢乃至七十五錢也……  
：輒近入寫真社者益多、頗減寫料、横坊某先生、揭其榜曰、當分寫料金壹朱紙寫則金貳朱也。とあり。

寫真の術、これよりますます精巧を極め、二代鈴木真一、十一年に米國に渡りて其技を磨き、次で江木小川丸

寫真術の始



第二類 教育文藝

本等の寫眞師も、洋行して修業し、十六年六月三日、墨田川の上流に、海軍端艇競漕のありし時、水雷爆發の瞬間の有様を寫し、早取の名を得し江崎禮二などあり、妙技天工を奪ふに至れり。其後、素人寫眞の道樂の流行は、人皆よく知る所なり。

寫 眞

八木華一

委髮直髻是我姿、圖成自恠面如痴、憾他機巧靴猶隔、不寫胸中磊砢奇、

寫眞乾板製造の始

本邦にて、寫眞用乾板を製造したるは明治二十三年ころ、鹿島玄鹿氏が、英人ハルトンを雇ひ入れて技手となし、築地に乾板製造會社を起して製出したるに始る。約三年許り試みたれども、好果を得ずして廢したり。

次に、小石川小日向邊に住へる深澤某氏、全く素人なりしも、之を原書に搜りて、製造を試みたり。然るに、これ亦、鹿島氏の製品と同しく、不結果に終れり。

印畫紙製造の始

印畫紙を製出して、市上に賣り出せるは、六櫻社にして三十八年七月ころの事なり

とす。

幻燈の始

文部省の幻燈會 鶴淵初藏 民間賣買の始

我國從來幻燈なきに非ず。或は寫し繪、或は影繪と稱して、物像を映出し、婦人小兒の娛樂に供せしものありき。其構造等は、今日の幻燈と少しも異るとなく、唯精粗の同しからざりしのみ。然れども、之を教育其他の實用に供せしは、亦西歐より輸入せし一新事物と謂はざるを得ざるなり。

本邦に、始めて幻燈の映畫及び器械を輸入せしは、明治六年に、文部省の手島精一氏が、米國より歸朝せる時に齎せるを以て嚆矢とすべし。當時の映畫は、實に左の七十枚なりし。

天文 十七枚 自然現象 十二枚

人身解剖 二十枚 動物 二十一枚

十三年に至り、文部省にては、各府縣の師範學校へ、獎勵品といふ名にて、頒與せ

幻燈の始



## 第二類 教育文藝

んとしたりしが、一々之を外國より輸入せんよりは、之を内地にて製造するの至便なるがために、當時寫眞業者中、理化學の新智識ある鶴淵初藏中島眞乳の兩人に、其模造を謀りたり。兩人、少からぬ失敗と研究とを重ね、漸く成功して、之を上納せしは、同年八月(?)のとなりとす。これより、兩人は、文部省の命ある毎に、之を製造上納し、文部省は、之を地方の師範學校等に頒與せしが、同十六年に至り、同省經費の欠乏より、この事寝めり。幻燈といへる名は、文部省にて、新に命じたる譯名なり。

この製造は、素より官用なれば、自儘に販賣すると能はず、又、映畫一枚一圓位の高價なりしを以て、市上の賣品にも適せざりし。又、文部省の備品は、府下或は近地の學校より拜借の請願ある時は、之を貸出すとなり居たりき。

明治十一年編輯(年表)に、近き頃世に行はるゝ者の大略を擧げたる中に、「西洋影繪」あり。これ、都蝶といへる従前の寫し繪興行者が、横濱の外國人より、新幻燈一具を買ひ受け、府下各所にて興行せるに、大に評判を取りしとあり、それを指せるならんといへり。

文部省の依託製作のと廢止になりたれば、鶴淵氏は、如何にもして此有益品を、民間に廣めんとを思ひ、先づ、其効能を實地目撃せしむるより善きは無しと爲し、十六年の三月に、江東井生村樓に教育幻燈會を公開し、無料縦覽せしめしを始とし、各所に開會して縦覽せしめたり。されども、映畫の種類も多からず、且つ専門的學術の畫題多くして、觀者の飽きを來すがために、通俗にして卑近の映畫を創製し、或は幻燈の傍ら、理化學の實驗等を演じて、興味を添へ、成るべく客足をひく事に勉めたり。同年九月ころ、淺草雷門近くの勸工場の明き家を利用して開會したる時の如きは、門前に人を立たしめ、無料入場の切符を路人に施與したるも、不要なりとて手に受けざる者多く、晝夜二回つゝ開會したれども、入覽者は常に二三十人に出てず、殆ど失望する程のとなりしが、更に場前にて水素瓦斯を製して、風船を飛ばせ、之を觀せしめて入場を勧めしかば、漸く入覽者も増したる如き有様なりき。』

かく、各所にて開會しければ、觀者の中の篤志者に、出張開會を請はれて、地方に出演せしともあり、又大日本教育幻燈會といふ協會の如きものを組織して、其効用



第二類 教育文藝

を實見せしめしともあり、或は地方の教育會より招聘せられて、出演せしともありしが、如何にせん、其價の高貴なるために、購求者とは未だ有らざりし。』  
然るに、多年勞苦して、時間と勞力とを費したる結果、いつとは無く世間に其名を知られ、明治十九年の八月に、福島縣白川郡役所より、一組の注文を受けて輸送せしが、これ、本邦にて、西洋式の幻燈を民間にて賣買したる始なりといふ。

活動寫真幻燈の始

本邦にて活動寫真幻燈を映出し、又は撮影することは、明治二十六年ころよりのことなりとす。

同年に、西洋人の持ち渡りし、映畫及び幻燈器械一具あり、京橋三十間堀なる雜貨商某氏の宅にて映出を試みたる、これ今日の活動幻燈の嚆矢なり。次で、歌舞伎座にて、興行的映出を試みたり。

翌二十七年中、府下小西寫真器械店にて、佛國ゴーマン會社より輸入せるは、映畫

及び撮影器械、原板等なりし。當時の原板は、七十五呎より百十呎限り位の長さにて、繼目なく、(今日のは繼目あり) 映畫には、戦争、景色、舞踏等その重なるものにて、滑稽的の喜劇、魔術等の題は更に無かりし。

小西にて輸入せる最初の器械は、廣目屋之を買ひ受け、新橋湖月始め、二三所にて、藝妓の手踊を撮影したり。これ本邦に於ける最初の撮影なり。

學術協會の始

明六社

明治六年、森有禮・福澤諭吉・西周・加藤弘之・箕作麟祥・中村敬宇諸氏、當時の碩學相議して、一協會を組織し、名けて明六社といふ。これ、明治後、學術結社の始なり。  
同年二月、明六雜誌を發行す、紙數十二葉の小冊子なれども、當時、新學術の輸入者、新社會の木鐸を以て稱せられき。

クラブの始

萬來舎 政社

活動寫真幻燈の始 學術協會の始 クラブの始



第二類 教育文藝

明治七八年頃、慶應義塾の創意に成れる萬來舎なるものは、衆客來遊士人交際の爲めに設けしものにて、西洋諸國なる俱樂部の性質を移せしなり。後ちの交詢社また然り

クラブは、英語 Club にて、本邦にて原語のまゝ之を用ひしは、明治二十年ころのことなるべし、最初は、苦樂部の三字を借用したることありしが、後ち俱樂部の字を用ふるに至れり。二十二年前後に、東北俱樂部、大同俱樂部、庚寅俱樂部等の政社ありて後、政社に俱樂部の名あると、今に絶えず。

第三類 交通

人力車の始

出願者	人力車の名	三人全權を握る	加入者の契約	最初の人力車	用
事なくして乗る	車夫取締規則	諸車の名	車夫の状態	京坂に行はる	發明者の末路
					賞賜

發明記念碑 發明者の異説 和泉要助氏の發明來歴

人力車

福田 某

陌上無三人不置車、朱輪繡幔競奢華、也應呼做移春檻、嬌艷載來双朶花、

同

新聞雜誌

不須蒸氣不須馬、人力縱橫載客行、三輪繁昌掛母衣、四手零落少雁聲、定日賃錢眼前賤、御免提燈天下晴、豈唯急用與豪遊、丁稚野郎亦平生、明治維新後新に出て、公私の便益を爲せる物を舉ぐれば、人力車の如きは、必ず五指中に入るなるべし。この物唯に我國に廣く行はるのみならず、遠く支那印度等の海外にも行はるゝなご、いよく發明者の功績を後世に傳ふる價あるべし。人力車の發明者につきては、各種の記載あり、且つ創業當時の奇談も多ければ、順を追ひて下に列叙すべし。

府下、谷中初音町三丁目長明寺境内に、人力車發明記念碑あり、全文左の如し。

(篆額)人力車發明記念碑

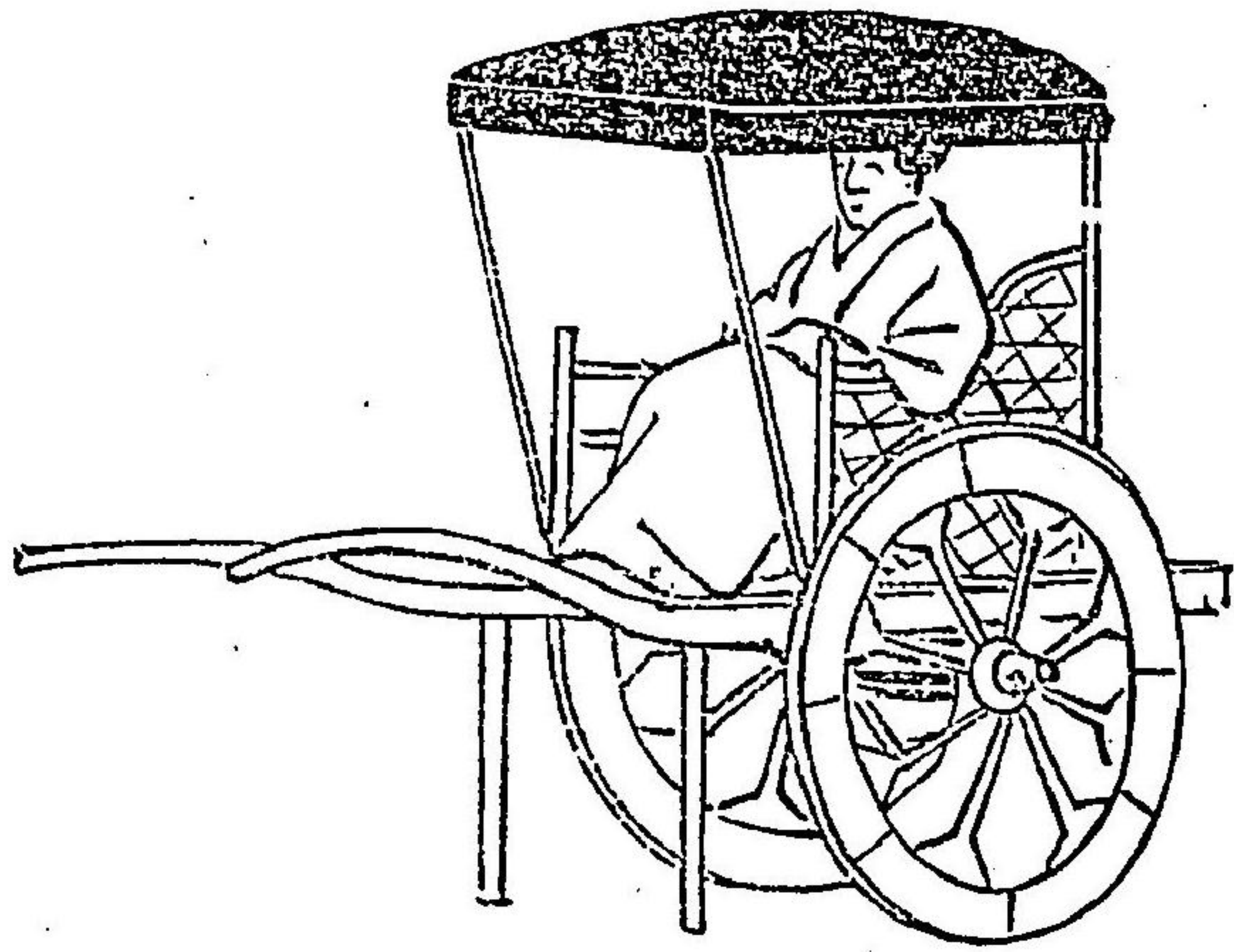
昔もろこしに十年の洪水ありし時、人民残りなく水底の藻屑とならんとせしに、禹

人力車の始



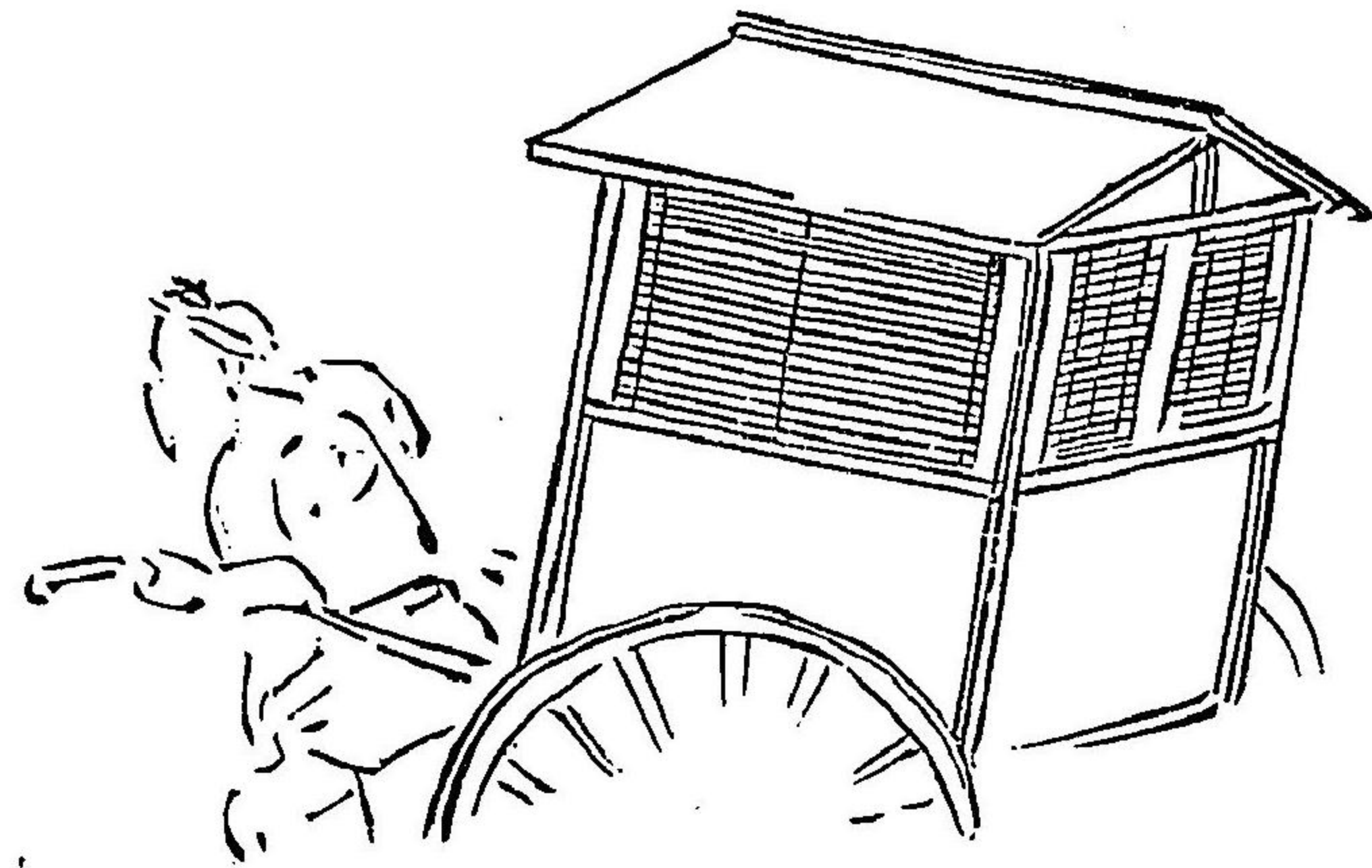
第三類 交通

といへる聖人出で、山を拓き堤を固め、逆巻水を疏きやりて、難を救ひ世を治めたり。其大功をなしとげたるは、四種の車の力によりたりとぞ。今や萬里の路程もしばしのまにゆき、せられ、また巧妙なる種々の器を作りて、世界の便利を極むるも、車の働きならざるはなし。茲に筑前の人和泉要助氏、はしめて人力車を發明し、明治三年の春、すみやかに官の許可をうけ、心を碎き力を盡されたる甲斐ありて、わつか二年ばかりに、御國のうちは更なり、遠き支那歐米の國々までも、此車の用ひらるゝととなれりとぞ。其績は、禹にも劣らざるべし。御國の人の發明にて、かくも世に廣まりたるは、嬉しきかぎりならずや。尾花の浪のはてしなかり



(車蓋しの所載人力車○長柄に横木なし)

し武藏野の原も、開けて帝都となり、海をさへ埋めて陸となし、市街も日に月にいや廣まり、外國人も來りすみて、事業しげき世となりしは、此車の功いよくあらはれたり。かゝる便利をうけつゝも、此起原の年月と、發明者の誰なるやを知らぬ人多く、ましてこれを後の世に傳へおかんは、石に彫りて詳にするにしくはなし、やつかれそのはしめ官にありし頃、この車の事につけては、もつはら預り知れるとありしをもて、此碑をたつるにつけ、一筆するしてよど、ねもころにこはるゝまゝ、いなみかたかくなん。



(芳虎畜車蓋し所載の人力車)

明治廿四年三月長門豊浦の海邊に釣する研里  
人力車の始



第三類 交通

しるす。郷友鷲軒筆を採る。

實に、發明者の和泉要助氏なるとは、この文の如し。されども、異説甚だ多し。明治廿七年三月二十日の都新聞に、この創造者として四通の投書を掲げし如きこれなり。

(一)人力車發明人は、小生が親族にして、目下鐵砲州船松町十番地に住居する和泉要助氏と外二名なり。同氏等は、明治三年人力車を創案し、直に出願、同四年五月許可を得、當時會社の如きものを任組製造致居候處、同六年大藏省より御達の旨も之あり、會社の仕組を廢し、創業費下賜の義を出願せしに、金二千圓下賜相成りたり、其後一手製造の特許、即ち專賣權許可の義を出願に及びたれども、當時版權類の外は保護の規則無之故、許可せられず。左れども人力車は公私有益なる發明につき、追て何分の御沙汰可有之旨達せられたり。然れども其後何の御沙汰も無く、遂に其まゝになりしにて、本人等の功勞も空しく人に知れざるは遺憾なり。本人等が數度出願の書類及び其時の指令等は悉皆小生が所持致居候云々。北豊島郡 士族某。(二)人力車發明者は、東京の人瀬廣某なり。其人は七八年前死去したるも、其死後下谷

(芳虎齒車畫し所載の人力車) (たるまさいひしかたならん)

南稻荷町九番地日高長圓と申す人瀬廣氏のために、人力車發明の紀念碑を建てんと奔走せられしが、同意者なくして其まゝ止みたり。

南葛飾郡元小名木、 淺井平七。

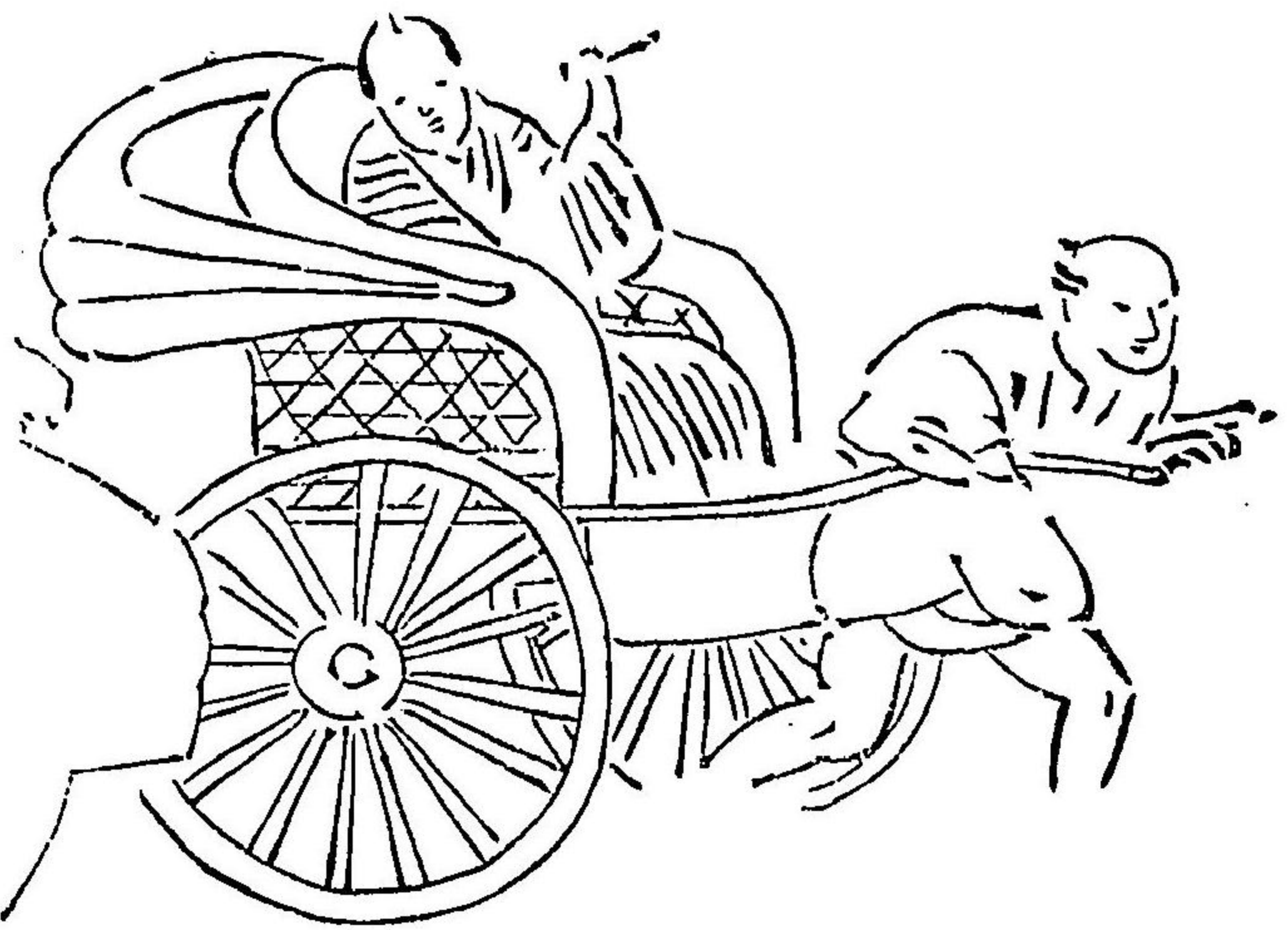
(三)國史略三編卷五に、明治二年東京人高山幸、

鈴木徳等、創造人力車、以代駕輿、人皆便之、未幾大布行海内。 目黒生。

(四)日本歴史を讀んで、油屋徳右衛門なる人、人力車を發明すと記しありしと記憶せり。其全文は忘れたり云々。 濱荻生。

第二の投書瀬廣某云々は、發明者と詐稱し、建碑を名として、一ト仕事せんとせし山師なりしなるべし。此他、同年三月廿九日の大阪毎日新聞に、人力車發明の記事あれども、讀

人力車の始





第三類 交通  
むに足らず。

さて、和泉氏が如何にしてこの車を創造せしか、又他の二人との關係如何を尋ぬるに、元來和泉氏は、筑前國鞍手郡中泉村長谷川作右衛門の長子にして、文政十二年十一月廿五日に生れたり。嘉永三年福岡藩士出水要の養子となり、要助と稱し、後和泉の字に改めらる。翌年藩主に隨ひて江戸に至りしが、明治元年に至り、西河岸割烹店松林亭半右衛門の名義を以て、三條公等の賄御用を勤めたり。これより先き、外交開けて馬車の輸入あり、其制の輕快なるを見、馬力に代ふるに人力を以て挽かば更に便利なるべきを思ひ、明治二年始めて人力車製造を發明したり。元來同氏は、性諸工事の考案に長じ、曾て種々の製作に着手せしとあり。一たびこの人力車を作らんと考案を起せしより、百事を抛ちて一意之に従ひたりといふ。已に其成れる跡より見れば、容易なる如くなれども、初め函を作り、二輪を付け、人を乗せて快進し、安座艤覆の憂なきに至らしむるまでの間は、構思百端、屢作りて屢毀ち、僅に下等椅子に踏臺及び兩輪日覆を附けたる如きものを作れり。然れども進行に便なるを以て、之を世に行

はんと欲し、福島藏人といふ知人は、東西兩京の諸車の掛官なるを幸ひ、出願の手續を談せしに、同人も同意して、願書を製し之を出すべき由の指圖あるを以て、之に隨ひ願書を捧げたるに、福島氏は之を太政官に進達したり。太政官にては、實地試験の上、更に東京府を経て願出つべき旨を令せり。翌二年春に至り、製造全く成り、八百屋徳次郎に實地試験せしめたるに、車輪の轉進すると頗る迅速にして、かこの迂なるとは其趣大に異なるを喜び、此時東京市中を乗り廻りたる故、到る處人皆珍らしき車なりと評し、大評判となれり。府廳之を聴き知り、戸長に尋ねられ、戸長は徳次郎を取調べたるに、和泉氏の發明なるを答へしかば、早速和泉氏を呼出して大に質問に及ぶ。同氏は、先きに太政官より、

人力車の始



(車蓋し所載の日除車)



第三類 交通

試験の上に出願すべき口達を受け、目下試験中なりと答へたり。さて退きて考ふるに、一人にては諸事不便なり。同盟者を作りて事を共にするに如かずと、兼て知る處の高山幸助、及び八百屋の鈴木徳次郎を同盟者と爲し、更に左の願書を差出したなり。

(芝居の賑所載の人力車)



乍レ恐以ニ書付ニ奉ニ願上ニ候、  
 一 箔屋町組合持地借要助、吳服町嘉兵衛地借徳次郎、本銀町一丁目平次郎地借幸助、右三人總代要助奉ニ申上ニ候、引續諸色高價の折柄、私共渡世向殊之外手透に相成、日々營業出來兼、必至難澁至極仕候間、銘々工風仕、人車自力牽補理、家業仕度御座候。尤辨理宜敷儀と奉レ存候間、別紙雛形仕法書相添へ

奉ニ願上ニ候間、何卒以ニ御慈悲ニ右家業御聞濟被ニ成下置ニ候様、偏奉ニ願上ニ候以上、

本銀町一丁目平次郎地借、幸助。

吳服町嘉兵衛地借、徳次郎。

明治三十年三月十七日

箔屋町五人組地借、右二人代兼、要助。

町年寄、七兵衛。

東京府御役所。

仕法書。

一 西洋腰掛臺に、小車取附牽歩行候に付、常體の車とは違ひ小振りにて、取廻し宜敷、往來差障にも不ニ相成、一人牽にて價安直に當り、車の儀左に、  
 右は幅二尺餘、長五尺五寸にて小振に有レ之、特に車先にて牽候間、込間中にて、常體より小振りに候間、恠我等も無レ之、馬車とも違ひ、急迫の儀に無レ之候間、間違等も一切無レ之儀に御座候。

人力車の始



第三類 交通

右に對し東京府廳に於て、三月廿二日許  
可を與へ、左の命令を三人に下せり、

箱屋町、 要 助。

吳服町、 徳次郎。

本銀町一丁目、 幸 助。

其方共儀、人力車渡世の儀仕度願出候  
に付、開届候儀には候得共、器械成丈  
成夫に製造致し、車日覆等素朴に補理  
美麗箇間敷儀不<sub>ニ</sub>相成、勿論車を引掛、  
人を殺し恠我等於<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>致<sub>テ</sub>者、可<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>  
嚴科<sub>一</sub>候事、

一、往來之者、諸人迷惑不<sub>ニ</sub>相成<sub>一</sub>候様  
專<sub>一</sub>に心掛可<sub>レ</sub>申事、

(芝居所載の人力車○裸袴の夫彩給の車)



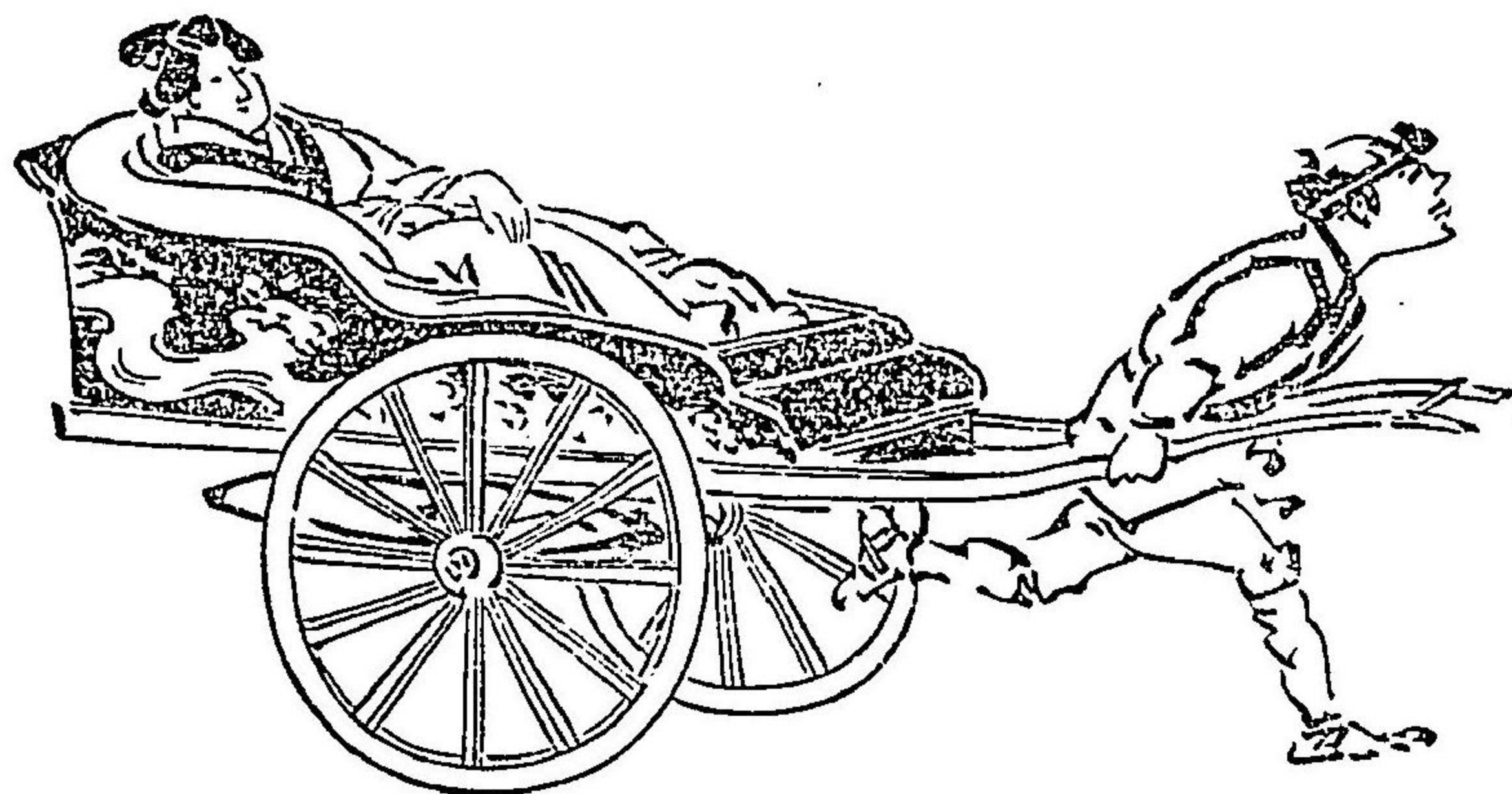
一、賃金之儀は成丈下直に可<sub>レ</sub>致候事、  
一、高貴之方並に巡邏兵隊等へ、途中行逢候節は、  
下車致又は脇道へ除け可<sub>レ</sub>申候、兎角不敬之儀無  
レ之様心掛可<sub>レ</sub>申候事、

一、出火の節は、決して乘廻し候儀不<sub>ニ</sub>相成<sub>一</sub>候事、  
和泉氏等三人よりは、二十三日市中取締第一大隊總  
隊長に届出て、製造したるに、人皆之を便とし、流  
行を來したる爲め、新に加盟を乞ふ者多きを以て、  
五月和泉氏等三人より、東京府廳に左の願書を出し  
たり。

乍<sub>レ</sub>恐以<sub>ニ</sub>書付<sub>一</sub>奉<sub>ニ</sub>願上<sub>一</sub>候。

一、箱屋町組合持地借要助、本銀町一丁目平次郎地借幸助、吳服  
町嘉兵衛地借徳次郎三人之代兼要助奉<sub>ニ</sub>申上<sub>一</sub>候、  
人車補理家業仕度段、先般奉<sub>ニ</sub>願上<sub>一</sub>候處、願之通御聞濟被<sub>ニ</sub>成下

人力車の始



(五雲亭貞秀稿載所載の人力車○直線に於ては深し)



第三類 交通

置一、日々渡世營有之仕合に奉レ存候、然る處右車至て便利宜敷、此節外々より同家業致度旨、申参り候者有レ之、右様申出候者、住所名前並に當人情實も取調、兼て被ニ仰渡ニ之趣厚く申聞、新加入爲レ致、其段私共より逸々御訴訟可レ奉ニ申上ニ裁、亦新加入人より御訴訟奉ニ申上ニ儀に御座候哉、此段御伺奉ニ申上ニ候間、何卒以ニ特別之御仁惠ニ、御慈悲之御沙汰被ニ成下置ニ候様、偏に奉ニ願上ニ候以上、

明治三年五月廿三日、  
東京府御役所。  
要助以下二名連署。

府廳は、新加入者ある時は、三人の内一人加印願出、後日の故障なきを證すべしと命ぜり。即ち三人は、當時人力車の全權を握れるものにして、三人の調印なきものは、營業するに能はざりしなり。因て三人左の契約を結べり。

一、今般我々共申合發起新工夫、人力車渡世仕度段東京府御役所奉ニ願上ニ候處、夫々御調之上、右車持參可レ致旨被ニ仰聞、則奉レ入ニ御覽ニ候得共、尙又一同被ニ召出ニ、願之通被ニ仰付ニ、重々難レ有奉レ存候、依レ之規則左に、

規定

- 一、御上様御法度之儀は不レ及レ申、都て被ニ仰渡ニ之趣堅く相守可レ申候、
- 一、人力車家業新規加入致度由、申出候者有レ之候節は、兼て三人熟談之上取計可レ申、車出之場所之儀も同様之事、但右車製造職方之儀は幸助持に候事、車焼印之儀は三人立合之上押造し可レ申事、
- 一、一人一里に付、賃錢七匁五分之割合にて請取可レ申答、
- 一、牽人共酒代等は請申間數旨、堅く可ニ申聞ニ候事、但客方より聊たり共、酒代無心中入候者相知れ候は、

其者差替可レ申候事、歸り客を取隠し相願はるゝに於ては同斷之事、

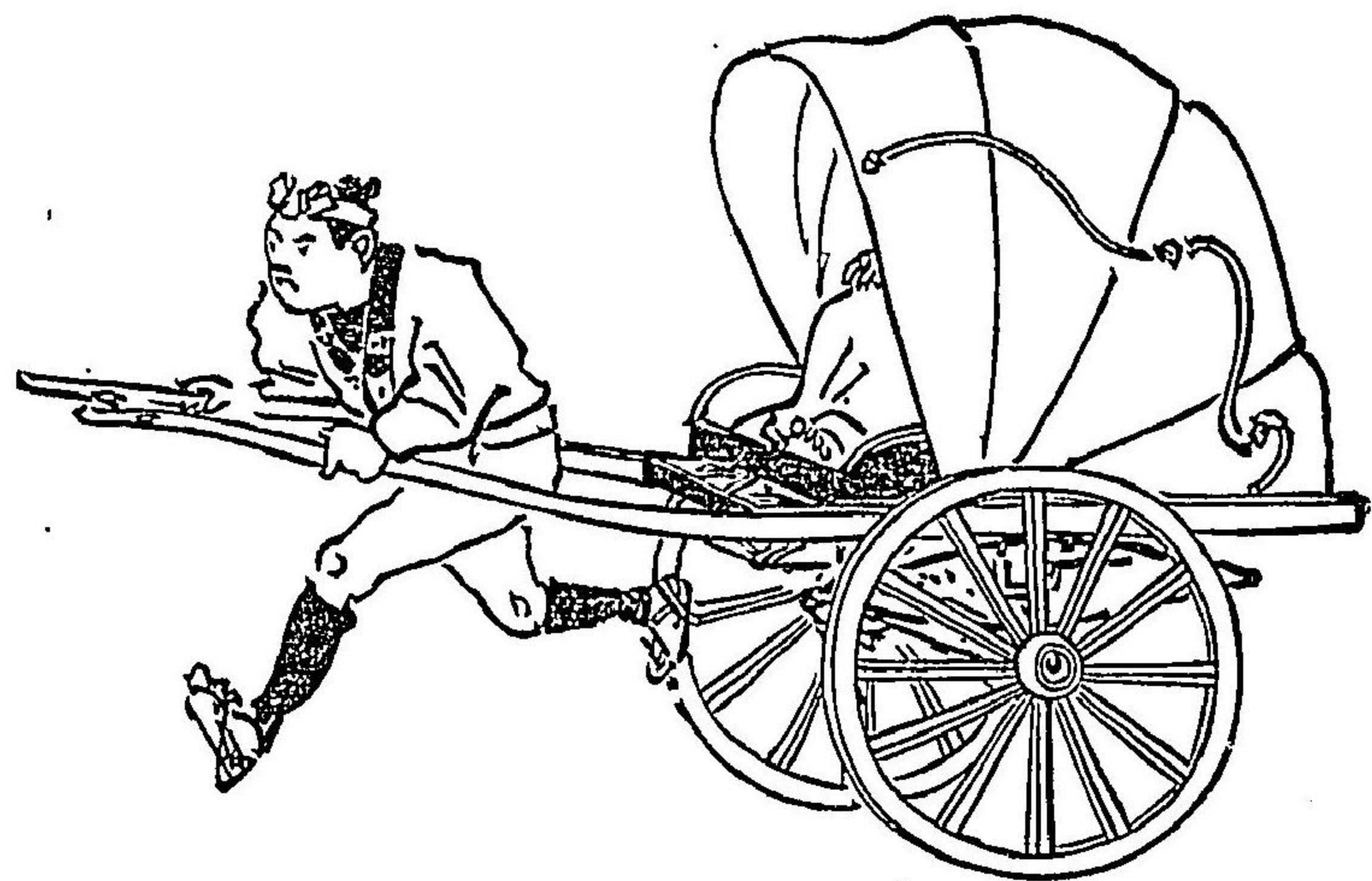
一、新加入人力車一輛一ヶ月金一分づゝ積金受取置、右金子之儀は誰預りニ申儀、年月日共悉く記し置可レ申候事、

一、今度右家業御免被ニ仰付ニ候に付、御冥加金相當御上納仕度段奉ニ願上ニ候處、追て御沙汰之旨被ニ仰聞、其後被ニ召出ニ、右納方は追て御沙汰之趣被ニ仰渡ニ候、然る上は追て御冥加金被ニ仰聞ニ候節、早速右を以て上納仕、不足等に候は、其時々割合を以て取集め、差支無レ之様可レ致、且諸願伺等にて無レ據入用之節は、積金之内にて可ニ取附、尙仲間中並に牽人共、不時災難有レ之、入用節差支候節は、相談之上、辭儀に因り積金より可ニ相贈ニ答、

右は銘々粉骨之志願相叶、難レ有奉レ存候間、永久忘却無レ之爲め、前書之通取極め、聊爭論箇數儀無レ之様心掛、相互に睦み合、家業永續可レ致候、爲ニ後日ニ爲取替ニ證文一札仍て如レ件、

箱屋町組合持地借、和泉 要助。  
明治三年 本銀町一丁目平次郎地借、高山幸助。  
吳服町嘉兵衛地借、鈴木徳次郎。

人力車の始



(かのもふいと車けよ日〇車の載所稿畫秀貞亭雲五)

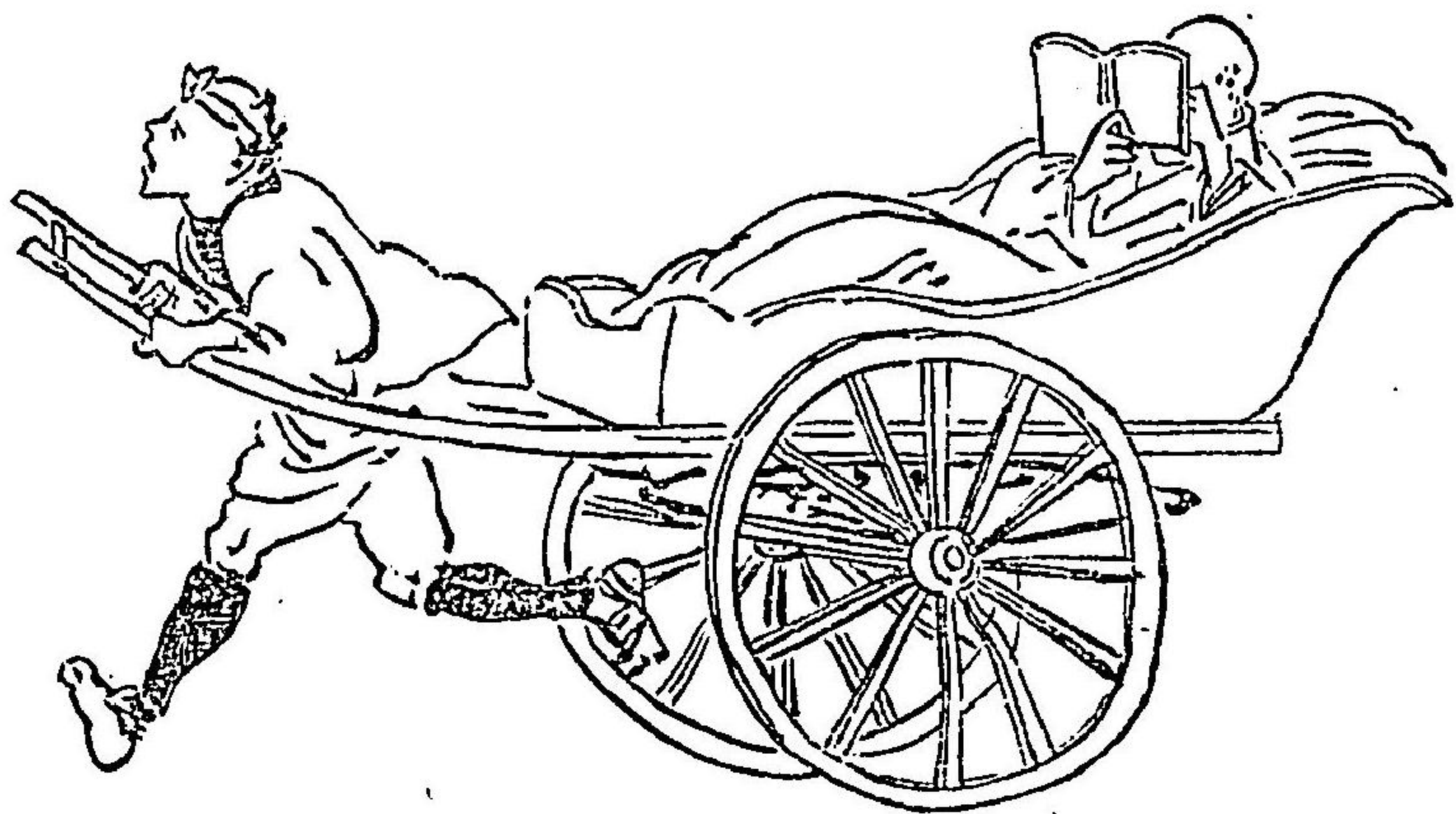


第三類 交通

又新規加入人に對し契約したる定書は左の如し。

定

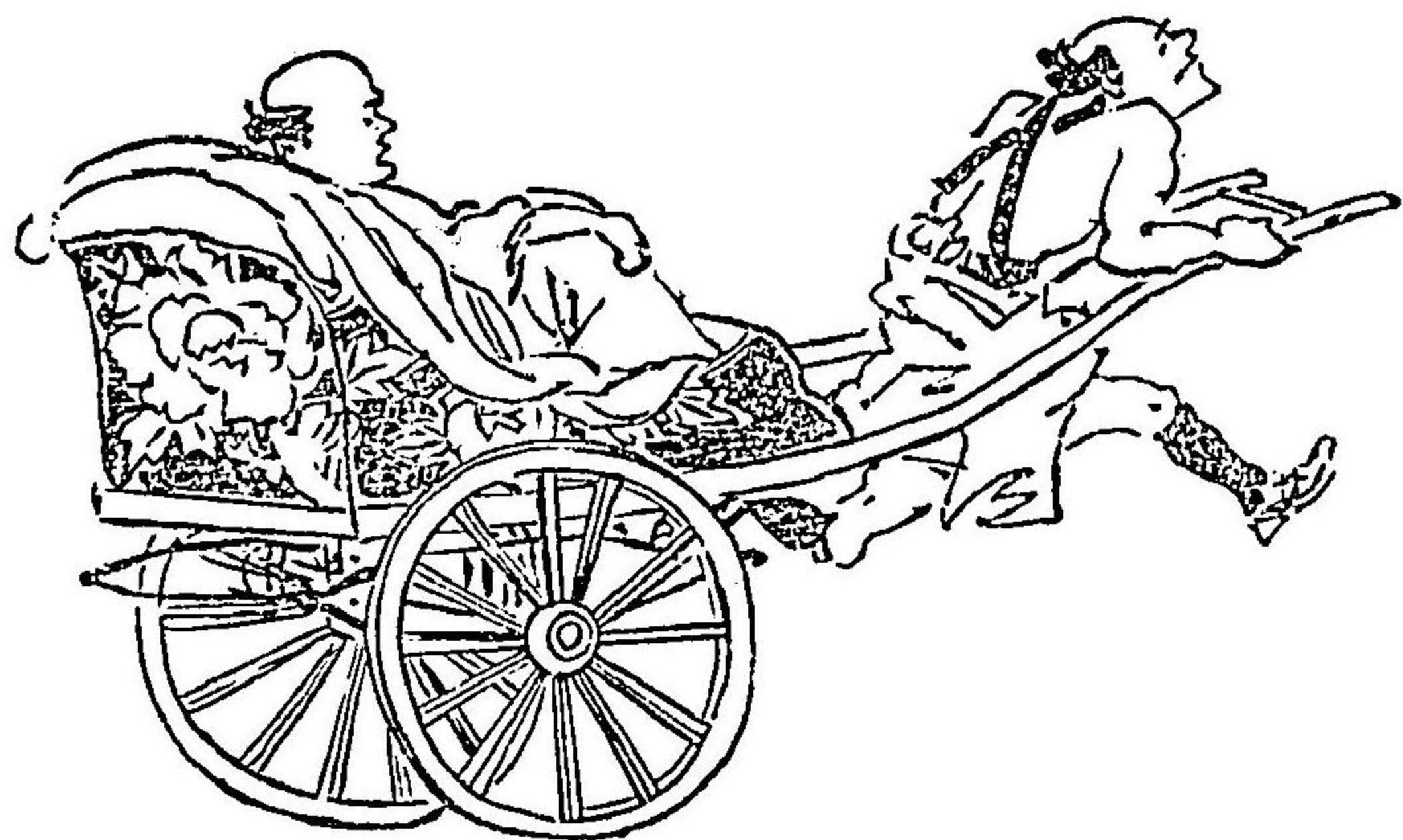
- 一、御上様御法度之儀は不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、都て仰渡之趣堅相守可<sub>レ</sub>申事、
  - 一、人力車渡世御免に相成候處、器械成丈成夫に製造致し、日廻等素朴美麗箇間敷不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>は勿論、車引掛人を殺し惟我等於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之は、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>處<sub>二</sub>嚴科<sub>一</sub>事、
  - 一、往來之者諸人迷惑不<sub>二</sub>相掛<sub>一</sub>様、心得可<sub>レ</sub>申事、
  - 一、賃錢之儀は成丈下直に可<sub>レ</sub>致候事、
  - 一、高貴之方巡邏兵隊等々、途中行逢候節は、下車致、又は脇道へ除け、兎角不敬之儀無様、心得可<sub>レ</sub>申事、
  - 一、出火之節は、決して乘廻し候儀不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候事、
  - 一、車臺長さ五尺五寸、 一、同横幅 二 尺、
  - 一、同輪地摺幅二尺七寸、 一、輪亘り 三 尺、
  - 一、腰掛日覆迄高三尺五寸、 一、總高さ 五 尺、
- 右は被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>并に御願濟座に御座候、  
車之儀は發起之内幸助は車職工に付、補理方可<sub>レ</sub>致事、  
一、新規加入車間寸其外共、被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>之通相心得、發起人見極め可<sub>レ</sub>申事、



(車力人の載所稿畫秀貞)

- 一、追々加入有<sub>レ</sub>之、車出場所勝手に差出候ては、自然と相互に渡世差障に成行候ては、折角新規工風を以て奉<sub>二</sub>願上<sub>一</sub>、御愁悲を以て御願濟相成候證を失ひ、歎かは敷次第に候間、發起人并に仲間一同熟談之上、新加入者車差出し場所取極め可<sub>レ</sub>申、尤右車製造職方之儀は、發起人之内幸助持に候事、
  - 一、一人一里に付賃銀七匁五分云々(前文に同じ)酒代無心歸り客隠し云々(前文に同じ)
  - 一、人力車持場讓受之儀は、仲間一同相談之上可<sub>レ</sub>致候事、
  - 一、新加入車一輛に付一箇月金一分づ、積金差出し置可<sub>レ</sub>申候事、
  - 一、兼て御冥加上納奉<sub>二</sub>願上<sub>一</sub>置候處、追て御沙汰之節、右積金を以て上納仕、不足に候得ば、其時々割合を以て取集め差支無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>致候、且加入人場所一箇所限り出店不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候事、但諸願向御同等にて無<sub>レ</sub>據入用筋は、積金之内にて可<sub>二</sub>取附<sub>一</sub>、尙又挽人共不時災難有<sub>レ</sub>之入用筋は、相談之上辭儀により積金可<sub>二</sub>相賄<sub>一</sub>答、
  - 右被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>之趣堅く相守可<sub>レ</sub>申、並に規定之廉々承知加入仕、且車補理之分發起人より見留焼印請、其砌挽人焼印鑑札是又發起人より可<sub>二</sub>相渡<sub>一</sub>事、
- 車數増減年月日巨細其時々、發起人方届出、大帳に記し置可<sub>レ</sub>申事、

人力車の始



(貞秀畫稿所載の人力車)



第三類 交通

申候、然る上は前件の次第、心得違ひ有之節は、家業差留方御談事御座候共、決して苦情不唱、相止め可申候、爲三後日一俵て如件、  
明治三年

發起人、三名、  
加入人、連名、

又挽子に對したる掟書は左の如し、

掟

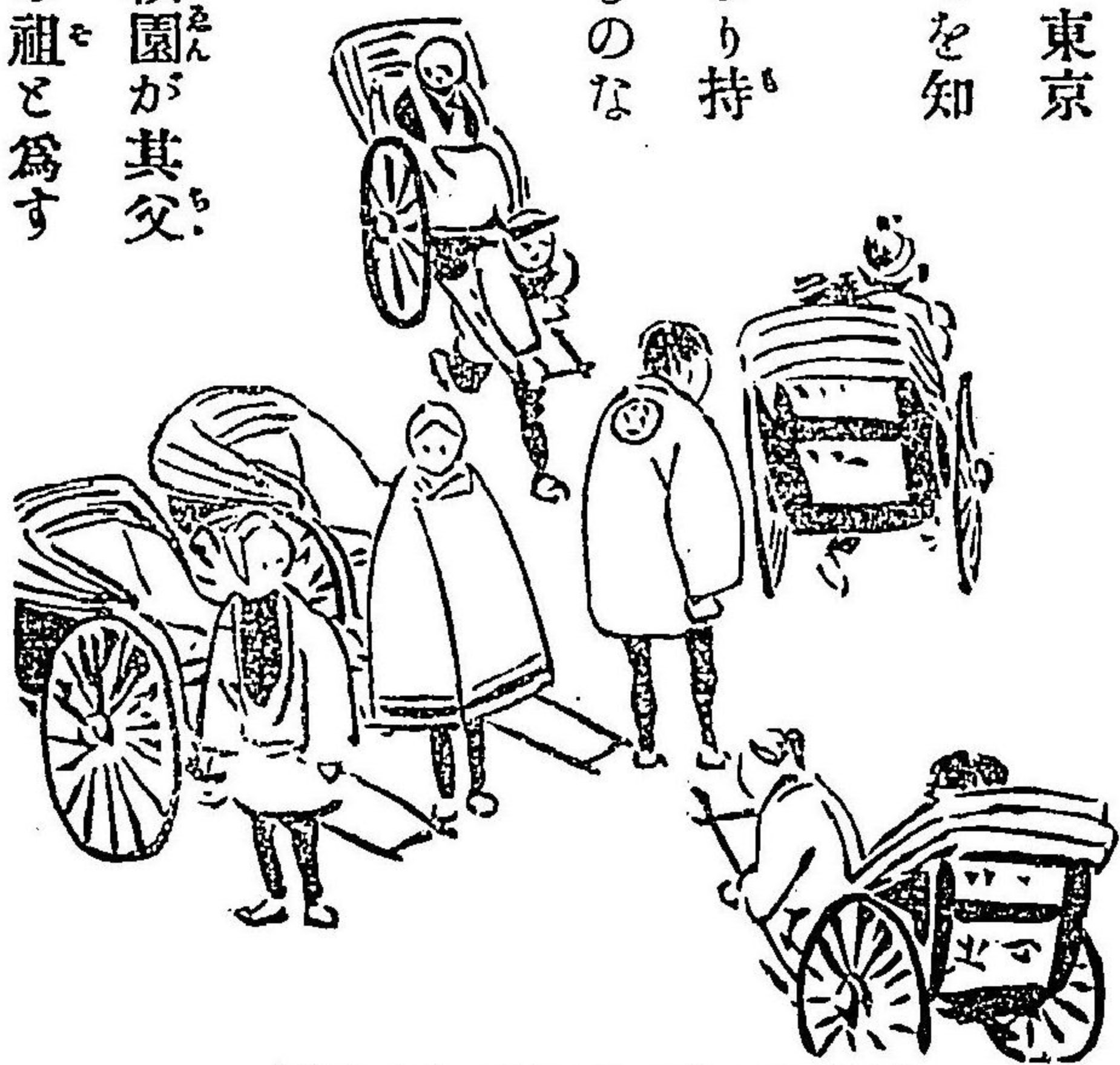
- 一、人力車渡世一同神妙に家業相勵、正路に可致事、
- 一、御上様より被三仰渡一之趣堅く相守可申事、
- 一、途中に於て高貴云々(前文に同じ)
- 一、諸往來に迷惑不三相掛一、別て老幼之輩、恠我等無之様、厚く心付可申事、
- 一、上下に不レ拘、都て騎馬又は馬車荷車駕籠等に行逢候は、成丈片寄、馬驚不レ申様可三心付一事、
- 一、出火之節は不三相成一、且人立混雜之場所は相除可申事、
- 一、車夜通行、以三御慈悲一御免相成候段、一同難レ有相濟、夜分車一輛毎に提灯相用、別て心付恠我がさつ不法之儀、無レ之様可致事、
- 一、左の御門々、夜通行不三相成一旨、被三仰渡一候段、急度相心得可申事、  
外櫻田、日比谷、すきや橋、かじ橋、吳服橋、常盤橋、神田橋、一ツ橋、和田倉、ば、先、
- 一、車器械之儀、成丈花美に無レ之、實用質素成丈專一に補理可致事、
- 一、賃銀之儀、遠近平地山坂等、出場所相考、過不足無レ之正路に致し、一里金二朱當り可三請取一事、
- 一、明き車の節は、後より押、往來致間敷事、

以下断簡

以上人力營業出願以下の文書類は、發明者賞賜の請願書を、帝國議會に提出する時、野口勝一氏等の取調べにかゝり、(風俗畫報登載)信據すべきものなり。人力車といふ三字名も、最初は唯人車とのみ稱せしが、東京府の指令に、始めて人力車の稱を用ひたるを知る。

福澤諭吉氏いふ、人力車は、予の米國より持ち來れる乳母車を見て、其制を取りたるものなり。と。されども、他の記事にて、曾てこのことをいひしものを見ず、和泉氏さへ、馬車を見て云々といふより推せば、乳母車は人力車に何の關係なし。又皆川棋園が其父を載せてひき歩きし小車を以て、人力車の祖と爲す

人力車の始



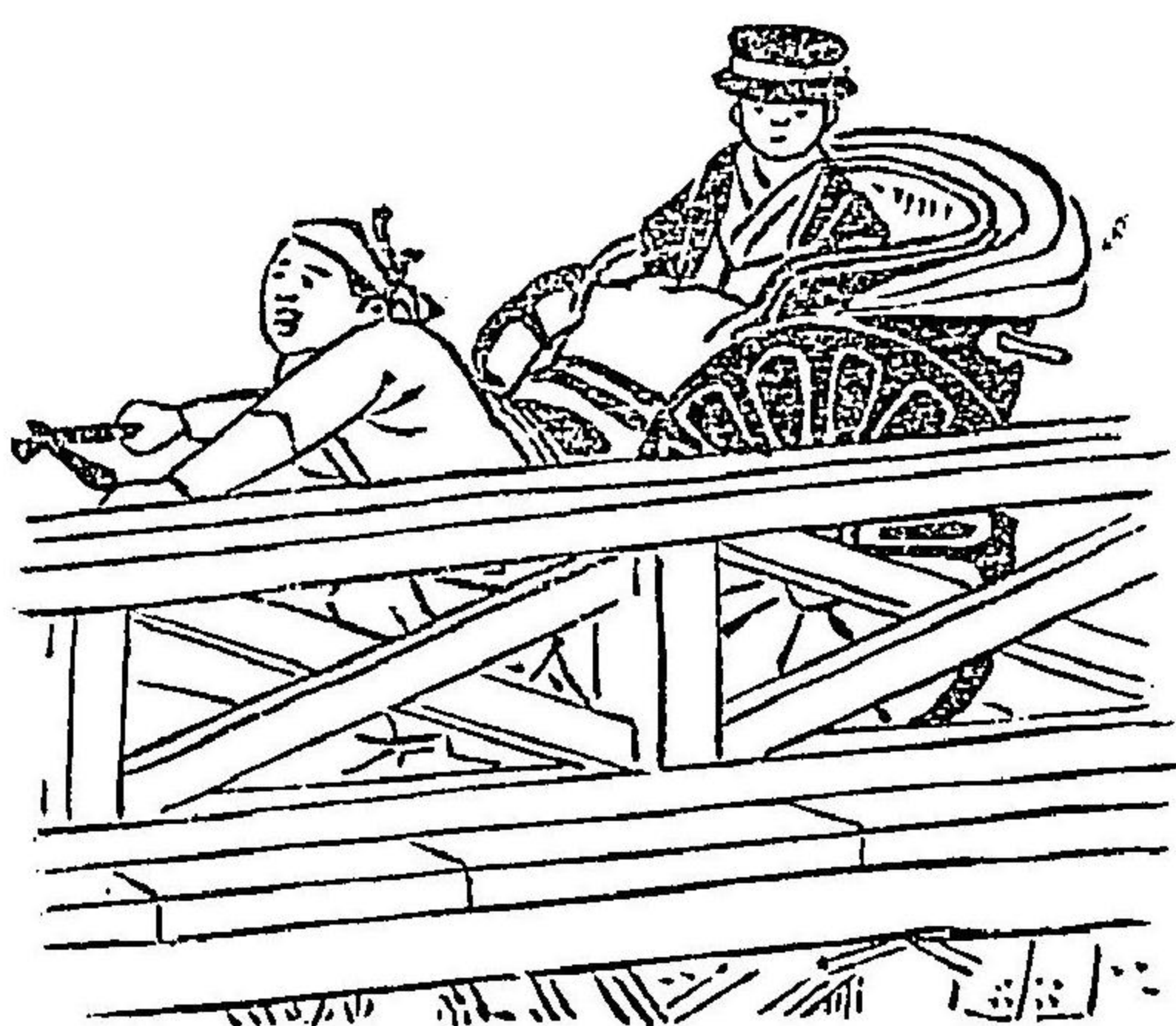
(車力人めつ橋本日の載所誌昌繁)



者もあれども、これまた牽強の説なり。

以下、開業當初の雜説を拾ひ、想像に使せんとす。

(繁昌誌所載の人力車)



(一)明治三年、夏本銀町一丁目なる高山幸助といふもの人力車製造のと官府へ願奉り、免許を得て是を造らしめ、日本橋の南に二三輪を置、曳車夫を側に居らしめ、幟を立て客を待けるが、次第に行はれて轂下に充満し、近在近國にも及べり。三輪車といへるは、芝の會社より出て便利よしといふ。(年表)

(二)人力車の製、初は車上に四本柱を立て、輕小なる屋を設けたりしかども、忽ち廢れて夫より母衣となるを工夫せり、これ當時十五番組(芝區濱松町金杉邊)の中年寄内田勘左衛門の創意なりといふ(洋々社談)

(三)人力車開業の當時、之に試乗したりし某氏の談に、當時の車は、其上に腰かくれば、兩脚は今のものほど伸びず、又箱の板は肩の邊に達し、上に四本柱を立て、屋根ありて木綿の水引を張れり。この後、達磨と稱し、今の圓椅子の形したる制のも出て、其後又三輪車出きたり。三輪の内、小なる一輪は後部中央にあり、三輪すたれて後、小輪の心棒ばかり車後に出てたるもありし。又大八車の大きにて、轆をしき、六人ほど乗りて、銀座より品川の間を往復するもの暫時行はれたり。銀座三丁目の吉村といふ三味線師匠の見世をかりて待合所にしたりし。これは四輪車にて、一人は前に轆き、一人は後より推せり。車上に屋根ありしと、前に同じ云々。

著者の收藏する車づくしの錦繪、十餘組あり。中に就て明治三年版日本橋南詰西側高札場の傍に、御免人力車處と横に書ける幟を立て、其の下に、四本柱の一車停留せあるあり、又、四本柱の人力も、其制一ならず、小家屋の形状なるあり、コの字形なるあり、水引廻したる、みす下したる、或は全く帳を下して、乗者の見えざるなど、何れを本式と定めがたし。而して、轆に横木なく、車軸と車臺との連結にばね無く、

人力車の始



第三類 交通

車輪の制、大八車に似たるもあり。二人乗以上の、大車といふものは、今の荷車にして屋蓋あるものに似たり。只憾むらくは、未だ三輪車の制を、圖したるものを見ざるにあり。

以上は、皆、直線式のものゝみにて、頗る兒戯に類すれども、翌四年版の繪を見れば、驚くべき進歩にして、現今の車制の式を備へ、四本柱なるは、殆んど廢滅に歸したるを知る。

(四)又、某氏の話に、人力車創業の頃は、淺草見付(今の淺草橋)より雷門まで、車賃一分なり、當時かどの賃は二朱なりしと。

(五)又いふ、最初は、人々珍らしく思ひたれば、用もなきに乗り試みし者多く、きまり悪しきとて、頬冠りなとして乗りたりしと。

又、實際用事なくして乗り廻す者ありしは、次の記事の如し。猶今の自轉車の如くなりしなるべし。

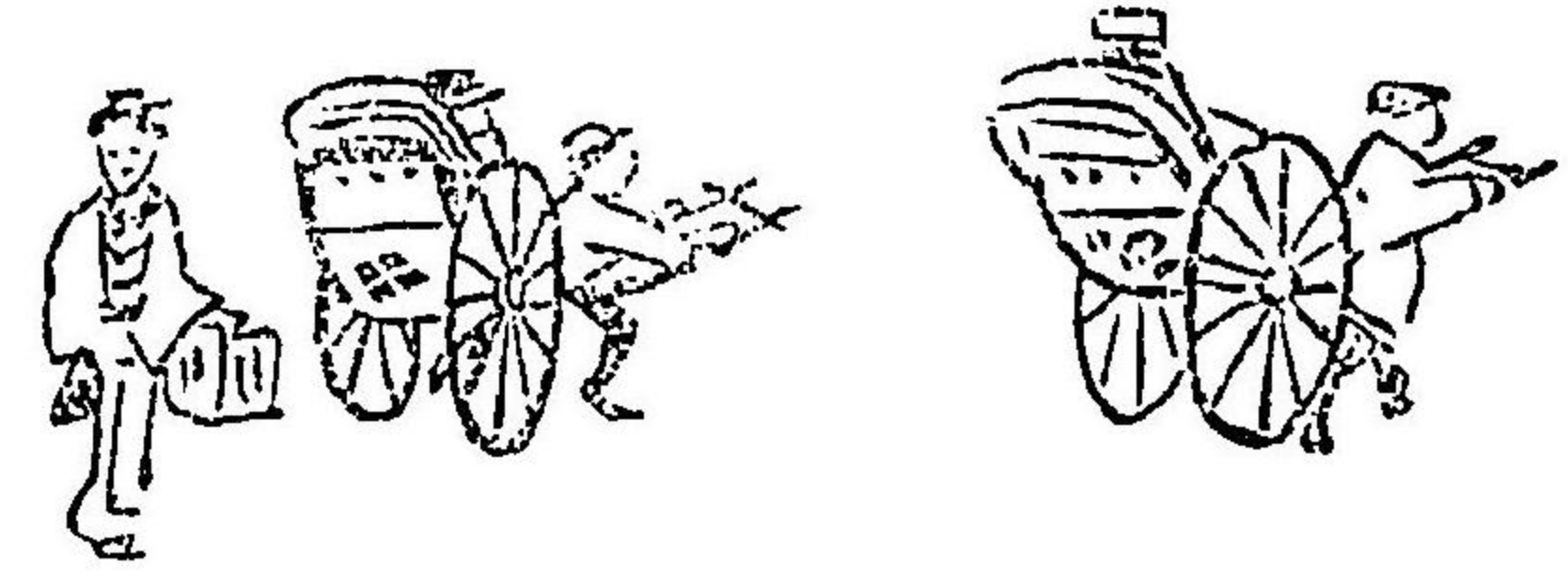
本町邊の商家の主人、人力車に乗るとを好て、終日雇切にして、用事もなきに所々方々へ乗り廻り、市在社寺は云に及ばず、峻坂險路と雖も避るとなく、朝より夕に至るまで曳き歩かせたり。(四年版雜誌十一號)

此頃華族と見え、五六人乗の人力車を製し、九曜の印し付き法被を着せし下僕三人に引かせ、眷族打乗り、市街を往來せし者あり、可笑とならずや。(五年九月版雜誌六十三號)とある、これなり。

一たび人力車出て、より、非常の勢にて忽ち海内に廣まれり。順次、諸書の記事を列ねて、之を證すべし。

四年八月(年表)此頃人力車追々諸方に出來て、其數を知らず。其製、黒黄朱青漆錫粉梨子地等にぬり、其上へ山水名所人物武者俳優遊女鳥獸蟲魚草木器財唐草色々の模様、持主の町所姓名住所等を蒔繪にしたるものあり。見事なるあり、鹿相なるあり。一日芝の邊へ趣て、神田の邊へ歸る道にて百六十餘程を見たり。この頃は大方持主の目印に改たるが多し。但人力車は、二尺までを一人乗とし、二尺以上を二人乗とするの御定なり。(社會事業に此項を引けり)

人力車の始



(りあ紋大に背々車力人の載所誌昌繁)



第三類 交通

五年正月(雜誌廿九號)當府下人力車の盛なる、實に街道も塞る斗にて、製造方種々之ある中、三輪形なる者最も流行せりと。三輪繁昌掛母衣、ものこれなり。

五年二月(日要十二號)東京府下渡世の爲製造の人力車、辛未十二月廿九日調高九千八百六十輛なりしが、今春四百九十二輛増加せり。又華族官員等所持の分八十八輛なり。外に板橋口の分百六十四輛、品川口三百七十二輛、新宿口六十四輛、總計一萬千四十輛なりとぞ。

當時、一ヶ月車税八匁にて、毎月千四百五十兩の收納あり。その功に報ずるためにや、三人は同三月に、取締役となり、手當金を下賜せらる。『人力車總行事、高山幸助、和泉要助、鈴木徳次郎の三名、一昨年中人力車發明により、官より取締役仰付られ、今度御手當として、百五十圓下さる(輯録十九號)』

次で、車夫を取締る必要起り、同五月始めて人力車渡世の者心得規則を發布せり。與背並に提燈桐油共、區内番號を記さる者は渡世を許さず。車子は法被の脊又は襟へ番號を付くべし。賃錢は一里一朱の割合たるべし。酒代飯料など、唱へ金錢受

取まじく、老人婦女子足弱の者へ強て乗車を勧めまじく、車行逢ときは、互に左へさくべし。暮六時より提燈を點すべし。失火場最寄車ひくと決して不相成云々。

(日要廿四號)

當時、府下の四大橋は、尙車行を許さず、本所深川方面の者、不便少からざりしが、五年六月後漸く其禁を撤せり。

五年より六年にかけて、車税布告中に見えし車の名に、馬車、人力車、大車、自轉車、日除車、小車、或は人力車四輪以上は一ケ年金二圓、三輪以上二人乗は一圓五十錢一人乗一圓相納むべしとあり。されども、五年八月の府下諸税收納表に自轉車一輛、日除車一輛、人力車二萬四千五百二十二輛、馬車百二十九輛、小車七千五百六十三輛とありて、大車の名見えざるに因て考ふれば、既に廢滅したるものなるべし。右の内、日除車とあるは、母衣かけたる異様の車にて、小車とは、後押車、俗に三泣車といふものなり。

新事物は、兎角疑懼を招くと常なるが六年冬の(日要)百二號は、人力車に乗るを左の如く戒めたり。『世間の老人、幼兒虛弱の人、また妊娠の者は、ゆめく車に

人力車の始



第三類 交通

のるべからず、殊により、月足らずして流産の愁ひありと。流行當初のとして、尤もの婆心と謂ふべし。

安愚樂鍋二の下巻に、

朝ツばらから、新橋までいそぎの仕事で、淺草見付から二朱と二百のたちで引て行くこと、なじみの傳馬町の唐物やの番頭が、慮合羽の脚半がけでやつて来るのを見かけた……大いそぎで川はたまたまてやらねへかといふから、忙した處が、晝めへに川はたまたまて着くと、二分のたちめへに酒てが二朱と来たので、半日仕事に三分あまりヨ……大森から田町の突當りから右へ曲つた、といふ茶やへ送り込むと、二分と酒手が一分サ。』とあるは、車賃の一斑を知るに足れり。

七年四月(繁昌記)に、

人車之始行ニ干都下、在己巳年、距今僅六年間、而其數幾六萬、出駕招燈爲出車澤山、啞啞聲音化請恕二字、八百八街無坊不見御免燈免二字……軌近自有雙載車之發明一層爲便利とあり、

七年七月(繁昌誌)に微本錢の小商ひ、親方屬の工事を爲るより、車を牽くが長い錢に有附なるとて、爲熟たる工商各業を捨て、一日壹朱か五匁の稱輪代を出して車を借り、街衢に立つ……もの、日に増すと、秋に降る雨の日の茸の如し、其徒が寒き時、腰にフランケンを纏ひたるは、宛も冥府の血池へ、墮て浮まぬ亡者の如く、或は稻荷船の立食、或は團子の横啜へ、或は串に貫たる獸肉の煮込、牛か豚か兎か犬か、擇むに及ばず審りて、舌を湯傷する面色は、呵責勞の餓鬼に似たり、或は四五人打集りて、各握り拳を突出し、甲幾個乙幾個、密々として數定り、齊一拳を開き見れば、錢數不定雜握したる、甲は寡く乙は多く、或は空手餘數あり、各掌中なる錢多寡を總括して幾個をいふ、中不中に贏輸あり、之を號て難固といふ、ソラ来たくと、慌忙しく互に圓居を打崩して、背向になりて嘯くは、巡查が近づき來ぬればなり。

とあり、車夫の状態、甚た今日の様に相似たり。又、四年版の猿若坐錦繪に見ゆるは、全身ほりものせる車夫、まる裸体にて挽ける狀を畫けるあり。

人力車の始



## 第三類 交通

〔道具競〕に、二挺のかど、「御免人力車」と記せる提燈を中にしての問答。

かど曰、「こおばふくみ、へゑりやアな、今はこのうちは、でへぶはんじやうだせ。おれもむかしは、こぶんこかたもつかたおれだが、今となツちやア人力やにアかなアねへ。こおあねご、ほかちやねへが、むしんにきたのよ。はへゑはなしが、おらちのくらしのつくよふにしてくんねへ。」よつでかど曰、「こふあねごき、ねへよ。よし原がよひの人までも、おめへのせるとは、あんまりたらちお、ふみつけにするようものだせ」人力屋妻曰、「おや、ごなたか、わツちやしらねへが、うちの人もるすなり、なか／＼おまへかたの思ふよふじやアねへ。るいがおふくつて、はたらくばかりで、ねへしよはヤツぱり車やさ。」

府下人力の盛行已に斯の如くなれば、忽ち地方にも行はれ、五年の春には、

『西京人力車追々流行し、寺町通などは、招章を掲げたる店、一町の内必ずあり、車數凡七百輛に及び。』日要十二號同九月には『先般大坂より歸りし人の話に、彼地にては人力車日を追ひ盛に行れしが、西京にては未だ數十輛に満たず。又東海道

箱根以西は静岡草津にて一輛宛見受たるのみ。之に反して中仙道は、高崎邊まで數百輛連接す〔雜誌廿五號〕といふに至る。追々車体も輕快に改良せられ、車夫も熟練したれば、六年春には、

『東西京の間、七日にして相達する者あり』〔日要六十三號〕『五十三驛にて、大に名を得たる、あだ名東海道の金時と呼べる車夫（程ヶ谷の産にして、本名は金次郎）の如きは、車を牽て日に三十六里を走せ、連日にして倦まずと、〔雜誌七十九號〕評判さるゝに至れり。

車背に、種々の彩繪を施したるは、三四年ころの制にして、後ち禁止されたれば、六年ころには、紅無地の車となれり。蹴込深く、未だ泥よけの設なし。（泥よけは、いづよりか未考）後ち、第三回内國勸業大博覽會を、東京上野に開かれし時の錦繪は、數十輛連接せる人車、悉く紅無地なるを描けり。地方客案内の車に、斯る特種の制ありしといふ。

爾後、人力の繁昌は、益盛んに、國內二十餘萬輛終に、支那印度地方へ、年々四五

人力車の始



千の輸出あるに至れり。滬游雜記に、

「東洋車、双車旁轉、前支三兩木、繫一小横木、一人挽而曳之、人以價廉、隨地備坐  
とある即ちわが人力車なり。」

さて、發明者三人は、六年に至りて、總行事廢止となり、金三百圓下賜、又發明  
以後の出費に充て、金二千圓下賜せらる。其後、專賣特許條例の發布あるに及び、特  
許を出願したりしも、已に世上に行はれたるものは、專賣權を取ると能はざる明文に  
従ひ、許可せられず、世上の有様も次第に變りゆき、三人は、遂に社會より忘れらる  
ゝに及べり。

こゝに、舊佐竹藩士小林義久治といふものあり。明治廿八九年ころ、東海道旅行の  
折、山村僻地に至るまで、人力車のあらざる所なきを見て、不圖新國史略にある人力  
車發明者和泉要助以下のことを回想し、扱も此人等は、如何なる生活を爲しつゝあるや  
なご好奇心を起し、夫れより所々方々を聞き合せ、其遺族を搜したるに、和泉氏は今  
尚京橋區船松町に生存するところを探知し、二十九年の春其宅を訪ひたるに、當年七十餘

歳の高齡を以て、見るも憐れなる貧窮の生活を爲せるを見、猶他の二人の事共を尋ね  
たるに、鈴木高山の二人は已に物故し、其遺族は神田邊にて、貧困に暮し居る由を聞  
き、小林氏は氣の毒のことに思ひ、之を野口勝一氏に計り、野口氏は、衆議院議員關信  
之介、根本正、小室重弘諸氏の紹介を以て、年金若くは一時賜金の請願を爲し、第十  
一二三議會を経て、遂に三十三年四月賞勳局より、左の如く各二百圓つゝ下賜せら  
れたり。

東京府東京市神田區臺所町、鈴木民次郎。

故鈴木徳次郎、明治二三年の交、和泉要助故高山幸助と共同して、一種輕便なる乗  
車を案出し、之を人力車と名け、東京府に請ふて免許を得、其製作及挽走の業を創  
むるも、人恠んで之に駕する者なかりしに、種々の工夫を以て其効用を世人に知ら  
しめ、細民業を轉じて之に従ふ者漸く多く、尋て三人に總行事を命せられ、車數の  
調査、車税の徴收に鞅掌すると數年、已にして流行遠邇に普及し、今や貴賤を論せ  
ず都鄙を問はず、皆其澤を受けざるは無し。嘗に交通に益し、世用を資くるのみな

人力車の始



第三類 交通

らず、斯業に頼て以て衣食する者實に尠しとせず。且海外に輸出の盛んなるを見るに至りしは、輒ち其率先起業の功に職由せずんばあらず、誠に奇特とす、仍て爲其賞金二百圓下賜候事。

東京府東京市京橋區船松町、和泉 要助。

明治二三年の交故高山幸助故鈴木徳次郎と共同して一種の輕便なる乗車、(以下同文)

東京府東京市牛込區岩戸町、高山 卯之吉。

故高山幸助明治二三年の交和泉要助故鈴木徳次郎と共同して一種の輕便なる乗車

(以下同文)

發明家優待の恩賜は、窮苦に泣ける和泉氏のみならず、死者の枯骨に及べり、誠に國家の嘉事といふべきなり。

七年十月版〔節略〕開化六歌仙、

無くなつた物は乞食に火事喧嘩かごに五節句下馬の供もち。

ふえた物辻占いに人力車覗きの眼鏡フラスコの壺。

同流行物を題にて、

人力車、力をば車に入れて曳く人の身の成果やいかに苦しき。

題ニ「輪車」圖ニ

(輯録十九號)

勞心乗車、勞力挽之、元自同根、種々身世孰可是。

よきこの廻りくるまを車牽、車牽つゝ世を直にゆく。

本資なし能なし故に車ひく、人をも身をも恨みざらまし。(百首)

急がして酒手をねたる人力車、わが衣手に雪はふりつ。(百首)

引ニ「人力車有感」狂詩

(繁昌詩選)

憶昔飛輿通色廓、恰如湯水一擲金銀、只悔此節引人力、因果廻來車酒輪。

人力車有客 同上

背晦懸聲貫耳、疾如旋颰一轟如雷、從前殿様避通處、恰似大名先僕來、

人力車無客 同上

無錢無客雪昏々、白馬一杯尙未吞、廉易陪從難一賞、立明淺草雷神門、

人力車の始



馬車の始

外人の馬車 明治三年 天皇馬車 二階馬車 馬車營業

馬車

石津賢勤

玻璃窓影映ニ蒼穹ニ、華穀彫輪駕ニ玉駟ニ、己訝濼觸馳ニ地上ニ、又驚樓閣起ニ空中ニ、幾人狼狽相避、三馬踉蹌往不窮、莫道前車動顛覆、一鞭千里疾於風、個人用、乗合用あり。横濱なる外人の乗用より、漸く邦人の間に行はれしものとす。文久年間の〔見聞誌〕に圖あり。

同じころ、横濱と江戸の外國公使館との間の通信を爲す爲め、外人の馬車往復を行ひたるを、乗合馬車の祖とす。されども、是は便乗を許す位に止りて、賃錢を取りて營業せしには非ざるなり。其後横濱箱根間に營業馬車の開業あり、外人の始むる所にして、後ち日本人も之に倣へり。

工藝史料に、明治三年東京横濱の工人等、共力して始て馬車を作る。馬車は、西洋の巧を傳ふるものなりと。あり。されども、〔年表〕の

二年四月の條に、芝口一丁目西側家主久右衛門外八人、馬車渡世之事願之通免許せらる。内二階つき馬車といふあり、危きを以て成(七年)九月御停止とあり、又三年三月人力車任法書中に、「馬車とも違ひ、急迫之儀も無之候間云々」とあるを見れば、二年ころには、既に、製造もし、開業もしたるならん。三年二月、東京府及神奈川品川二縣に令し、市井雜踏の地にて、馬車を馳驅するを禁せし〔憲法類編〕は、乗合馬車の害を制したるものなるべし。四年八月(雜誌十一號)に、「八月十八日、天皇馬車に御し、濱殿へ行幸し玉ふ」など、特に馬車を記したるは、尙珍らしかりしたためなるべし。三年版の錦繪に、馬車を圖したる甚だ多し。商人馬車、異人馬車、三階馬車、異國馬車等の名を記せり。

五年二月版(日要十三號)に東京府下馬車總數調高を擧げ、華族官員の分九十九、町中渡世の分十一、通計百十輛と記せるを見る。は、や、平民的乗用具となりしなるべし。

馬車の始

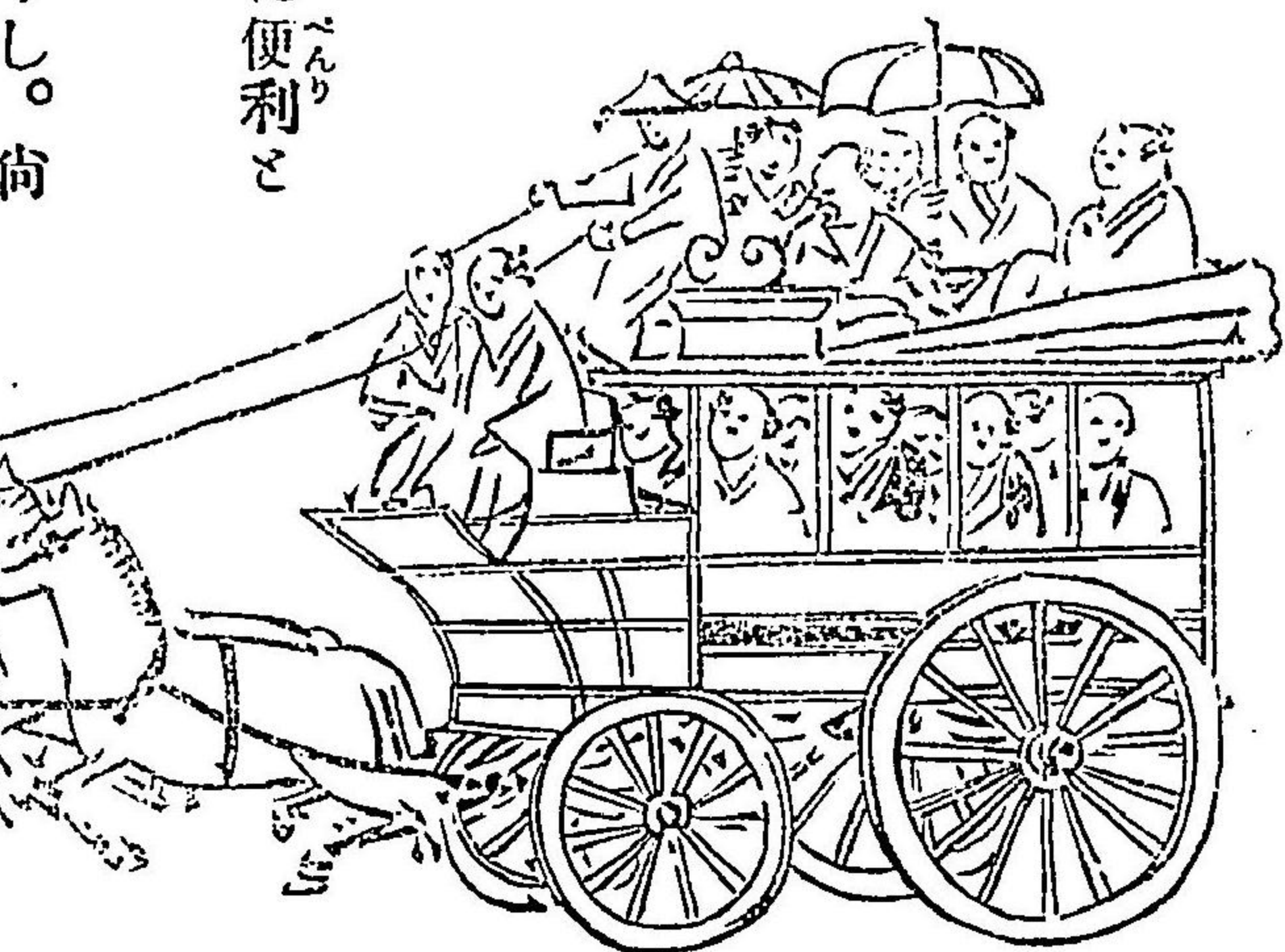


第三類 交通

或老人の話し、赤ぬりの二階馬車ありしが、客を上段下段に乘らしめ、時としては屋根上にも乗せ、度々怪我人を出せしために、終停止せられたりありしは、(年表)に所謂成年停止のものにて、錦繪に各種の二階三階馬車を出せるに合へり。今日の電車の、屢行人を殺傷して、市民の怨を買ふと同じく、當時の乗合馬車も、(節略)三六八號に、

『往來のさはりをなんとせんり軒、馬車は諸人に便利といへども』と歌はれたるを知る。

千里軒は、當時乗合馬車屋の有名なるものなりし。尙馬車營業の盛況は、七年四月版(繁昌記)の初編に記する所最も詳明なり。

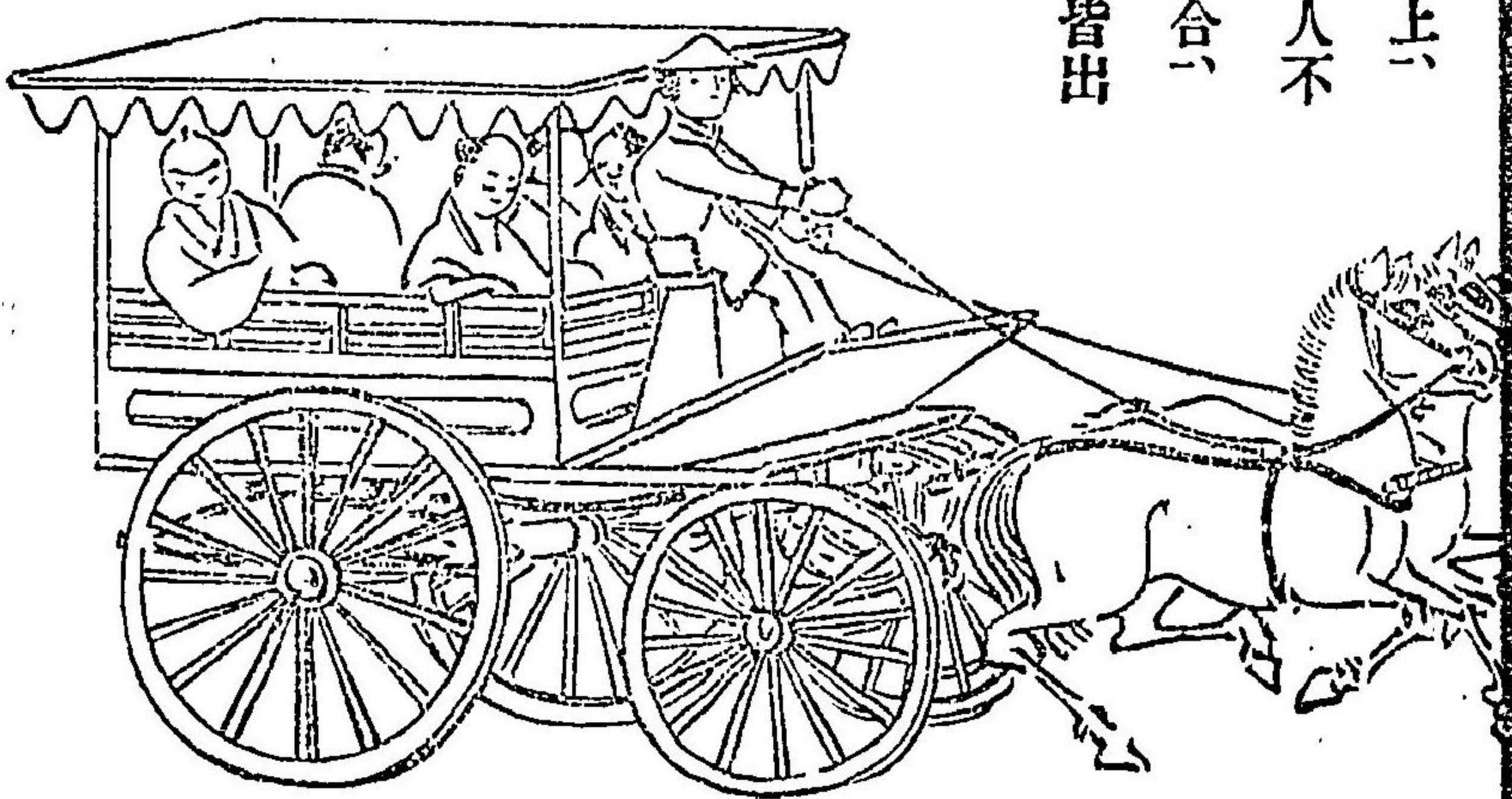


(かのもふいさ車馬階二〇載所稿畫秀貞)

『馬車之行、與人車同其時、而一時振權人車上、所以其盛者、因往復橫濱也、……馬車値一人不出七十五錢(原注、曾橫濱行之值)稱之曰乗合、……當時以馬車一鳴者、曰鳴駒屋、曰辨天屋、皆出支店於橫濱、時數十車、是開馬車店于都下之始也、崎昔鐵道之落成也、馬車店一朝而零落、橫港路間、寥々不聞一馬聲、

馬車行 狂詩 (繁昌詩選)

白頭貧婆伴孫行、忽聽馬車警蹕聲、老耄耳遐被突倒、幼兒脚弱亦之橫、往來立止皆驚愕、引起介抱是實情、欲捉別當一言理屈上、看々遙隔一町程、



(車馬の載所稿畫秀貞)

馬車の始



自轉車の始

錦繪に見ゆる車体 洋式自轉車

〔年表〕の明治三年の條に、自轉車といふは、今年秋、本町邊の者より始りしが行れずとあるぞ、文書に見わたる自轉車の始なるべき。

〔日要〕四十七號に、東京府五年八月中、諸稅收納兼任御金高觸示中、

自轉車一輛、日除車一輛、人力車二萬四千五百二十二輛、

荷車六千四百四輛、小車七千五百六十三輛、馬車百二十

九輛、牛車百九十一輛より收むる月額、三千

九百五十九圓二十五錢一厘八毛

とあり。當時は、僅少ながらも、自轉車のあり

しと著し。

錦繪に、『一人車』『あと押自轉車』『自轉車』等の圖を

掲げたるを見れば、其形今日の制とは大に違ひ、手にて



(車盡し所載の一人車)

或る槓杆を進退して、車を進めたるもの、如く、何れも三輪にて、實用になりさうもなきものゝみなり。

洋式自轉車の、始めて我國に入りしは、明治十四五年頃印刷局へ三輪車の輸入あり、之を模造して、遊戯の貨車とするものありしが、一時全く廢れたるを、其後居留外國人の、二輪車の前輪大なるもの、俗に達摩形と稱するものを用ひ、之を試用するもの漸次起り、次て外人の安全車を用ひるものありて、二十二年より追々流行となれり。されども、三十年ころまでは、實用よりは、寧ろ娛樂用のものゝみ多かりし。三十三年六月中、府下歌舞伎座に於て、シード、ブラック一座の自轉車曲乘興行ありしが、二十二日午前九時より、青山御所に伺候して天覽に供せり。

三なき車の始

三なきの意義

三なき車は、今は廢れて見ると稀なるが、小さき二輪車に、長き柁棒を取りつけ、商店の丁稚小僧が、押して小荷物を運びしものなり。本名は何といひしか、五年十月

馬車車の始 三なき車の始



第三類 交通

の〔日要〕に、荷車六千四十四輛、小車七千五百六十三輛とある小車といふものこれならんか。三なきの名は、此車出で、より、輕子は其職を奪はれて泣き、小僧は之を曳かせられて泣き、車輪の軋る音、喧しく鳴りたれば、三泣を名とせしとかや。〔年表〕近頃世に行はれたる物の中に、一人曳商車と擧げたるもこれなるべし。

六年四月版〔道具くらへ〕に、三なき車かちて輕子のまけたる圖ありて、其辭かきに、『三なき車曰、ヤイかるこ、大きなづうてへおして、それんばかりしかもてねへか。おれは此ぢろきた子ぞふでも、そんな荷物の二ツや三ツは、てがるく引て、とん屋から店せまてくるは、またくうちだ。わいらにわたしてなるものか、べんりの道具にかなうめへが。』とあり。



(新車盡し取の三なき車)

輕子の強敵たりしと炳然たり。當時の錦繪類、市上の様を寫したるものは、餘白あれば、必ずこの三泣か、賃本屋を圖すると、型にて、すりたるが如し。

自動車の始

本邦自動車の起原は、明治三十五年の中ごろ、横濱ブルール商會のアーベンハイム氏、米國よりオールドと稱する自動車を輸入して乗用したるを始めとす。次で、三十年、東京三井呉服店にて、モートル商會輸入の佛國クレメント會社製造の自動車を購ひ、廣告用を兼ね、四月一日より市内を乗廻したるを、東京に於ける始めとす。尤も、横濱にて乗用せし前、神戸にて乗用したる人あるやにも聞けども、詳かならず。

瀛車の始

起原 横濱品川間開通 京浜間開通

瀛車は、其始め、上下共に蒸瀛車又は瀛車などいひ、田舎人は、岡蒸瀛とも呼びたりし。汽の字は、説文に見えれば、新製の字には非ず。福澤全集緒言中に、福澤氏始めて瀛の字を用ひたりとありし。

自動車の始 汽車の始



第三類 交通

本邦にて瀛車鐵道を布設して、旅客の乗車を許せしは、明治五年九月にあり。然れども本邦鐵道の起原を言へば、實に明治二年にあり。當時政府の鐵道建築の議を決するや、國費多端の際にありと雖も、有司の銳意なる、遂に金資を英國に借り、明治三年三月、東京芝汐留町より横濱野毛山に至る線路の工事に着手し、同六月より大阪神戸間の幹線工事に着手し、同五年五月七日横濱品川間十四哩二分一工成り、瀛車の運轉を假開す。尋て同年八月品川新橋間布設の工を竣へ、同年九月十二日爰に全く京濱間十七哩四分の三の間の開業式を舉行し、翌十三日より運輸業を開始せり。

この横濱東京間の瀛車開通式は、兎も角も日本未曾有の事なれば、其式甚だ盛大なりしが如し。五年五月版(日要)廿五號に據れば、

『品川ステーション(原注、繼立所とあり、停車場の字、未だ出來ず)より横濱の間、瀛車運轉、五月七日假に開業に付、同六日午後、三條太政大臣、大隈參議、伊藤工部大輔、井上鐵道頭、その他諸有志立合、瀛車初發の吟味あり。同日第四字、品川ステーションを發車し、横濱まで(三十五ミニユート)の間に達し、同所において

一統祝禮あつて、同七日朝、東京へ同時の間に歸着せり。觀る者、其神妙に速かなるに感ぜざるはなしと云○横濱より發車二度……品川より發車二度……片道賃金上等一圓五十錢、中等一圓、下等五十錢、……小兒は四歳まで無賃、十二歳まで半賃金、手廻り荷物、三十斤まで二十五錢、その餘六十斤までは五十錢、右一人に付、六十斤目方の者を限る。犬一疋に付廿五錢、煙草用ゆる儀相成らず云々。とあり、犬の賃錢を掲げたるは、西洋の瀛車賃金表を譯して作りたる證なるべく、喫煙禁止は、今日より見れば甚だ奇怪なり。

而して、新橋横濱間全通し、眞に開業の式を擧げたるは同年九月なり。(日要)四十三號に其詳報あり。左に出すは其節畧なり。

『九月九日鐵道開行の處、連雨風雷等にて延引被<sub>レ</sub>仰出、同十二日開行、同日朝第九字御出門、新橋鐵道館(當時、停車場の字なきを見るべし)に入御、高官外國公使等拜禮すみ、徐に乗車場に御進行、列車に入御、一同乗車列立の次第は、一車護兵、二車護兵、工部省長官鐵道頭等、三車御宮方太政大臣侍從等扈從、四車參議卿、外

汽車の始



第三類 交通

國公使書記官等、五車卿大輔少輔、外國代理公使書記官、六車司法官軍人等、七車華族等、八九車式部寮侍從等第十字御發行、第十一字橫濱鐵道館に着御、縣下衆庶への勅語、外國商人の祝辭等あり。十二字御發車、第一字新橋鐵道館に還御、勅語あり。衆庶への勅語と、工事に係れる者に御賞詞あり。夫より延邊館に臨幸、勅任官及び各國公使等の祝詞を受けさせられ御歸整。

此日行幸の際、國旗を掲げ、國樂を奏し、新橋橫濱鐵道館には、近衛兵鎮臺兵の警備あり、御上車の際は、近衛砲隊、日比谷操練場にて祝砲百一發し、品海碓泊の軍艦より、二十一發づ、賀砲を發つ。御發車御歸車の時、新橋にて樂兵隊奏樂す。又新橋館地内に棧棚を設け、官吏豪商雇外人等の家族に登り觀ることを許す。濱離宮の庭園に、諸藝人を集め、官員衆庶の切手ある者に縦覽せしむ。又切手引かへに、赤飯の折を賜ふ。其員二萬人なり。夜は、鐵道館、濱離宮、並棧棚等に賀燈を点す。紅燈を以て、鐵道開行式の五字を摸列す。一字の大き四間に三間ばかり、又四周の棚門館軒等に、燈々陳列し、又は高竿に連掲せると、夜をして晝ならしめ、實に割

判以來の奇觀なり。」

二萬人に折詰を給し、海陸軍の祝砲を發するなど、盛んにお祭りをやりたるも、當局者が、政策の一なりしなるべし。明治三十九年五月二十日、五千哩祝賀會を催す。

新橋の鐵道開き濱御殿、今一度のみゆきまたなん。(百首)

鐵道をよそめに陸をゆく人はいかに久しきものとかはしる。(百首)

蒸氣車の走るは見えて石炭のさしもしるしな燃る思を。(百首)

瀛車自ニ上野ニ到ニ熊谷ニ 黃州散人

板橋折レ柳跡全陳、無ニ復雨痕露ニ驛塵、老樹新亭東叡曉、山鐘一杵送ニ征人ニ」

芙蓉一路聳ニ窓欄ニ、馬上如何車上看、却笑坡翁吟得好、太行千里送ニ征鞍ニ」

乘ニ蒸氣車ニ發ニ新橋ニ 狂詩 (繁昌詩選)

曉乘ニ蒸車ニ懷ニ粟餅ニ、辯當代而未通咽、盧生夢說莫レ爲レ珍、五十分時既至レ濱、



トンネルの始

「……大抵三四月に至らば、西宮驛の小ステーション迄は、運輸開けべくとの説あり。其途中には、沙川、幾ヶ所ありて、其川堤の下を潜りて走れる也。蓋し其穴の道を煉化石にて洞穴の如く圓形に築造せりと。之をトンネルと唱へ、當時ニヶ所落成す」と、坂神鐵道の雜報を掲げたるは、明治六年二月八日の日々新聞にして、これを、本邦トンネルの始なるべし。

自動鐵道の始

自動鐵道は、明治廿三年六月十五日より、東京上野公園内東照宮境内に開場したるに始る。同車は、英國技術家アーサーホーア氏工事を擔當し、米國のトムプリン氏、多年の工風をこらし、理學上及び機械學上より、惰力の効用を實地に適用せしものにて、延長六十間、往復百二十間餘あり、双方に高二十二尺の高停車場をおき、其間に、

凹凸ある波形の線路を敷きたり。其客車は、自身の惰力に據るものにて、一たび線路に放つ時は、蜿蜒逶迤たる所を上下して、遂に先方の高停車場に達す。開業當日は、内外紳士新聞記者等を招きて試乗を爲せしが、頗る好結果を得たり。此往復は十四五秒位にて、一時間に百哩を駛行すといふ。因に記す。此客車は長手にして二人並列する六臺の腰掛あり、且兩脇に、手の握りありて、馴るゝに従ひ、手放にても乗車し得たりし。

鐵道馬車の始

馬車鐵道は明治十五年六月廿五日、新橋日本橋間に、馬車六輛を以て往復を開始したるを始とす。同日は假開業にて、午前十時に發車し、本府少書記官銀林及土木課の官吏三名第一車に乗組み、新橋より日本橋まで往復し、續いて六臺順次に發し、終日の雨天にも拘はらず、乗人は實に溢るゝ程にてありし。

トンネルの始 自動鐵道の始 鐵道馬車の始



電氣鐵道の始

明治廿三年四月、内國勸業博覽會のありし時、東京上野公園四軒寺前に、一町ほどの間に軌條をしき、電氣にて往返する車をしかけ、數銅づゝにて衆庶に試乗せしめしを始とす。

實用的電氣鐵道は、廿八年の春、京都市内に敷設したるが始なり。

バッテリーの始

バッテリー形船製造の始は、嘉永六癸丑にして、其五月、閣老阿部伊勢守より、大船造り掛り役をへ達せし書面に、

異製端船の儀は、當時松平土佐守小人中濱萬次郎儀、異國より送越候節乗参り候船、長崎表より取寄候間、右船形に倣ひ、製造候様可レ被取計候。(木村蓮舟談話)とあるを始なるべし。

三檣大船の始

古賀侗庵 鳳凰丸 昌平丸

嘉永六年癸丑秋九月、閣老阿部伊勢守正弘、仰を傳へて諸侯に令し、自今大船を造ることを許す。

栗本勳雲いふ、此布令前は、世間絶て大船をいふ者なく、頼山陽さへ、通議に、舟師を練ることは鯨漁舟を以て異艦に當らんことを主張せるは、猶林子平が見え同しかりし。然るに其前、古賀侗庵が著述劉子の中に、大艦巨船を造らざるべからざるを討論したるを見て、世間皆驚き、笑つて迂を爲さざれば、罵つて狂を爲したりしが、此時に至りて人々始めて其卓見に服したりき。

これより、上下洋式造船のと起れり。されども當時は、船体も船具等も、和蘭國造船書の挿圖のみに據て製造せしものにして、始めて安政元年五月、相州浦賀に於て、鳳凰丸と云ふ船を打ち立てたり。是は長け四十一間許りの三本檣ありて、マギリガワラの着たる船なりし。是が日本に於て西洋形の船を製造せし始なり。翌二年乙卯の夏、島津齊彬侯、三檣の大船一艘を作りて幕府に献せしが、昌平丸これなり。當時、我國未だねち釘を用ゐることを解せず、直釘のみにて造りたれば、昌平丸は、大風雨の年、品

電氣鐵道の始 バッテリーの始 三檣大船の始



第三類 交通

川沖にて片々に解け壞れたりし。

汽船の始

和蘭國の好意

觀光丸

火山の名

矢田堀景藏、勝麟太郎等、長崎在留の和蘭領事ドンクル、キユルシユスにつきて、海軍の傳習を爲せる時は、軍艦なかりしを以て、唯講義のみにて習ひ居たりしを、和蘭政府豫め推察し、當時バタバヤに在りしスームピングといふ軍艦を、日本に廻航し、安政二年六月八日、之を長崎に貢獻す。長二十九間、幅五間、馬力百五十、大砲六門、外輪の蒸氣船なり。幕府其名を命じて觀光丸といふ。これ本邦汽船の始なり。スームピングは、蘭國一火山の名を取りしものといふ。當時蒸氣船の發明後日尙淺く、蒸氣船は歐洲に於ても大に珍重せられ、其名稱には多く火山の名を取れりといふ。

汽船運轉の始

蘭人に傳習

七年にて米國に

威臨丸

安政二年蘭國汽船を獻じ、海軍士官をも派遣せしかば、わか幕府にては七月二十九

日、矢田堀、永持亭次郎、奥田主馬、勝等を長崎にやり、其運轉術を蘭人に就て學ばしむ。之を本邦汽船運轉術の始とす。

福澤諭吉氏いふ、日本人が、始めて汽船を見しは嘉永六年にして、航海を學びしは安政二年なり。然るに、同六年には、早や米國へ使船を發航せんとの議を決せり。其國民の敏慧にして進歩の著しき、眞に驚くべく、世界各國の歴史に其例なからんと。眞に、當時の政治家と航海者とは、敢爲の猛者少からざりしを見るに足れり。即ち、汽船を見しより七年後なる萬延元年正月、威臨丸を米國に發程せしめたるが、これぞ、わが日章旗を翻せし軍艦が、太平洋を直航せし始めなる。威臨丸は、和蘭より買入れし百馬力の蒸氣船にて、港の出入の時のみ石炭を焚き、洋上にては、帆の力にて航する新舊混合式の船なり。船中、上下九十六人乗組にて、轉運按針其他一切の事、外國人の手を假らずして、悉く本邦人の手にて用を濟ませり。此時、米國の難波船より這ひ上れる數人、本邦にあり、歸國の便乗を乞ひしに、艦長勝麟太郎氏、米國人の手傳を受けて航海したりと評せらるゝを憚りて乗せしめず、米人、必ず容喙せざることを陳

汽船の始 汽船運轉の始



謝して切に乞ひしかば、遂に、在船中一切口出しせざるとの誓詞を入れさせて後、乗艦を許せり。當時の武士の、自信力強かりしと此の如し。

### 蒸氣飛脚船の始

廻漕會社

慶應四年閏四月(もしほ草第七)に、『江戸と横濱の通ひ蒸氣船久しく休み居たりしが、この廿四日より又往來するをぞ。横濱は鹿島屋にて、船の切手をうり、江戸は永代の藤棚にて賣るとぞ』とあるを見れば、これ以前、すでに乗合蒸氣船の往復ありしなるべし。

明治二年十二月、廻漕會社付蒸氣飛脚船、御備に成りて、午(三年)正月より東京大坂往返致すに付、御用の外にても、男子便乗御免に付、荷物にても、相當の入用差出し、望の者は、靈岸島廻漕會社へ申出る様、御布告有之、正月廿一日より、出船す。〔年表〕とあるは、通商司の保護に成れる廻漕會社なり。

此の蒸氣船會社は、後に郵便蒸氣船會社となりけるが、同會社は、四年七月廢藩にて、諸藩より引上たる蒸氣船を以て一の運輸會社を起し、之に前の廻船會社の事業振はざるを以て、其事業を併せたるものなりし。

### 蒸氣船の蒸氣破裂の始

明治三年七月五日未刻、築地海岸にて、亞國シテーフコトといふ横濱往復蒸氣船銅壺破裂して、即死九人、怪我人百三人、生死不知者二十七人、外に外國人十人程死傷ありしとぞ。〔年表〕銅壺破裂の四字古樸ならずや。うちわれし蒸氣の釜の湯かげんを、はげしかれどはいのらぬものを。(百首)

### 洋式船大工の始

露艦擧損

上田寅吉

造船法を知る

安政元年十月四日、露國軍艦シヤナ號海嘯に遭ひ、伊豆の下田に壞る。因て、同國戸田にて、更に新造のとり取りかゝる。日本の船工鍛工等も、雇はれて其新造に従ひしが、中にも戸田村の船大工上田寅吉の如きは、最もよく注意し、非常に勉強し、其

蒸氣船の蒸氣破裂の始 洋式船大工の始



第三類 交通

造船諸法を實地に得たり。即ち、造船の初めマギリガワラを造船臺に据へ、首材後材を建て、肋材を植え、船梁を固着し外板に及ぶ等、其順序を能く知り、又外銅板を張るに、コールターを浸せる厚紙を用ふる如きは、此時始めて知りしものなり。船は安政二年二月成る。宣吉は、後年開陽艦を造る時、又其修復等に常に力を致し、又和蘭に留學して益其業に精しく、維新後、横すか造船所の技師として、其實効を顯はせしは、人々の能く知る所なり。

郵便の始

大飛脚 前島密 米國聯邦史 切手の苦心 模様の消い  
ゆく物 メール船 三都間に開業 爲替 飛脚屋の激昂 遞信吏の美風  
ポスト奇談 新聞業を奨励す 世界の郵便局

得る郵便

伊東松堂

天涯眞個比隣同、郵便如今自在通、涓樹江雲不レ妨レ遠、朝昏寄示幾詩筒、  
我國郵便の始を記せるものには、すでに驛遞志稿の大冊のあるれば、こゝには、

郵便事務の創業談(二十二年十月一日時事)を基とし、例により當時の奇聞瑣事を拾ひ集むべし。

抑我國信書遞送のとは、古來其仕組なきに非ずして、不完全ながらも、全國中重なる都邑には、飛脚屋の設けあり、各所の飛脚屋互に氣脈を通じ、私に信書の遞送業を營めり。之を三都大飛脚と名つけ、江戸にては京屋島屋江戸屋あり、各藩にては、各自分屋敷より國許へ定期飛脚を出し、又政府の公文書は、政府特に使を發する習なりし。王政復古と同時に、明治政府は、驛遞司を置き、遞信事務を管理せしめられたるも、諸事草創の際なれば、私信は依然飛脚屋の手に委し、僅に政府の公文書類を宿驛の傳聞所に委して傳搬せしめ、重きを驛遞に置かずして、明治三年に及べり。

此年六月十日、政府は民部官を分けて民部大藏の二省と爲し、民部省中の五司の一に、驛遞司をおきたるが、これを郵便事業の運を開たる發端なる。當時民部大藏の兩省は、進歩主義の淵藪とも稱すべく、伊藤大隈の兩氏を始め、英才俊秀の士肩を比べ、當るを幸ひ舊物を掃蕩し、嶄新の法を行ひて吾こそ魁功名せんと待ちに待ちたる所に、

郵便の始



第三類 交通

驛遞司の突き當りたるより、何條猶豫のあるべき、同省中の事務家と聞わたる前島密氏の如きは、早くも郵便事務の忽にすべからざるを看破し、議席に意見を吐露したるより、遂に同月を以て、氏を驛遞權正に任し、擔任せしむるとはなれり。初め氏をして信書送達の事に意を用ひ、其方法を案出せしめしは、眞に偶然に出てたる所にして、一日丁賸良の米國聯邦史を開きて拾讀をなせる際、不圖郵便に關したるを見出し、せしより、始まりしとといふ。されど、今日同書を閲するに、其記事は眞に簡短を極め、到底郵便の一斑をも知り得べからざるは勿論、郵書の配達は、官業か民業かも明ならざるとなりとす。されば、氏は唯漠然官府にて郵便事務を監督するとなりとの旨を知りたるに過ぎざりき。さて、氏は、爾來拮据經營して、信書送發區域の擴張を計りたれども、政府の財政に餘裕なく、到底所要の金額を支出せざるべきを慮り、收支相償ふ策を取るに如かずと爲し、當時、郵書の往復及び配達夫等に要する費用を調査したるに、毎月二千餘圓にして、京都迄五百目の荷物を携帶する片道の賃金三十六圓を要したり、然るに、五百目とは餘り輕荷なれば、曾て常飛脚を業とせし者に質したるに、三貫目位までの荷ならば飛行に差支なしとの事なりしにぞ、今正味を一貫五百目、風袋を一貫五百目とし、都合三貫目にては矢張三十六圓にて濟む筈なれば、餘程經濟なりとて、先づ第一着に二貫五百目を増して三貫目に改正したり。さて、斯く改正したる以上は、人民の私信を扱ふも、別に支出の増すともあらざれば、是に於て郵便事務擴張の議を提出したるに、參議大隈氏の如きは、大に之を賛成し、遂に其議に決したり。然るに、こゝに一の困難といふは、依頼者より賃錢を取立る方法にして、何分にも妙案なく、殆んど當惑したり。西洋諸國にては、一小紙片を封皮に貼付けて賃錢拂濟の證となすとは、兼て聞知したることもありければ、其頃洋行歸りの澁澤榮一杉浦讓の諸氏に問はゞ直に明なるべしと、杖柱とも頼みて様子を尋ねしに、兩氏共、成程滯留中は、日本に手紙は差出したるも、其手續は今記憶せずとの答に、望の綱も絶果て、獨り心を苦め居たるに、兩三日の後、澁澤氏は、懷中物の内に一葉残り居たりしとて差出すを見れば、正しく佛國の郵便切手なり。是さへあれば大願成就と、喜び勇みはせしもの、是に又一つの障礙を生じたり。夫は別事に非ず印紙消殺の方

郵便の始

るに、三貫目位までの荷ならば飛行に差支なしとの事なりしにぞ、今正味を一貫五百目、風袋を一貫五百目とし、都合三貫目にては矢張三十六圓にて濟む筈なれば、餘程經濟なりとて、先づ第一着に二貫五百目を増して三貫目に改正したり。さて、斯く改正したる以上は、人民の私信を扱ふも、別に支出の増すともあらざれば、是に於て郵便事務擴張の議を提出したるに、參議大隈氏の如きは、大に之を賛成し、遂に其議に決したり。然るに、こゝに一の困難といふは、依頼者より賃錢を取立る方法にして、何分にも妙案なく、殆んど當惑したり。西洋諸國にては、一小紙片を封皮に貼付けて賃錢拂濟の證となすとは、兼て聞知したることもありければ、其頃洋行歸りの澁澤榮一杉浦讓の諸氏に問はゞ直に明なるべしと、杖柱とも頼みて様子を尋ねしに、兩氏共、成程滯留中は、日本に手紙は差出したるも、其手續は今記憶せずとの答に、望の綱も絶果て、獨り心を苦め居たるに、兩三日の後、澁澤氏は、懷中物の内に一葉残り居たりしとて差出すを見れば、正しく佛國の郵便切手なり。是さへあれば大願成就と、喜び勇みはせしもの、是に又一つの障礙を生じたり。夫は別事に非ず印紙消殺の方



第三類 交通

法にして、當時各居留地には、既に各國郵便局の出張所ありて、郵便事務の取調ならば、一も二もなく判然せしならんも、其頃は、時人、居留地の郵便局を目して、英米各國の飛脚屋と稱し居れば、東京の京屋島屋と同様の感を抱き居たることを、誰とて茲に氣付く者なく、たゞ内に屈して苦慮するのみなりし。前島氏は、切手貼付と同時に、模様消印の消印を適當ならんと思ひつき、府下の銅版師玄々堂に其製造方を依頼したり。されども、六ヶしき注文なれば、流石の玄々堂も依頼に應じ兼ねたるに、左らば、此上は、致方なし、玉川唐紙の如き最も弱き紙質を選び、一度貼したる後は容易に剥ぎ取るべからざらしむべしとの考案にて、再び玄々堂に依頼し、爰に始めて印紙の計畫を終りぬ。されど、當時は、郵便の稱もなく、印紙の如きは尙更なれば、名なきは不都合なりとて、種々考案を疑らしたる末、信書の送達を郵便と稱し印紙は普通の名に従ひ、切手と名づけたり。斯くて、前島氏は、切手の考案も略設計を果したれば、今は取扱法に意を潜めて、遠からず日本の郵政に一大改革を起すべき光景、隠然政府中に胚胎したるに、翌七月下旬に至り、前島氏は、突然上野景範氏に

従ひ、紙幣注文の用向にて洋行すべきを命せられたり。前島氏は、心ならずも、後事を杉浦氏に托し、忽ち行李を修めて横濱より發航せしは、同月下旬のとなりし。かくて、氏は、行く先々の用事など案じ煩ひ、殊に郵便事業は心中を去りやらず、折に觸れては浮み來る數々の考案に、船路の憂をも打忘れ、凡そ一週間許も航過せしと思はる、或日のと、船中何となく騒かしく、來る何日には、アメリカよりのメール船と行違ふ筈なれば、日本に郵便を送るものは、早く投函あるべしとの揭示ありて、旅客も色々忙しければ、氏の考にては、メールとは何事ぞと、携へし字典を繰返せば、郵便船の譯解あり、さては多年案じ煩ひたる郵便とは此事なり、尋ねて見ばやと、急ぎ船室を出て、船長の許に至り、郵便の事務を問ひ試みたるに、船長は直に甲板上に設けおけるポストを指して曰く、これ即ち郵便函にして、此船も亦日本米國間の郵便物を搭載する船なりとて、郵便の取扱法より消印の事に至るまで、何くれとなく懇に教示したるにぞ、氏は始て其事務の大体を知り得て、直に消印の法等、萬事明細に書き集め、メールに托して日本に郵送したり。

郵便の始



第三類 交通

日本にては、氏の書状を得て、切手の使用法も畧々分りたれば、着々歩を進めて、同年十二月には、東京大坂間十二藩六縣に令し、郵便開設につき、書状集箱、及切手賣捌所を設けしめたり、これ、郵便の二字の、法令に出でし始なり。

〔年表〕三年二月の條に、郵便箱辻々へ出る云々とあるは、何かの錯誤なるべし。四年正月に、又布告し、東京大坂間三十九時間の飛脚を發すると、賃錢切手を發行すると、及び賃錢表等を布告す。其書狀出し方につき、左の如き條項あり。

凡書狀賃錢は、一切正錢を用ゆるを許さず、三府郵便役所、其他の書狀集箱場、及近傍切手賣捌所に就て、郵便切手を買ひ、信書の裡面に糊付すべし。又書狀を發するは、其届先の姓名及自己の姓名を以て小札に別記し、其發する所の書狀に貼付すべし、又其郵便取扱所は、書狀領收書を出さずと雖も、若之を得んと欲するものは、前條届先姓名及自己姓名を記せる小札二枚を貼付すべし、翌日之に捺するに請取證印を以てし、初め投入する所の書狀箱前に掲示すべし。

届先を記せる小札を書狀に貼り付けおこなご、今日より見れば、最も幼稚の様を想ふべし。

かくて、三月より四種の切手を發行し、三都間に郵便を開始したるが、頗る好結果を得、同七月には、横濱にも郵便役所を設けたり。之れ我國郵便制度實行の始なりとす。

此後間もなく、政府は藩を廢して縣をおき、官制に改革を施して民部省を廢し、大藏省の三等寮に驛遞司をおくこととなり、濱口儀兵衛氏驛遞頭に任せらる。然るに、同八月、前島氏は歸朝し、先づ各所傳馬所廢止の建言を爲し、併せて氏自ら驛遞頭たらんとを乞ふ。蓋し氏は、親しく歐米の實況を觀察して發明する所あり、自信すると篤かりしかば、他を顧慮する暇あらざりしといふ。是に於て、政府も氏の説を容れ、濱口氏に代へたれば、益郵政擴張の計畫を爲し、遂に政府の賛成を得て、同年暮に大坂を経て長崎まで延長して、東京より九十五時間とし、又翌五年三月以後東京市内にも毎日三回の配達を實行するに至れり。

又同年の始に、西洋のモニーオルダーの計畫を爲し、之を郵便爲替と稱して、五萬

郵便の始



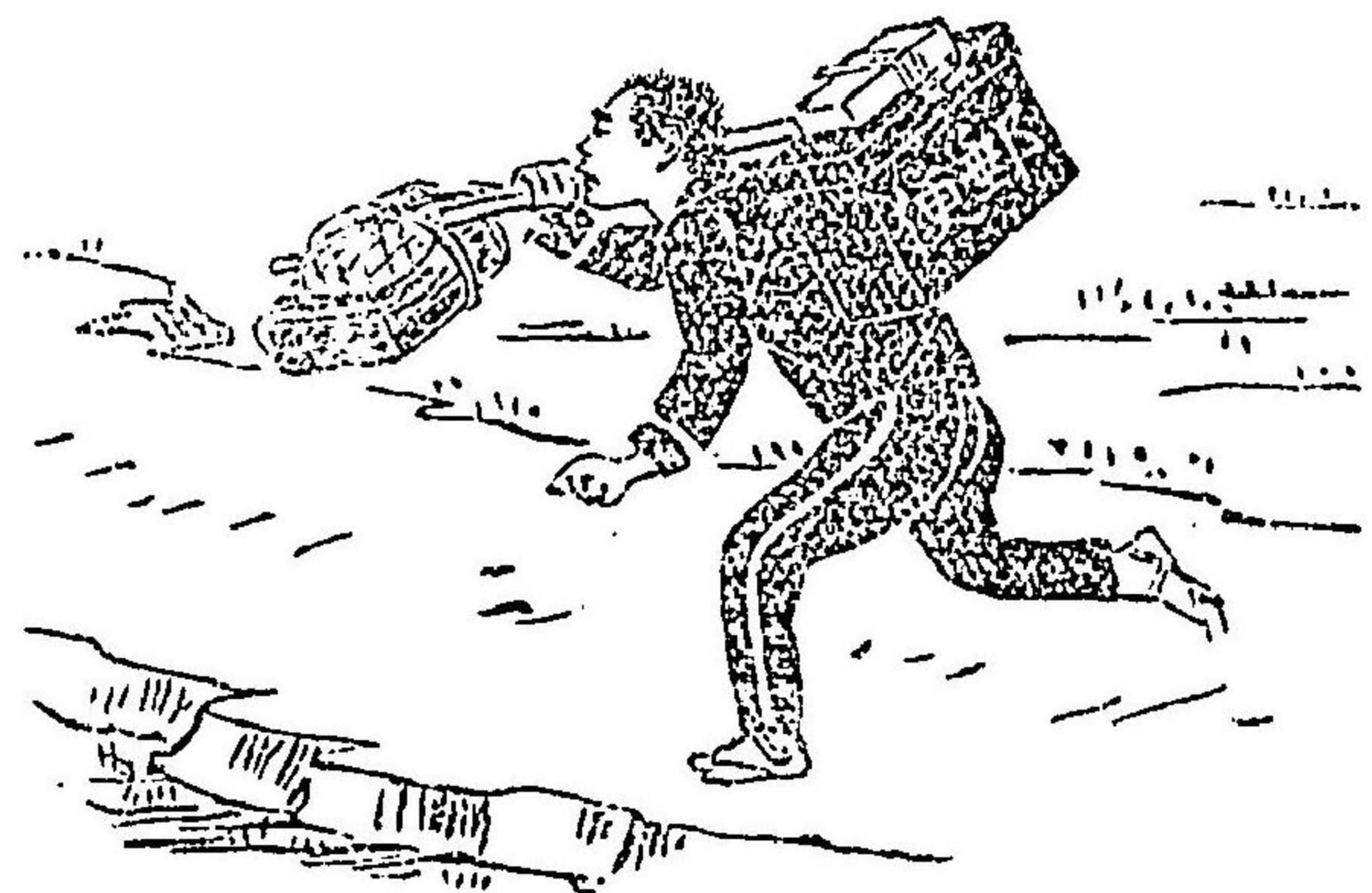
第三類 交通

圓の資金を請求したれども、時の大藏大臣井上馨氏は、財政困難を以て要求に應ぜず。前島氏は、更に計畫の無用ならざるを證せんが爲めに、自己の地所家屋を抵當と爲さんとせしが、偶 屬官眞中忠直氏大に其舉を賛し、遂に屬官十二三名連署して請求書を出したれども聽かれずして止めり。

此年二月に至り、改正増補郵便規則を發布し、同七月より、北海道胆振後志兩國以北を除き、國內一般に郵便法を行ひ、益擴張を圖りたれば、此時より、飛脚屋の激昂甚しく、最も利益多き信書の送達を、政府に吸收し盡さるゝに於ては、到底我々の營業成立せずとて、一致して競争を始め、政府と同賃までに引き下げ、殊に横濱の如きは、政府の切手は百文なれども、飛脚屋は四十八文にて送達するに至りたり。されども、驛遞司は、郵便の全權を政府の手に收めて、社會の公益を圖らんとの方針なりければ、少しも屈するとは無かりしも、内は、財政相變らず困難にして、政府の補助は、少しも仰がれず、外は飛脚屋の競争あり、進退殆ど谷りしが、益々虚勢を張りて威を示し、各地の郵便を取扱ふものに、一人扶持（一ヶ月金二分）を興ふるなど、一向外

に向つて虚勢を示したれば、當時政府部内にては、之を目して張子主義と稱したるよし、以て其内情の困難なりしを想ふべし。されど、外敵は益々逼迫し來りたれば、前島氏は一計を案出し、飛脚屋總代を呼出し（反對主唱者吉村甚兵衛の手代佐々木莊介）後に通運會社々々——外一名出頭せり）郵便權は、政府の事業に歸すべきものなることを説諭すれども、徳川家康公以來由緒ある舊家にて、一朝其業を奪はるゝ理由なきを抗辨し、中々に承知せず。前嶋氏は、英國等にて、私立會社より、郵便權を政府に買上ぐるに方り、巨大の償金を出したる例のあることを知りければ、政府の威にて、強て奪ひ上ぐるにも忍びず、政府に於て施行せんとする郵便爲換の取集め方に使用する旅費と、小包郵便權を興ふることを條件とし、漸く説服して郵便の全權を政府

郵便の始



（寄合話所載の郵便夫）



の手に取り上げたり。これより、張子主義も着々其功を奏し、六年四月より、郵便賃  
 錢の稱を廢し郵便税を發行し、量目の等しき信書は、里數に拘はらず皆同一の税を徵  
 集することとし、漸く整理の緒に就きたる折柄、大隈氏が井上氏に代りて大藏卿たるに  
 及び、其賛成を得て、八年一月より遂に爲換業を開始することはなれり。

始め、明治四年に、前島氏が驛遞頭に任せられし時、氏は驛遞寮の位置を各所に相  
 し、日本橋區の江戸橋近傍は、東京中心の要點なるを看破り、舊御肴納屋役所の空家  
 ありしを幸ひ、驛遞寮出張所として用ひるに至れり。即ち今の江戸橋郵便局これなり。  
 當時は、荒れ果て、破損の箇所も少からざりしを、繕もせで、其儘、居酒屋、軍談の  
 寄席と、壁一重に暮しを爲し、自ら官臭を脱して諸事簡明を主とせしが、今日に至る  
 まで、人民に接して權威を弄ばざる美風を生み來れり。

斯く費用乏しき折柄なれば、明治四年に、郵便目當箱を淺草萬世橋兩國際など數十  
 ケ所の、往來繁き町々に掲げ、最寄の水茶屋をして切手を賣捌かしむることしたれど  
 も、元より不完全を免れず。五年に郵便函を建設して、始て郵便の資格を備ふるに至

れり。然るに、此郵便箱に就き、いとをかき話といふは、田舎人は、此箱を見て小

便箱と誤り、したいか函中に放尿する者もあ

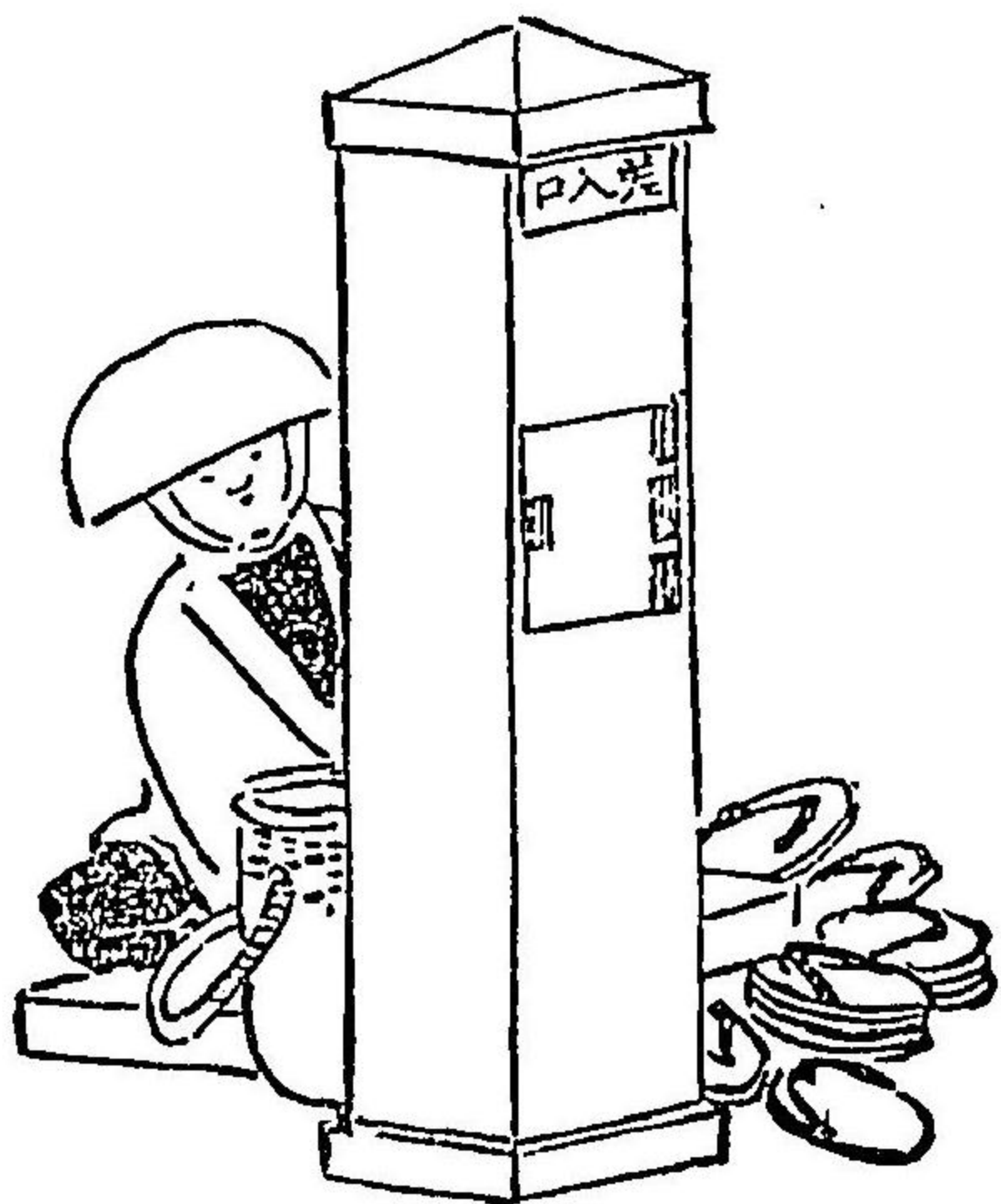
り、或は悪童の、蛇蛙を投込むなど、種々の迷  
 惑を醸せしが、追々郵便の恩を思ひ、同年の末  
 には全く其跡を絶てり。

東京は、辻々に便所あり、若し道傍に小便し、  
 又は太股を露はし歩く時は、忽ち邏卒に見付か  
 りて、罰金を科せらるべしと、戸長より懇諭  
 せられて上京せる田舎者、不圖郵便箱を見て、

兼て聞及べる便所と思ひ小便をなせり。邏卒見て之を責るに、便の字を認め且つ差入  
 口とあれば此度御取設の便處と心得てと答へしこと六年二月(雑誌七十九號)に見ゆ。  
 郵便函に差入口とありしは、至つて近年までのことなるべし。

是に於て、多年の辛苦も始て其功を奏し、誰とて其便益を稱せざる者なきに至りた

郵便の始



(繁昌誌所載の郵便函)



第三類 交通

れども、驛遞司は未だ不滿の色あり、如何にもして、新聞紙の送達を試みたしとの心願より、遂に横山町の書林太田勘兵衛を勧告して新聞發兌を諭したれども、原稿の得がたきを以て躊躇の色ありしかば、爰に又々一英斷を施し、新聞原稿は無代送達の制を始めたり。是に於て、太田は、小西義敬といふ者と計畫して、一週一回發兌の新聞を發行す、名けて郵便報知新聞(五年三月)といふ。今の報知新聞これなり。爾來、日刊の新聞雜誌日を追ひて其數を増加し、驛遞寮は益々其發達を促がし、六年に至り、二厘五毛の帶封を製して府下の配達を許す等、務めて公益を圖るに汲々たれば、遂に其今日の如き盛況を見るに至れり。

五年冬(雜誌七十一號)に、『郵便狀配りの者、騎馬にて往來雜沓を驅分け、殊に夜中は、印提燈を携へ、寸暇なく四方に配達し、人民日用の事を辨ず。其勞想像せられて又憐むに堪たり。』

とあるによれば、方今の電報配達夫が、自轉車を藉る如く、馬にて郵書を配達したるともありしなるべし。

六年四月版(道具くらべ)に、郵便箱が、飛脚屋(飛

脚屋のはさみ箱に東京近有御符内町々飛脚の文字あるは近在御府内云々の誤字なるべし)を信書を奪ふ様を圖して、そのことばがきに、

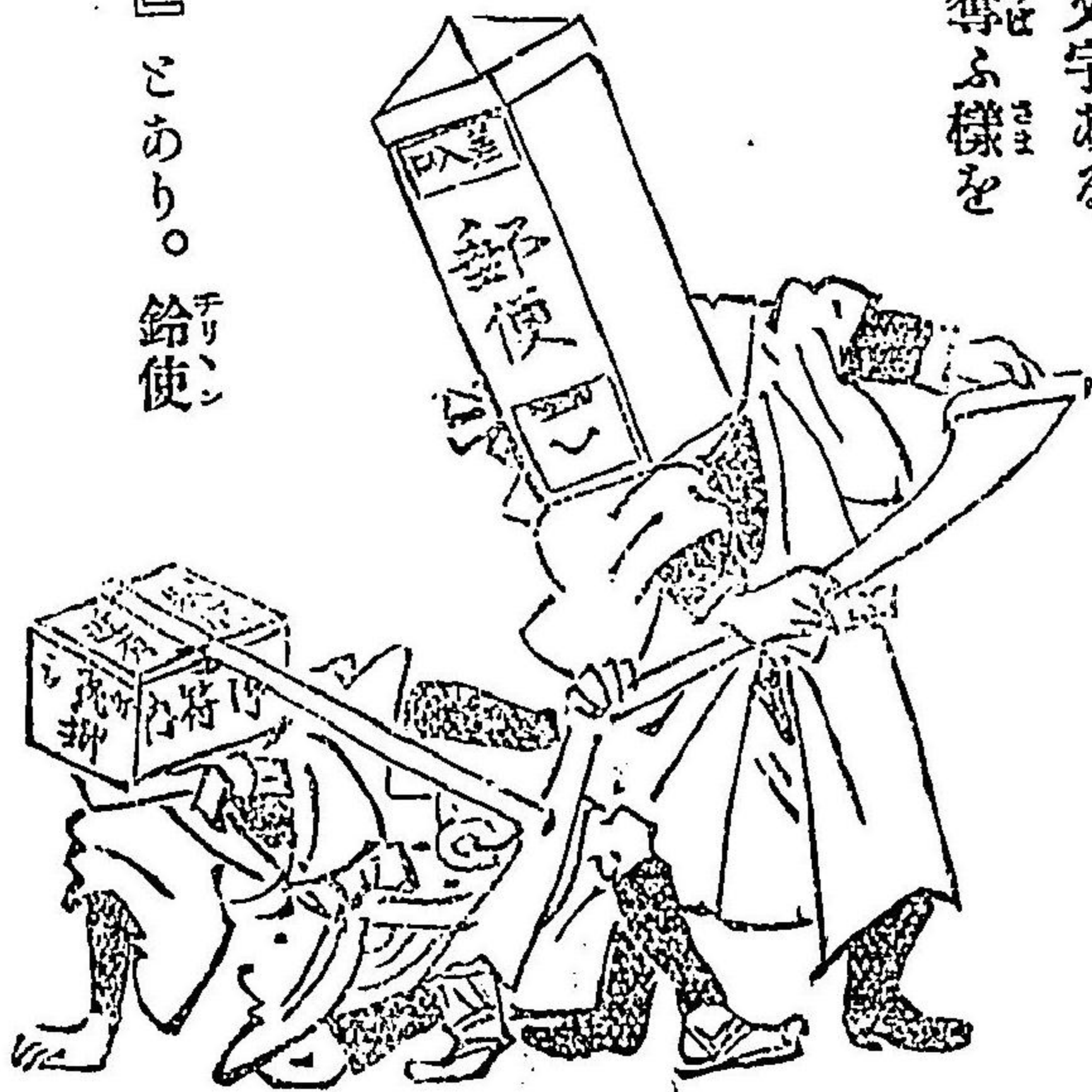
『やいめんどふな、てめへだちは事せめへ、おれらがたつしてやるほさに、はこの中のその手紙、こちへみんな渡してしまへ、わいらのやくわ、とふせつの人力ひいていやアがれ。』

とあり。(繁昌詩選)に、『鈴使亡レテ郵便興ル』とあり。鈴使は即ち前の飛脚屋なり。

郵便に心の丈は盡せどもあはて此世を過してよとや

(百首)

郵便の始



(道具鏡所載の郵便と飛脚屋)



第三類 交通

西洋にて、郵便局即ち英語のポスト、オフィスといへる名稱の起原をきくに、往古羅馬帝國の街道に沿ひて配置したる郵便箱、即ち拉典語のポシタムに起因せしものにして、當時羅馬にては、郵便箱のある所に脚夫を置き、通信用を辨せしめられたるも、古への郵便局は、決して私信書状を運ぶために用ひたる者には非ず。世界にて最初の書信郵便箱は、十三世紀の始頃、ハンスの都府（ハンスの都府は、中古ハムボルク、ルベック、ブレメン等の諸都府が、海賊に對して商賈を保護する爲めに、同盟せしものを云ふ）に設けたる者の如し。其後獨逸皇帝マキシミアン治世の時、埃國とロムバデーを接續して郵便箱を配置したり。是は、ソーン、タキシスの兩公が、設置せしものなる由にて、同家の代理者は、維也納より白耳義のブラッセル府までにも、郵便線を擴張せしかば、同家は今日に至るまで、獨乙の郵便組織に關して、特種の權利を握り、其郵便箱は、政府の設けし者と全く別にして、時としては、之と競争することありといふ。此れ即ち今の郵便局の起りし始なり。

又、郵便事務と電信事務と合併したる年を調ぶるに、英國にては、千八百六十八年

七月三十一日、始めて郵便條例を可決し、其條例に據りて、驛遞總官が現在の電信會社より電信線を買上げ、始めて郵便電信の兩事を取扱ふに至れり。我國にては、始めて電信事務は工部省に屬し、驛遞の事務は前に驛遞局なる者ありしが、去る明治十八年十二月の官制改革に、始めて遞信省をおき、他の事務と共に、電信事務をも之に合したり。

郵便切手の始

日本最初の發行にかゝる郵便切手の帝國博物館に備付あるを一覽するに

明治四年三月一日 ヨリ發行	錢四十八文	模様	煤色	文字	黒
同	錢百文	同	青色	同	黒
同	錢二百文	同	柑色	同	黒
同	錢五百文	同	水色	同	黒
同	五年二月	半錢	模様	煤色	文字 黒
同	ヨリ發行	同	一錢	同	水色 同 黒
同	同	同	二錢	同	赤色 同 黒
同	同	同	五錢	同	水色 同 黒
同	五年七月廿一日 ヨリ發行	一錢	同	水色	(始て洋字入)

郵便切手の始



第三類 交通

一同 二錢同 紅色同 黒

がふるき分なり。内四年三月より發行の四種の切手は、前項郵便の始の條にある如く、始めて三都間に開ける時のものなり。

記念切手の始

遞信省にて記念郵券を發行せしは、明治廿七年三月主上銀婚式の祝典に際し、横長大形の二錢（紅色）五錢（青色）二種を發行せしを始めとす

私製繪葉書の始

明治三十三年十月一日より、私製繪葉書發行許可の遞信省令あり。同五日發行の『今世少年』第一卷九號に、石井研堂案、小島沖舟筆、二少年シャボン玉を吹く圖の彩色石版摺繪葉書を附録口繪として讀者に頒つ。これ私製繪葉書の始めなり。繪葉書の最も盛んに行はれたるは三十七八年征露の役、在外將率慰問に之を使用し

たるに起り、好事者の間に繪葉書熱沸騰したりしが、戦役の終局と共にやゝすたれ、記念スタンプ熱一時之に代りしも、亦久しからずして火の消えたる如し。

記念繪葉書の始

遞信省發行記念繪葉書の始めは、明治三十五年六月二十日萬國郵便聯合加盟二十五年祝典記念の繪葉書を發賣したるにあり。記念すたんぶ亦この時に始る。記念繪葉書熱の旺盛を極めし三十八年十二月ころは、之を買ひ受けんとする者に、傷者を生し、市上の價格も、十數圓にて取引せらるゝに至る。

電信の始

民の暴舉 全國開通 是に書狀を懸 米國獻上の電信機雛形 横濱にて試験 函

嘉永五年に米國より歸朝せる、漂流者中濱萬次郎の口書中に、路頭に高く張金を引有之、是に書狀を掛、驛より驛へおのづと達し、飛脚を勞し不

私製繪葉書の始 記念繪葉書の始 電信の始



第三類 交通

申候。申にて行逢ぬ様、往來の差別を任り御座候。此機、私は存じ不申候。鐵にて磁石を吸よせ候様に相考申候とあり。これ電信の解説にして、今日の思想にて、一讀する時は、甚だ捧腹するに足れり。

然るに、其翌々七年、亞米利加使艦來朝し、數件の献上品などありしが、其の献上品漢文目錄中に、「雷電傳信機一副連銅線」とあり。即ち、電信の機械をいふものにして、木村芥舟氏の談(舊幕府四號)によれば、後に、この電信機は、濱御殿の御庭に設置し、長崎より某氏來り、藥劑を調合して電氣を起さしめ、いろはにて電信を通じ、將軍家の御覽に入れしとありといふ。これ、本邦にて、電氣通信を行ひたる嚆矢なるべし。又島津齋彬公も安政四年中に鹿兒島本丸の休息所より二ノ丸携勝園の茶屋へ通せしことありといふ。

現今は、只電信とのみ呼べども、(開智)(問答)(日要)等明治初年の出版ものには、傳信局、傳信機、電信機繼立所などあるを見れば、其名は、米國献上目錄中の、雷電傳信機より出てしものなるべし。

本邦今日の電信事業は、明治二年以後のとなり。明治元年十二月、政府にて、電信線を架設せんと議起り、民部省雇英國人ブラントン氏に依頼して、同國の電信技手ジョウトジマイルスギルベルド氏を雇ひ入れ、且つ其機械買入のとを約したり。同二年八月九日、ギルベルド氏及び諸機械等到着せしを以て、先づ横濱辨天の燈臺官舎より、同港本町通りの裁判所に到る距離七町の間を創架したるが、日本電信の嚆矢なり。されども、公衆一般の通信を許したるは、東京は鐵砲洲運上所右側の傳信局より、横濱裁判處東角の傳信局まで、八里一町餘の架設線成り、二年十二月廿五日開通したるにあり。當時、通信料は、かな一字に付銀一分づゝの定めなりし(年表)(開智)次て、東京市内にも、追々通信區域を廣げたるが三年正月(年表)に、電信機御掛渡しに相成り、土中を掘り竹筒を埋るとあり、或は、五年正月(日要)に、日本橋南に電信繼立所御取建ありなど記せるを見る。竹筒のとき、電信局を、電信機繼立所と記せしは耳新し。

政府は、此利器を、全國に架設せんとし、四年十一月より、東京長崎間架線の工に

電信の始

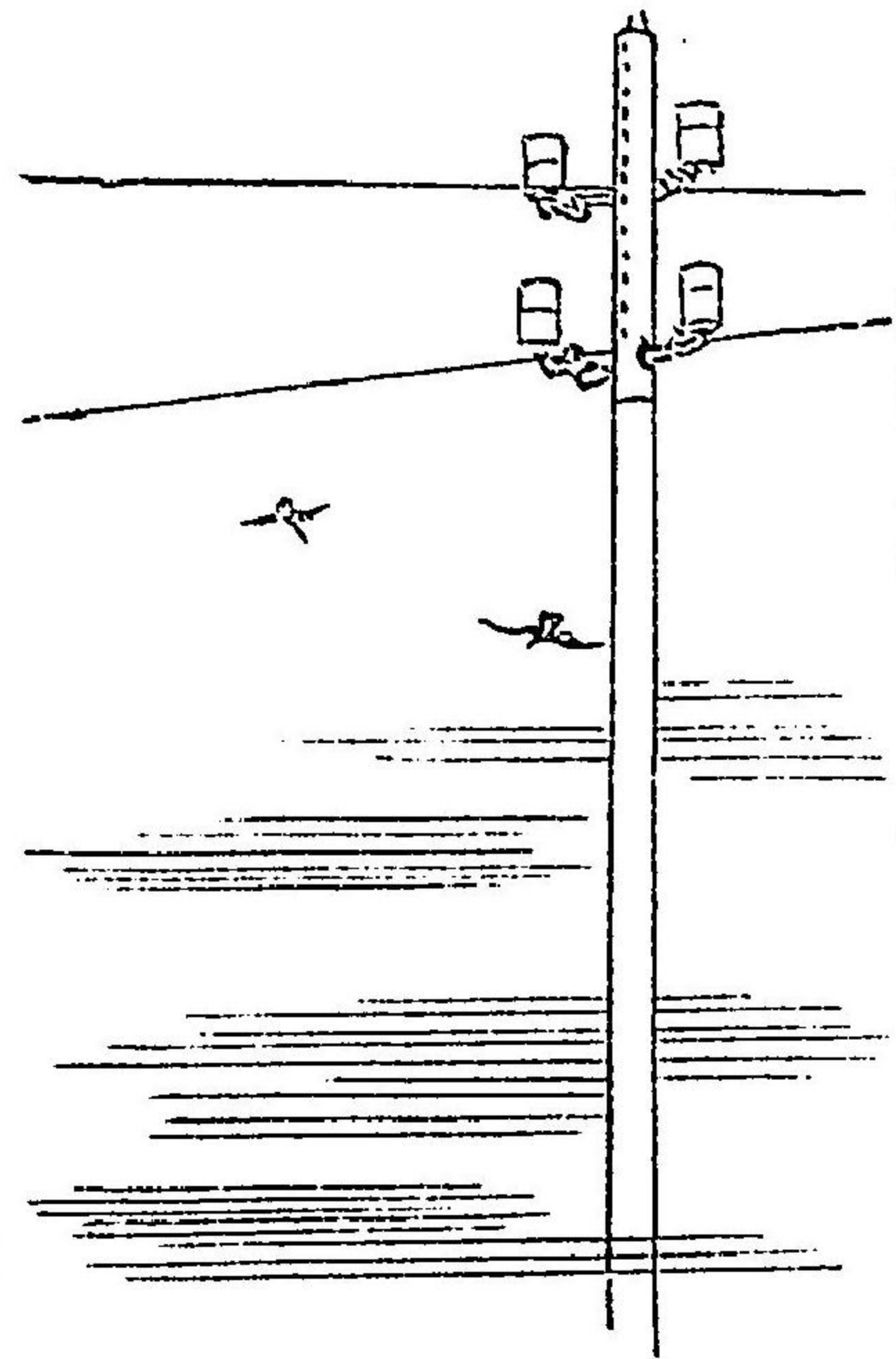


第三類 交通

着手し、五年九月には、東西兩京間の通信を許すに及べり。

これより先き、長州藝州地方の小民等、通信の神速なるを聞きて切支丹の邪法と爲し、訛言百出して人心安からず。適

々官の戸籍法を改正し、家々の番號數を軒毎に貼らしめしに及び、これ將に番號順に家々の處女を強奪し、其生血を取て之を架線に塗らんとするなりと言ひ、往々夜に乗じて、機械を打ちこわし、線路を絶つ。官乃ち、五年四月四日、東京長崎間沿道の府縣に命じ、電信線保護の方法を設け、嚴に其毀損を制止せしめたり。その妄信、

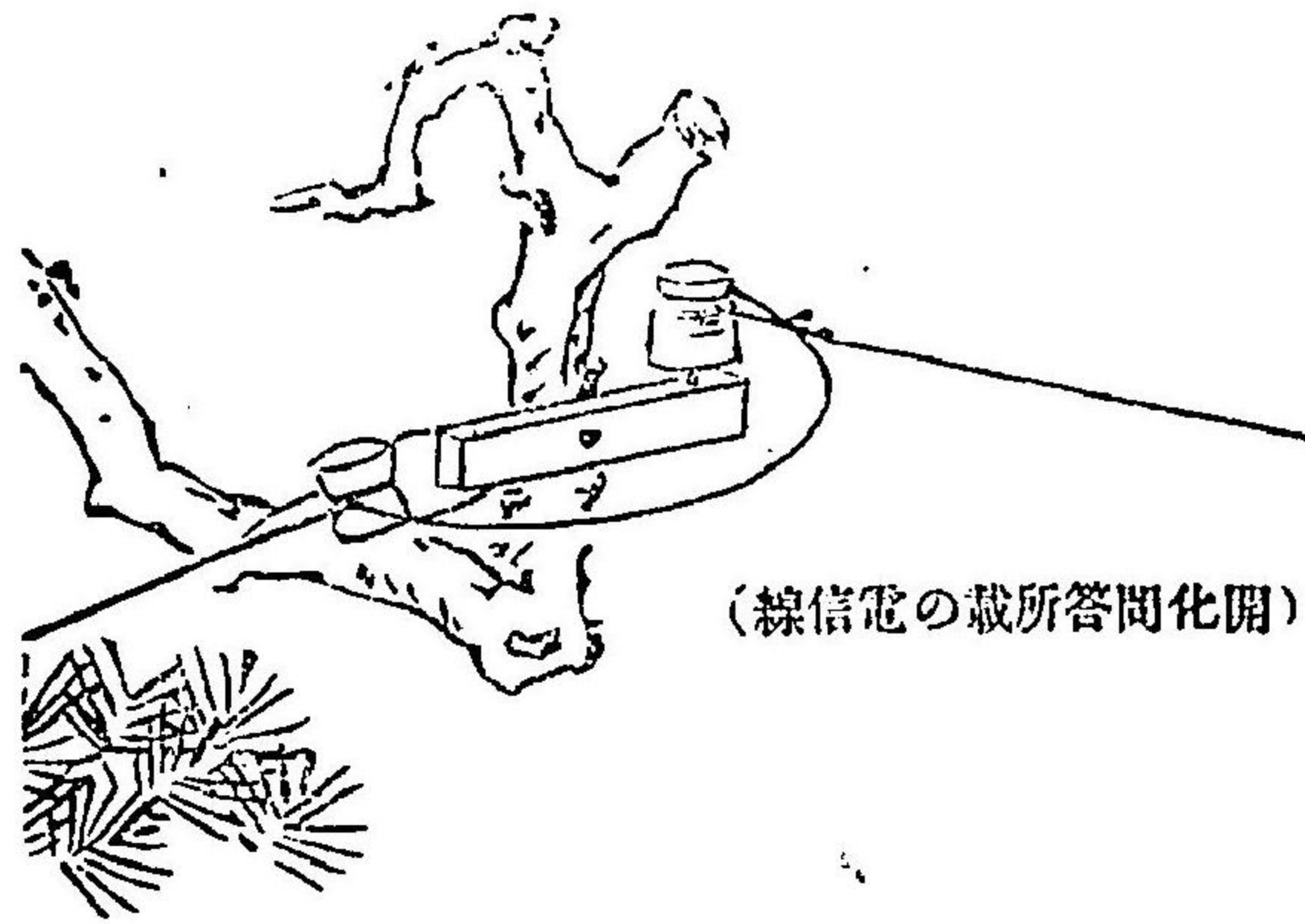


今日より見れば、笑ふべきの至りなれども、當時にありては、實に此の如くなりしなり。

明治五年六月(雜誌)五十三號に「近頃尾州より歸りし人の話しに、尾州より東京迄の模様を通視せるに、駿遠の間は、傳信線に磔を擲うち、十に六七は破損せり。又杭には種々の落がきありて、其疎漏なる見るべからず。三尾の間は之に反し、杭の根には圍ひを設け、人をして觸るゝとなからしめ、少しも信線の破損せるを見ず」とあり。毀損の惡戯の、藝長地方のみならずを知るに足れり。

かくて、八年一月には、全國に布設し終れり。工部卿伊藤博文の奏文に、「方今政化を賛け、人智を進む、電信線の功多し、陸線東京長崎より青森に至り、北函館より小樽に至て、遍く架設せり、氣脈相通じ、荒遠の民、隆盛の澤に浴すると輩下の如し、」とあるこれなり。

電信の始





第三類 交通

八年五月版(問答)のさし繪に、路傍の松の立樹の枝を、電柱に用ひたるあり。當時、並木の松、一里塚の榎などを、電柱に代用せしは、編者の記憶にも存するとなりしが、今にありては珍らしく見ゆ。

昨日あひ今日別れても電信機待つとし聞かば今歸りこん  
君が胸わしが心のテレグラフ、人つてならていふよしもなし、

〔百首〕

無線電信實驗の始

マルコニー 一年半の後 海軍部の試験

抑無線電信の發明は、電氣に由りて空氣中のエーサーに波動を起すといふ原理を基として起りたるものにして、此原理は、過る明治廿一年中、獨乙の電氣學者ヘルツ氏が始めて唱導したる所にかゝり、爾來諸學者の研究を経て、此エーサーの波動を起す器械を發明し、引續き此波動を現出せしむる器械の發明ありしが、二十九年の七月、伊太利人マルコニー氏、此二器械を應用して、茲に無線電信なる者を發明するに至れり。然るに、此發明一たび出てしより、大に學術社界の耳目を聳動し、特に英國驛

遞局技師長ブリース氏の如きは、ローヤル、ソサイチーの集會に於て、此大發明を紹介するの演説を爲せしより、益世上に傳播するに至れり。而して此演説筆記を掲げし雜誌の、三十年九月中に、我遞信省に到着せしより、同省電氣試験長淺野應輔氏は、我國にても早速之が試験を行はんと、其準備に取掛りしは、翌十月の中旬にして、淺野監督の下に、遞信技師松代松之助氏主として之を担当し、器械の製造裝置の工合等、苦心に苦心を重ねたる末、遂に其功を奏し、三十年十二月廿四五の兩日、京橋區月島と金杉沖の海上との間、一哩近くの距離に於て試験せるに、頗る好結果を得たりとす。マルコニーの發明を距る、實に一年五ヶ月の後なりとす。

我が海軍省にては、之を兵事に應用する目的を以て、三十三年二月九日、戸波海軍中佐に無線電信調査委員長を命じ、松代氏並に田中海軍大尉、木村第二高等學校教授、種子島海軍中技手を委員とし、築地海軍大學校構内に調査所を設け、委員長を始め委員諸氏、銳意之が研究に力めし處、成績頗る宜しく、四月十三四の兩日、調査所と羽根田穴守稻荷附近とに發信受信の兩器械を据付けて試験したり。此兩所間の距離は八

無線電信の始



第三類 交通

哩半ありて、マルコニー氏の公式に依れば、送受兩器の直立線の高さは、同哩數に對し、八十五呎を要するに拘らず、七十五呎にて十分なりし由にて、此點に於ては、既にマルコニー氏の裝置に比し、一層の進歩を呈したるものといふべく、調査の前途頗る好望なりしにぞ、同月中に施行せし海軍大演習にも、戸波中佐主任と爲り、之を實驗せしといふ。

電話の始

開く、民設願

ガラハム、ベル

エヤソソ式

長距離試験

熱海東京間

抑々電話器の始めて本邦に輸入せられたるは、今を去ると三十年前、明治十年にして、數年前米國より漫遊の爲めに來朝して、事天聽に達し、參内謁見を仰付けられ、無上の光榮を擔ふて歸國せる彼の有名なアレキサンダー、グラハム、ベル氏が、始めて電話器を發明したる年の翌年に當る、工部省にては、早速其模造に着手して、十一年六月に至り、漸く二個の電話器を造り出せり。是れ實に本邦に於ける電話器製造の嚆矢にして、爾來諸官廳の間に之を備へ付けて實用に供し、其後十六年八月に至り、ベル電話器に一層の改良を加へたるエヤソソ氏の顯微電話器なるものを模造したるが、此頃より電話の工夫は追々進歩し、十七年十二月には、汐止電信局と葵町電信局の間に於て、同一の線を以て、電信電話の兩用を兼ねしむる信話双信法を試み、其他、或は電話線の架設法を研究し、或は新式の電話器を輸入して之を模造し、或は彼此折中の新器を試作するなど其道の學者が種々苦心の結果、廿一年一月に至り、熱海東京二十里の間に往復線を架設して、長距離電話を首尾よく成功したり。夫より静岡まで延長して、同年五月には、東京静岡四十八里間の試験を行ひて頗る好成绩を得たりしかば、又更に之を大坂まで延長すると爲したりといふ。其後二十二年一月一日、東京電信局熱海電信局間に於て、公衆一般の電話通信を開始したり、同一月三日の（時事）に、

此電話線は、已に一昨年架設して試験を行ひたるも、未だ公衆の通話を許さざりしが、去月廿七日とか、榎本遞信大臣は、俄に該線を開くべき旨を志田工務局次長に

電話の始



第三類 交通

傳へたるより、同次長は技術者を指揮して晝夜其準備に着手し、廿九日には全く整頓を告げ、試験も故障なくして愈去一日より前陳の運びに至りたるなりと……五分間の通話料は十五銭なれども、別に彼地より、東京の誰々に通話を要する旨を、一旦東京の本局に通じ、本局は之を其本人に通報するに、九町以内は五銭、十町より廿町までは十銭と、距離の遠さかるに従ひ多少づゝ増額するなりとあり。

斯て、此熱海線は、其後日ならずして廢止せしも、電話需要の氣運は此頃より漸く盛に起り初めんとするを見て、東京の豪商中、電話交換會社創設の出願を爲したるものありしも、此事業は、電信と同じく政府所管と爲すに決し、其後二十三年十二月廿六日を以て、東京及び横濱に電話交換局を開き、次に廿六年三月廿五日大坂及び神戸に、三十年五月廿日京都に、各交換局を創め、東京大坂間の長距離は、三十二年二月一日に至りて通せられ、それより今日の擴張に至れりといふ。

車馬道人道區別の始

東京銀座竹川町尾張町間の往還、幅を十五間とし、真中を車馬道、左右を人道とし、又車馬道と人道の境兩側へ樹木を栽えしは、明治五年三月一日の布令に基き、七年までに成れり。其後、各所の廣小路等は、追々人道車道を分ち、樹木を植えて風致を添へ、衛生を助くることとはなれり。



(繁昌誌所載の標示札)

七年七月編(繁昌誌)二編の上、萬世橋廣小路の條に、「一條を車馬の道とし、双林を隔てたる左右にも亦車馬路あり、各標示の札を建て人の歩行するを停む。其左右四條に人の道あり、此にも亦標示の札を建てり云々」とありて、圖を挿めり。

道路左行の始

明治七年版(繁昌誌)に、日本橋々上の路三條に分れて、中央は車馬の往來、歩いて

車馬道人道區別の始 道路左行の始



第四類 軍事

河南へ行く者は其東の條に倚り、歩して河北へ行くものは其西の條に倚るとあるを見れば、當時すでに左行の定めありしを知るべきなり。

鐵橋の始

明治二年、本木昌造氏工事を督し、長崎港濱の町の大橋を架替へて鐵造と爲せり。之を本邦鐵橋の始とす。(本木先生小傳)

同七年の〔繁昌記〕に、「芝口有一橋、曰新橋、橋雖不甚長、鐵國爲橋、橋無一脚、鐵柱爲欄、而欄不用木、乃架鐵橋者獨此一川耳、」とあり。長崎の鐵橋といふもの、其制如何を詳にせざれども、記して後の考を待つ。

第四類 軍事

軍人洋裝の始

默許 筒袖陣股引

文久元酉年七月朔日、大目付え達したる令文に、異風の筒袖異様の冠物を用ひるを禁止したる次に、左の如き文あり。云く、

尤御軍艦方、其外大船乗組のもの、且武藝修行の者、筒袖に無之て差支候には、船中又は稽古場を限、外國人の服に紛敷無之様仕立、相用候儀者不苦候。○陸海軍が、追々洋風を輸入し始めたれば、從つて洋裝の禁も、默許の止むべからざるに至れるなるべし。

〔年表〕に、慶應元丑年、諸家の銃隊訓練次第に盛にして、隊伍を爲し、諸方の訓練場に至る。各西洋風の大鼓を鳴らして群行せり。又二年五月より砲術行軍等の訓練に西洋の笛を用ふると始る。同八月頃より、御軍役御改正、砲術次第に御催促あり、小筒の隊を立てられ、筒袖黒陣羽織股引を用らる。同十一月、武家方武藝訓練衣類の御制度を定らる。筒袖衣類陣羽織陣股引等用らる等の文あり。尙、洋服の始の條を参照すべし。

軍人洋裝の始



第四類 軍事

佛國式練兵の始

福井藩兵 服装

慶應二年、福井藩幕府の命を奉じ、横濱駐在佛國公使館附武官陸軍大尉某氏を聘して、歩騎砲兵の練習を行ひたり。當時福井藩は横濱太田村陣屋内に佛式練兵所といふを設け、練習生旗下の士及び士分相當の子弟より選抜したる佛學修業生中の青年八百名なりし。而しては、其服装は、筒袖の草色羽織、裁附袴、脚絆に禪十文字に綾取り、草履又は麻裡草履、或は下駄を履き、腰間には巾着煙草入を提げしまゝ、銃劔を帶し、佛人の號令に従ひて進退開闔したりきといふ。翌三年には、江戸に移したり。

洋式火藥處の始

澤太郎左衛門 職工に身をやつす 瀧の川畔の工場

慶應三年九月和蘭國ハーグ留學生澤太郎左衛門が、日本使節柴田日向守より、火藥製造器械の買入を托せられ、一萬二千弗を預りしは同十二日のとなり。爾後澤氏は、百方奔走せしも、火藥製造の模様を一見せしめられざるを遺憾とし、遂に十月十一日

より、身を職工にやつし、『ウエツテレン』のコーバル火藥製造所に入り、十二月廿日迄工夫に従事し、同所職工頭コロムホートと別懇に成り、炭化竈、硫黄蒸溜竈、及水壓器等の圖面を借り受け、乾燥室の溫度並に壓磨器の分量を教へらる。

後ち、注文すべき機械の鐵製の分は、ヘルヴィリオンといふ器械師に注文し、其他はハルトフといふ者に注文し、翌慶應二寅九月廿四日迄に全く落成し、翌廿五日試運轉を爲す。赤松大三郎も亦立合ふ。翌三年五月此器械類横濱に着し、小栗上野介武田斐三郎等盡力して王子瀧の川畔へ建設のとなり、四年辰までには大抵出來上りしも、維新の騒ぎにて忽ち悉皆破毀し、尙残りし銅製の器械は、美保ヶ丸に載せて箱館に持ち越し、遂に沈没せり。未だ製藥するに及ばずして瓦解せしは、遺憾のとなりしが、維新後に、赤羽に火藥製造所の出來しも、澤氏が志を繼げるなるべし。當時の官吏が、其の職責を重んじ、身を職工にやつしてまでも、本國政府の爲めに盡せしは、いと欽慕すべきことならずや。

佛國練兵の始 火藥處の始



招魂社の始

東山に祠宇 九段坂上 大祭の三日 石燈 外人合祀

招魂社は、明治元年五月十日、癸丑以來國事に斃れし志士の節操を表章し、東山に祠宇を設けて、其靈魂を合せ祀らるゝ布告を以て濫觴とす。其後、帝都を東京に移したれば、明治二年六月廿九日、番町九段坂上に、假に招魂社を建て、戦死の者を祭る。翌年に至り、三町餘り奥の方面に移し、悉く境内と爲す。これ今の靖國神社の始なり。其、正月三日五月十五日九月十八日を毎年大祭の例日とせるは、伏見上野箱館の激戦ありし三日なればなり。

三年七月末より、坂上招魂社の正面へ、常夜燈を設らるべき大き成燈籠臺を建らる。此節より造營始り、石を疊て臺とし、四年十月に至て成就す(年表)とあり此の高燈は、日本六十餘國の名石を集めて築ける物にて、招魂社内最も舊き築造物なり。

又五年五月版(郵報)二號に、五月十日、九段坂招魂社落成、その月十五日より、例年の祭典あり。……今を距る二三年前は、都下の形勢寥々として、此社に参る者もな

く、却て此社を蔑視するに至れり。……頃日、新社すてに成り、官人庶民を問はず、歩騎陸續して通衢紅塵を起し、この景況往時の比に非ず……云々」とあり。之を招魂社の起原となす。

明治三十七年六月十五日沖の島附近にて露國軍艦の爲めに撃沈せられ、船と共に名譽の戦死を遂げたる常陸丸船長ギョーンキャンベル同一等運轉士サミュエルジョセフビショップ、同機關長ジエームスビユーグラスス三氏は、同四十年四月靖國神社に合祀されたるが、外國人にして我が靖國神社に合祀されしは、三氏を以て嚆矢とす。三氏は何れも英國人にして、郵船會社に雇はれて従職中、常陸丸に轉乗せし人々にて、就中キヤルベン氏は、二十七八年役にも戦功あり、勳六等に叙せられ瑞寶章及び一時賜金百圓を受けたりし。

觀兵式の始

觀兵式 明治四年 御親兵 只大隊旗 外國の例

觀兵式は、陸軍禮式の定むる所の一種の儀禮にして、天長節陸軍始其他臨時の儀式

招魂社の始 觀兵式の始



招魂社の始

東山に祠宇 九段坂上 大祭の三日 石燈 外人合祀

招魂社は、明治元年五月十日、癸丑以來國事に斃れし志士の節操を表章し、東山に祠宇を設けて、其靈魂を合せ祀らるゝ布告を以て濫觴とす。其後、帝都を東京に移したれば、明治二年六月廿九日、番町九段坂上に、假に招魂社を建て、戦死の者を祭る。翌年に至り、三町餘り奥の方西に移し、悉く境内と爲す。これ今の靖國神社の始なり。其、正月三日五月十五日九月十八日を毎年大祭の例日とせるは、伏見上野箱館の激戦ありし三日なればなり。

三年七月末より、坂上招魂社の正面へ、常夜燈を設らるべき大き成燈籠臺を建らる。此節より造營始り、石を疊て臺とし、四年十月に至て成就す（年表）とあり此の高燈は、日本六十餘國の名石を集めて築ける物にて、招魂社内最も舊き築造物なり。

又五年五月版（郵報）二號に、五月十日、九段坂招魂社落成、その月十五日より、例年の祭典あり。……今を距る二三年前は、都下の形勢寥々として、此社に參る者もな

く、却て此社を蔑視するに至れり。……頃日、新社すてに成り、官人庶民を問はず、歩騎陸續して通衢紅塵を起し、この景況往時の比に非ず……云々」とあり。之を招魂社の起原となす。

明治三十七年六月十五日沖の島附近にて露國軍艦の爲めに撃沈せられ、船と共に名譽の戦死を遂げたる常陸丸船長ザヨンキャンベル同一等運轉士サミュエルジョセフビシヨップ、同機關長ジエームスビユーグラス三氏は、同四十年四月靖國神社に合祀されたるが、外國人にして我が靖國神社に合祀されしは、三氏を以て嚆矢とす。三氏は何れも英國人にして、郵船會社に雇はれて従職中、常陸丸に轉乘せし人々にて、就中キヤルベン氏は、二十七八年役にも戦功あり、勳六等に叙せられ瑞寶章及び一時賜金百圓を受けたりし。

觀兵式の始

觀兵式 明治四年 御親兵 只大隊旗 外國の例

觀兵式は、陸軍禮式の定むる所の一種の儀禮にして、天長節陸軍始其他臨時の儀式

招魂社の始 觀兵式の始



第四編 軍事

及び條例規則等に據り、軍隊を集合整飾して觀閲に供するの謂なり。而して、其觀閲に供するは、兩陛下を始め太皇太后皇太后兩陛下皇太子皇太孫及び妃殿下等と、陸軍大臣參謀總長陸軍大將軍隊に長たる長官（所屬軍隊に限る）及び外國の皇帝皇族等なりとす。

さて、天長節に始めて觀兵式を舉行したるは、實に明治四年にして、爾來年々に之を舉行するに定められたり。抑も當時の兵制を見るに、恰も廢藩置縣の大改革に際し、從來各地方の警備に充てたる藩兵を解散せしめ、東京大阪鎮西東北の四鎮臺を新設し、舊諸藩兵を徵集して鎮臺兵に充てたるも、禁闕を守護する御親兵、即ち現今の近衛師團は、猶ほ薩長土三藩の兵士を以て組織しあり、右の觀兵式に參列したるは、即ち此御親兵にして、當時兵部省より達せられたる觀兵式の次第は左の如し。

一番大隊、二番大隊、三番大隊、五番大隊、六番大隊、七番大隊、八番大隊、右和田倉御門南側堀側より、馬場先日比谷櫻田半藏御門外迄の間に順次整列す。騎兵隊、

右半藏御門外に整列す。

九月二十二日（舊曆）十二字祝砲の間

隊長捧劍、 隊付士官は劍を肩にす、

歩兵は捧銃、 騎兵は劍を肩にす、

砲兵二十一日日没二十一發、二十二日日出二十一發、二十二日正午百一發、二十二日日没百一發、

右元大手御門外に於て祝發の

即ち當時の觀兵式は、城外の御堀側に於てしたるものにして、此時は別に分列の式なく、單に整列して聖上の御觀閲に供し奉りしものなり。而して軍隊の服裝は、帽子は恰も現時の第一種帽の如く、服は現時のもの大差なく、銃は主としてエンピールを使用し居たり。未だ聯隊を編制せざるため、聯隊旗の設は無く、只大隊旗を用ふるのみにして、其形狀は、現時のもの異なることなく、旗片の中央に形の記章を表はせるものなり。又將校下士も、兵卒同様現時の第一種帽の如きを用ひ、其他の服裝何れも

觀兵式の始



## 第四編 軍事

現時と大差なかりしといふ。蓋し當時は、未だ徵兵制度の如き大改革は無かりしも、軍隊の外形は、維新當時に比し、著しき進歩を呈し、彼の戊辰の役に於ける如き甚しき亂雑不調はこれなく、既に殆んど之を改良し居たりしといふ。尙天長節の項を参照すべし。

我國の觀兵式は、素より外國に倣ひて制定せられたるものなるべきも、歐州諸君主の觀兵式は、埃太利を除くの外、其國君主の誕生日に於て、施行するとなし、即ち埃太利にては、毎年四月と八月とに於て、ウエンナ附近の諸軍團を集め、同市郊外の大練兵場に於て施行せるが、四月の分は時日定まらざるも、八月の分は、其月十八日、即ちフランツ、ヨセフ帝の誕生日に於て施行するを例とするよし、而して此二期の觀兵式の外に、大演習地に於る皇帝の觀兵式年々にこれあり、蓋し同國にては、年々二軍團づゝ、各地方に於て更々大演習を施行する慣例にして、即ち皇帝は、年々二ヶ所の演習地に臨み、其際各觀兵式を行ふことなり居れば、都合毎年四回の觀兵式に臨む割なり。此外外國貴賓の來遊ありたる場合等、臨時に皇帝の觀

兵式を行ふとあり。又普魯西にては、觀兵式の慣例、畧ぼ右と同じきも、年々定まりたる觀兵式は、四月十一月の二期と、年々一回づゝ舉行する大演習の際に於ける觀兵式と都合三回にして、露西亞は、觀兵式を春冬の二期即ち四月と十二月とに於て舉行し、皇帝の臨御ありといふ。此外の諸國凡て大同小異にして、年々三四回の觀兵式あるも、別に君主の生誕に於てするが如きことは之なしといふ。(三十二年十一月三日時事)

## 村田銃の始

明治十三年、歩兵少佐村田經芳氏の創案に係る村田歩兵銃を制定し、之を十三年式と稱したり。其の性能威力は、歐米各國の軍銃に四倍し、此に始めて本邦銃器獨立の基礎を開きたり。

明治四年に、常備兵新設に方り、始めて採用したりしは、スナイドル銃にして、英國のエンフィールド、即ち所謂エンピール銃を改造せしものなりし。

村田銃の始



大觀艦式の始

廿三年第一回

海軍觀兵式

外艦參列

百六十五隻

明治三十八年十月二十三日、東京灣にて絶大の觀艦式を行はれたるが、從來、我國にて行はれたる觀艦式は、廿三年四月十八日神戸灣の觀艦式を第一回とし、今回は實にその第四回に當る。

第一回の觀艦式は、廿三年三四月の交、始めて海陸軍聯合大演習を行はれ、海軍方にては、艦隊を二つに分ち、侵入艦隊は、常備艦隊總司令長官井上大將(當時中將)之を率ひ、若干の陸兵を海上より護送し、國防艦隊(司令長官故福島海軍少將)を擊破して、之を伊勢灣の一角に陸揚せり。此演習後、陛下は、親ら吳及び佐世保鎮守府の開庭式を行はせらるゝため、同四月十八日高千穂に乗御、神戸より發艦さる。其折、演習に參加せる諸艦を神戸に集め、親閱せらる。當時未だ觀艦式といふ名稱も無く、之を海軍觀兵式と唱へたりし。其時參列の軍艦は、御召艦を併せて、左の十九隻三萬三千四百餘噸なり。

浪速、高雄、八重山、日進、筑波、耶摩、愛宕、鳳翔、武藏、葛城、大和、扶桑、磐城、海門、天龍、比叡、金剛、

第二回は、三十三年四月三十日、同じく神戸沖にて行はる。當時、艦隊を二分し、侵入軍は、鮫島中將之を率ひ、防禦軍は片岡中將(當時少將)之を統へ、始め吳軍港より豊後水道附近に掛けて大演習あり、續て陸下の統監の下に紀淡海峽にて對抗運動を行ひ、後ち御召艦淺間にて其の參加したる艦艇を親閱せられしなり。當日の參列諸艦は御召艦供奉艦ともに、軍艦二十三隻、十二萬三千八百餘噸、驅逐艦八隻水雷艇十八隻に上れり。

第一回も今次も、外國軍艦三四隻、神戸港に居たりしが式場には列せざりし。

第三回觀艦式は、三十六年四月十日、亦神戸沖にて行はれたり。是よりさき、海軍にては、全艦隊を就役せしめ諸種の演習を行ひたる後、伊東軍令部長を統監とし井上大將及伊集院中將(當時少將)が各々一方の艦隊を率ひて、對馬附近にて對抗演習を爲し、右終りし後、演習參加の諸艦を神戸に集め、親閱を仰ぎたりし。參列諸艦と御召

大觀艦式の始



第四編 軍事

艦統監の乗艦供奉諸艦ともに、一等戦艦及び装甲巡洋艦十二隻十四萬五千七十七噸、巡洋艦其他の軍艦廿隻六萬四千二百二十四噸、合計三十二隻二十萬九千二百一噸外に驅逐艦十四隻水雷艇三十一隻なりし。

この時始めて英・獨・露・伊・佛諸國の五艦も式場に列し親閲を仰ぎたりし。

第四回の觀艦式は、強露を粉塵したる凱旋觀艦式にして、軍艦其他一切の參列艦船を併すれば、總計百六十五隻の多きに及び世界の觀艦式中にも其の比を見ざる所なりとす。

軍樂の始

薩兵 横濱にて傳習

歐式軍樂の我邦に傳來せしは、實に明治二年の秋なり。薩長土の三藩徵兵仰付られ、同年九月鹿兒島藩よりは歩兵二大隊二砲坐上京する事となり、其内數十名は、軍樂傳習として横濱に差遣せらるゝこととなりき。これ當時英國の歩兵及び軍樂隊の、恰も横濱に屯在せしが爲めなり。藩主は、樂器を英國に注文し、傳習生は該軍樂隊長ヘン

トン氏に就き、鼓隊（鼓隊とは一小隊に、横笛一管・喇叭一管・小鼓一個にして、大隊毎に太鼓一個を加ふ）の傳習を受け、三年夏六月注文樂器も到着したれば、間もなく卒業せり。その樂譜は、日本禮式（當時編制の君ケ代）英國行進譜、及び徐行進譜等、僅く數譜に過ぎざりし。

軍歌の始

明治十二年 宮内省 雁教師

戦陣軍旅に歌舞を用ひしことは、本邦上代よりあることなれども、近世陸海軍にて、禮式の時に奏する軍歌は、明治十二年に『海行かば』を用ひることになれるに始る。『海行かば』は萬葉集にある古歌にて、十二年に國歌君が代と同時に、宮内省の雅樂師東儀季芳の作曲にして、當時同省の雁教師たりし獨乙人フランツ、エツケルトの調和に係り、爾來陸海軍に於て禮式に用ふることせり。

軍樂の始 軍歌の始



### 日本赤十字社の始

萬國赤十字社 十年役

目下歐洲の盛なる赤十字社の濫觴は、瑞西國シユネーブのモアニエー氏等が、我文久三年に廣く同志者を招き集め、萬國會を開きて戰地病傷者救護の手段を議せしに始まり、遂に各國氣脈を通じて衛生隊の中立を認むる美法を成し來れり。

日本赤十字社の始めは、明治十年西南の役に際し、三條實美・岩倉具視・佐野常民・大給恒の諸氏、博愛社を創設して、彼我病傷者を看護救療したるに始り、十九年、我政府の赤十字に加盟したるに及び、博愛社も感奮して政府の認可を受け、日本赤十字社と改稱し、シユネーブなる萬國赤十字中央社との交通を開きたり。

### 甲鐵艦の始

局外中立 東艦

徳川幕府が、アメリカ國より、鐵張りの軍艦を購ふ約束成り、其の軍艦の到着したるは、恰も官軍江戸城に迫り、幕軍の彰義隊と激戦せし頃なりしかば、米人は局外

中立の約を守りて、何れにも之を渡さざりし。

亞米利加にて買入たる鐵船、去る二日横濱に着す。軍艦役並小笠原健藏・岩田平作乗込みて來る。(慶應四年四月中外十一號)

其後奥羽の亂も討平して、鐵艦も亦維新政府の手に落ち、甲鐵艦と號し、後ち東艦と改む、榎本釜次郎等が、北海に據守して反抗するに當り、宮古五稜廓の奮戦に、官軍の金城鐵壁と頼みしは、この甲鐵艦なりし。

されども、歲月勿々二十年を過ぎ、流石の堅艦も老廢して用に適せず、明治二十一年よりは、横須賀港に繋留して、風鏡雨蝕に任せしが、二十二年十月中、大砲の打試し、水雷の實地演習にて、微塵に打碎きしといふ。

### 海軍練習の始

和蘭國の好意 蘭國士官 學生 教師 教師に接し

弘化嘉永の頃、オランダ國政府より、開國通商の止むべからざるを勸告するあり、

日本赤十字社の始 甲鐵艦の始 海軍練習の始



次て英吉利米利堅魯西亞諸國の軍艦の來りて、通商貿易を請ふありて、徳川幕府の人々も、漸く海軍の必要を覺り、遂に蘭國に談判して軍艦兵器を注文するに至れり。蘭國は、幕府のこの注文に接して曰く、今や歐洲諸國は交戦の時に際し、船艦を賣買するに能はず、特に軍艦の如きは、妄りに賣買するものに非ず。又一朝一夕に製造し得るものに非ず。たごひまた軍艦ありとも、之を運轉し之を操縦し得る者無るべからず、故に先づ我政府より汽船一艘を献上し、其乗組の士官をして、海軍練習の教師たらしめんと、軍艦スームビンダ（後に觀光丸と改稱す）を贈る。政府其言に従ひ、安政二年七月、長崎西役所に練習所を置き、書生をして蘭人に就き學習せしめ、目付を派遣して其監督を爲せり。最初の目付は永井玄蕃頭にして、後岡部駿河守之に代り、最後に木村攝津守來り任じ、廢止の時に及べり。

最初の教師は、和蘭國海軍二等士官ペルスレイキ、次士官スガラウエン、エーク、會計士官デロング、其他機關士二名、水夫頭一名、水夫六名、帆縫師、船工。

等なり。實に是れ我國海軍教師の嚆矢なり。後二年を経て交代し、二回目の教師は、

同前カツテンデーキ、ハントローウエン、ウエツヘル、其他會計士官、機關士官、等にして、別に騎兵士官も亦來れり。

練習所の學生は、幕府旗下の士のみならず、薩摩、福岡、佐賀等の諸藩も亦、各其書生を送りて講究せしめたり。水夫を得るには尤も苦心し、廣島沖の日良居の漁夫凡百餘人を召募したり。練習の學科は砲術、航海術、測量術、機關、造船法、萬國地理、操練、築城術、語學等なりき。

當時、幕府は、尙邦人の外人に接することを堅く禁止、生徒が教師に接する時には、目付の許可を要し、又蘭人等が市中を往來する時の如きは、吏員常に附添へ、生徒の演習船が近海を航行するにも、目付の常に附添ふ定めなりし。たゞ、一年餘の後に、勝麟太郎氏のみは、總督の心得を以て研究すべしとの命を受け、蘭人の居住地出島に往來するを得たりしとぞ。

安政六年、幕府は、未だ能く海軍の必要を覺らざると、又其經費の莫大なるに依り、遂に長崎練習所を廢し、蘭教師は其本國に歸れり。ペルスレイキ、ハントローウエ

海軍練習の始



第四編 軍事

ン二氏在職中は、最も熱心誠意を以て生徒を啓發し、ベ氏は、歸國の後總督に昇進せしが、資性豪邁不羈にして敢て人に屈せざるの風あり、爲に當局の人々と合はずして、深く用ゐられざりしといふ。ハ氏は、頗る博識の好人物なりしも、大飲酒家にして、歸國後二年を経て病死せりといふ。(勝安房氏談話)

兵庫海軍練習所の始

勝安房守 塾生 大君臨床の碑

兵庫海軍練習所は、今の神戸税關のある所に建てられしものにて、勝安房守が、文久三年の暮に創始せし所なり。維新の節、海軍に従事せし人々は、多く其門下生にて、今日海軍の要路に在るものも、勝氏の教育を受けし人々少からず。當時、其塾生の中には、諸國の浪士多く、薩摩のあばれ者も多く在りしが、坂本龍馬は塾頭たりき。遂に、勝氏は、幕府の嫌疑を受け、其身は謹慎を命せられ、練習所も解散するに至れり。この練習所につき勝伯爵の秘記一篇あり。左の如し。

文久の初、攘夷の論甚盛にして、攝海守備の説亦囂々たり。予建議して曰、宜

しく其規模を大にし、海軍を擴張し、營所を兵庫對馬に設け、其一を朝鮮に置き、終に支那に及ぼし、三國合從運衛して、西洋諸國に抗すべしと。朝廷予の建議を賞美し、昭徳公亦之を嘉納す。三年癸亥、公蒸氣船に搭じて、大坂より播州に至るの海濱を巡視し、兵庫より上陸し、神戸小野濱に到りて、海軍營所建築の地に自身に指畫せられたり。其床几跡の湮滅せんとおそれ、予不文を顧みず、自ら記して一片の碑石を建たり。其文左の如し。

文久三年歲次癸亥四月二十三日。

大君駕火輪船、巡覽攝播海濱、至于神戸、相其地形、命臣義邦、使作海軍營之基、夫吾邦方今急務、莫急于海軍、將以此營爲始、英旨振起士風、實在于此、可謂當時之偉圖、而千歲之鴻基也、願大君臨床指畫之處、恐其久而湮滅也、臣義邦謹勒于石、以貽永世云。

元治元年歲次甲子冬十月八日

軍艦奉行安房守勝物部義邦撰

兵庫海軍練習所



第四編 軍事

この碑石、今は、兵庫當時の庄屋たりし生島四郎太夫氏が、山手の別荘の庭中にありといふ。

觀軍艦

廣瀬林外

海門晝暗火輪烟、清世不煩烽燧傳、喇叭啾々胡樂動、  
鎮臺今日在英船

海軍海圖の始

伊能福岡二氏

英艦シエルピヤ號

柳樽悦

釜石圖

獨學自究

抑本邦に於て、稍信據すべき地圖を製したるは、千八百十五年（文化十二年ころ）、伊能忠敬を祖とし、尋て千八百六十二年、和蘭人の傳習により、幕吏福岡久右衛門なるもの、僅に海圖的の測量圖を製したれども、測法未だ全からずして實用の價値なく船舶は凡て英蘭二國の製したる海圖に依頼せり。

明治中興、兵部省に海軍部陸軍部とありしが、同三年に、英國の支那艦隊中の測量

艦シエルピヤ號の、測量の爲めに我國に來航するあり。恰も我が海軍部にては、水路測量の必要を悟り、之を實施せんと欲せし際なりしかば、即ち第一丁卯艦を測量艦とし、故海軍少將柳樽悦氏、伊藤雋吉氏——後の海軍次官貴族院議員——などを頭とし、シエルピヤ號と共に實測に掛らせしが、これ本邦の水路測量の元祖なり。柳氏は、もと藤堂藩の士族にして、澁川助左衛門に就て和算の奥を究め、又弘化年間に、長崎にて蘭人に測量術を習ひしとある人なりし。

さて丁卯艦は、シエルピヤ號と共に、先づ志摩の的矢港を測量し、次に讃岐の鹽飽島を測量せり。此方は、シエルピヤの爲す所をまねたり、不審の事を質問するとなごはありしが、兎も角もやり通せり。此時英艦中の人々は、心ひそかに、冷笑、輕侮し居たりしが、作り上げし圖を見るに及ひて、其精確なるに驚きしといふ。

其翌四年にも、春日艦が、北海道の各地を測量し、其歸途、奥州の宮古釜石邊を測量し、同年の九月に、海軍部内に水路局といふを設け、追々各地の測量を初めしが、此時始めて釜石港圖を製し、之を印刷して船舶に分ちたり。當時草創の際にて、其手

海軍海圖の始



第四編 軍事

術未だ巧ならざれども、船舶が我邦製の海圖を實用に供せしは、實に此に始るなり。今は、其圖數五百餘に上り、交換の約ある國數二十餘なりといふ。

明治維新後の新事業、兵制、工業、其他、外國人を雇ひて創始せざるもの無き程なるに、たい海圖調製のとだけは、全く邦人の手にて完成せしといふ。其獨學自究の困難、思ひやらるゝなり。

海里と經度法定の始

明治五年五月海軍省達しにて、測地上の里法及び經度の法を定め、一海里は、陸里十六丁九分七厘五毛（即ち六十分の一度）、一尋は曲尺六尺（但し海底の淺深は干潮の時の尋數にて定む）、經度は英國グレンウイチを以て暫く初度とし、我國に在ては、東京海軍省標竿を以て東經百三十九度四十九分二十五秒零五とせり。

洋式船渠の始

カエルニト 小栗上野介 横すかの三船渠

嘉永年間に、米艦渡來して以來、鎖港開國の二黨が、國內に相軋したりしも、國防を修むる議論のみは、何人も異議なかりければ、徳川幕府は、其衰運の日に甚しきが中にも、思を國防の上に勞し、殊に二三卓見の士は、先づ造船所を國內に設立する必要を悟り、人を佛蘭西に聘したり。されば、佛人ウエルニ一氏、慶應元年に來朝し、先づ造船に適する地を求め、今の横すかを選定せり。

當時、幕府の爲めに熱心に造船所新設論を唱へたるは、勘定奉行小栗上野介氏の如き其一人にて、曾て或人氏を非難し、幕府の運命日に非なる秋に臨み、後年の爲めに造船所を設くるは、他人の爲めに嫁衣を製するの嫌なきを得ずといひしに、氏は笑て、余も亦其感なきに非ず、然れども、造船所の設立は、單に幕府の爲めに非ず、又實に日本國の爲なるを思へば、寧ろ地面附賣家を造るに類すと答へられしといふ。造船所の今日ある、小栗氏の賜もの多しといふべし。斯くて、造船所撰定の後、慶應二年製鋼所を設け、同三年第一月船渠に着手し、翌慶應四年に其工事成りしが、此年は恰も、幕府倒れて維新の改革成り、世は明治元年と改り、新政府又幕府の事業を繼續して、

海里と經度法定の始 船渠の始



第四編 軍事

爾來頻りに諸工場を設立し、明治六年に至りて第二號船渠に着手し、翌七年竣工す。

此時までの設計工事とも、大抵佛人の手に成りしが、漸く邦人中にも、熟練者を出し、

明治十年の頃には、邦人にて工事に當り、同十三年に第三號船渠を竣工したり。

今、三個の船渠の長幅深を掲ぐれば左の如し。

	長	幅	深
第一號	九十間	十六間	五間
第二號	七十間半	十四間半	四間
第三號	五十五間	八間	三間

明治七年第一船渠成りし以來、廿八年までに、同所三個の船渠にて造りたる軍艦は左の如し。

七年	利根	八年	館容	九年	清輝
十年	迅鯨	十年	天城	十一年	磐城
十五年	海門	十六年	天龍	十八年	葛城

十九年	武藏	廿年	愛宕	廿一年	高雄
廿二年	八重山	廿四年	橋立	廿五年	秋津洲
廿八年	須磨				

日本軍艦太平洋を航斷せし始

徳川幕府、大使を北米合衆國に派遣する議あり、わが軍艦威臨丸之を護衛して、萬延元申年正月に品川沖を發し、同年五月恙なく歸朝す。之を、日本の國旗を翻せる軍艦の、太平洋上を横斷せし嚆矢とす。

風船の始

小風船玩具 十年の役 ラッキヤウの化物

本邦に於て始めて始めて風船を使用せしは、明治十年西南戦争の時に起る。是より先き、明治八年春、舊開成學校製作學教場に於て、理學教師市川盛三郎氏が、赤ゴムの小球に水素ガスを満たして飛揚せしを始として、生徒等之を製作し、九年の頃より諸縁日

日本軍艦の太平洋を航斷せし始 風船の始



第四編 軍事

或は途上に於て小兒の玩具に賣り出せるが大に好評を得たりければ、當時市中至る處に之を商へり。同年、賊兵熊本城の四面を圍みし時、海軍兵學校馬場新八氏（米澤の人）、輕氣球を作りしとあるを聞き、陸軍省より依頼す。因て、同年五月廿三日、技術課麻生氏、機關士副馬場氏主となり、築地海軍省練兵場にて、輕氣球乗を實驗せり。氣球は、長九間幅五間周圍十七間にて、奉書納百二十反をミシン縫にしたるをゴムにて塗り上げ、瓦斯は、金杉の瓦斯局より六百五十間の管にて導き、蒸氣ぼんぶにて送り込みし其量一萬五千立方尺なり。

さて、船底には大綱を附着したれば、馬場氏、一千二百尺の高距に達し、號圖の赤旗を振るを以て、下より綱を引て下したり。其より輕氣球のみ飛揚せしに、五六千尺の高所に達し、東南の方一里半許の堀江といふ村に落ちぬ。此處は、漁夫のみ住居する村落なれば、其何物たるを知らず、其驚駭一方ならず。風の神過ちて袋を落したるならんといひ、或はラツキヨウの化物なりとさわざ、皆擡を以て之を亂打せしに、フハと飛行くを、追廻し打擲くより、袋破れて水素瓦斯散出し、其臭氣甚しけれ

ば又驚き、是れ正に妖怪の惡氣を吐出せるならんと逃出せしもの多し。此氣を嗅たる者兩三人斗り、面色變り氣病を發し、二三日間病めりといふ。熊本にて、之を實用したりしや否、未だ考へざれどもこれ本邦實用的輕氣球の嚆矢なり。

明治二十三年、英人スベンサー氏、横濱にて風船乘を興行し、十一月十二日、東京に上りて天覽に供し、同廿四日、上野博物館内の廣場にて興行し、縦覽せしむ。入場料は、上等一圓中等五十錢、下等二十錢、小兒は半額の定めなりし。

風船に空の窮理を思へども人の命のをしくもあるかな（百首）

風船

夢處

西人技術亦奇哉、舟在青空儘湖徊、見得謫仙詩句是、孤帆真個日邊來、

第五類 實業

國立銀行の始

澁澤榮一氏、銀行創立願、株式募集

銀行の二字は、明治四年中、澁澤榮一氏が、米國の銀行條例を翻譯する時、始めて國立銀行の始



第五類 實業

バンクの譯字に用ひたるものにて、支那にて何洋行といふより思ひ付きしなりといふ。明治五年春、府下大火災あり、黒金千弗を義捐せるロッセル氏の、書狀、新聞雜誌三十六號にあり、横濱東洋銀行ロッセルと署名す。同雜誌報内に、銀行の二字に、カハセザと傍訓せるを見ても、當時、目新らしき字面なりしなるべし。

本邦國立銀行條例は、明治五年十一月創めて發布せられたるなれど、この條例發布前、己に銀行設立の計畫ありしは官府の勸奨に出してしなるべし。小野三井兩組の銀行創立願書と、株式募集の廣告とを得たれば、全文を出さん。

銀行創立願書

御一新以降、私共兩組共、政府御爲督方被仰付、金銀爲替並出納、其外臨時御用向等、無滞奉事仕候儀、重々難有仕合に奉存候、就而は方今の御時體奉恐察候に、追々外國御交際も御更張被爲在、專富強之根軸御着目相成、流通之利便物産之蕃殖等、萬般御鞅掌被爲在候に付而は、差向真成之銀行御創立之儀、尤以御急務に奉存候、因而先頃私共兩組、各々特別にて銀行開業之儀、奉願置候得共、尙熟考仕候に所詮一身一個之獨力を以て各自其業を相營候様にては、終には相抵觸之患も有之、殊に卑見陋才加ふるに微薄之財力にて鴻業成立は無覺束、況哉毎々被仰出候協同戮力之盛旨にも相悖候次第に付、此度は兩組共全く協力仕、差向金二百萬圓を目的に致し、確實之銀行共立仕度奉存候、尤右創立に付而は、追々組合相望之者も可有之に付、尙順序を以て株主相募り、且前後増高等之見込も有之候、旁往々金五百萬圓之合集高に相滿候様仕度奉存候、右銀行御規則等に

於ては追々御取調も被爲在候趣、奉从聞候に付、毎年成規に照準仕、敢而悖戾之所爲仕間敷候間、何卒右願之通御許可被成下置候様奉願候、將又右銀行御允可之上は、從來奉務罷在候御爲督方は勿論、其外臨時御用向共都而右共立之銀行に被仰付、是迄之通戮力奉事仕度、尤西京大阪横濱神戸長崎新潟箱館、其他樞要之地には、夫々出店取設、諸爲督向聊擬滞無之、内外之流通御辦理相成候様可仕奉存候、此段奉願候也、  
壬申六月  
小野善右衛門 小野善太郎 小野善次郎  
小野善助 三井元之助 三井次郎右衛門  
三井三郎助 三井八郎右衛門

紙幣御察

紙幣察

「付札」書面銀行創立之義、承届候條、名稱第一國立銀行と相唱へ可申、且開肆之義者道而可及差圖事、  
中八月  
斯く允許を得たれば、同年冬、發起人五人の名にて、株式募集の廣告を、當時の新

聞紙類に掲載せり。

今般左の五名の發起人共、東京海運橋兜町に於て、第一國立銀行を創立し、三百萬圓を以て資本金とし、横濱大阪神戸等へ枝店を置き、博く事を行はんと欲す。四方有志の諸君、此の社に入らんと欲せば、壬申十一月廿日より新曆四月一日迄、東京本店發起人共へ、株數願書差し出し玉ふべし。資本金は全資中既に貳萬株即ち貳百萬圓を三井組小野組より入社せり。残り一萬株即ち一百万圓は、諸君の請求に應じ分割すべし。諸君莫くは協力同心して共に洪益を謀らんことを。

- 發起人 三井八郎右衛門 小野善助 三井三郎助  
小野善右衛門 三野村利左衛門

國立銀行の始



第五類 實業

創立願書に署名せる人名ど、株式募集廣告の發起人と、互に出入あるは、何の故たるを知らざれども、兎も角、豫期の如く滿株となり、又左の廣告を出せり。

「兼て御申込有之候株數來る五月十日迄に規則の通り金高壹割差添へ、願書御差出し可被成候以上。

第一國立銀行 發起 人 共

ごあり。證據金拂込の通報なるが、株敷、願書などの用字、今日より見れば異様に思はる。

同銀行は六年八月一日に開業の式を挙げ、紙幣頭芳川顯正銀主澁澤榮一等、臨んで祝詞を演述し、富國理財の一助たることを慶賀せり。同月二十日、同銀行は、銀行條例によりて、公債證書を抵當と爲し、五種(二十圓十圓五圓二圓一圓)の紙幣を發行せり。之を銀行紙幣の嚆矢とす。

新貨幣の始

大阪造幣寮 圓錢厘

明治四年辛未五月、これより先き、明治政府は、戊辰の年より貨幣改良の功を起し、

莫大の經費を厭はず、大坂に於て新に造幣寮を建置し、壯大の器械を備へ、宇内各國の貨幣制度を比較商量し、精密の通用貨幣を鑄造し、在來の貨幣に加へて、一般の流通を資けんとする企畫をなせしが、こゝに至りて開寮し、新貨幣條例を公布せり。即ち錢貨に孔なくして、其形狀洋貨に似、計數法は十進法によりて、始めて圓錢厘の稱あり。其例目の第一に云く、新貨幣の稱呼は圓を以て起票とし、其多寡を論せず、都て圓の原稱に數字を加へて之を計算すべし。但し一圓以下は、錢(一圓の百分一)厘(一錢の十分一)とを以て、少數の計算に用ふべし。又第四に、新貨幣と、在來通用貨幣との價格は、一圓を以て一兩即ち永一貫文に充つべし。故に五十錢は二分、即ち永五百文、十錢は一兩の十分一、即ち永百文、一錢は一兩の百分一、即ち永十文、一厘は一兩の千分一、即ち永一文と相當るべし。但し二十圓十圓二十錢五錢半錢も、皆同様の割合たるべし。ごあり。

新貨幣の始



公債の始

レ、イ氏の違約 年九分利

明治二年十一月、我政府は民部卿伊達宗城民部大輔大隈重信大藏少輔伊藤博文をして、英國人ホラシヨネルンレイと約條を結ばしめ、海關稅及び將來收入すべき鐵道收益を以て償還の資に充て、公債若干額を募集する議を決した。然るにレイ氏背約せしを以て、政府は大藏權大丞上野景範を龍動に遣し、レイとの契約を解き、更に募集の事を龍動の東洋銀行に委囑し、遂に年九分利付にて英貨九十八萬磅即ち我が金貨四百七十八萬餘圓を得、之を以て鐵道建設貨幣改鑄等の事業に用ひたり。これを明治政府公債の始めとなす。

火災保險會社の始

火災請負 保險の字 獨逸土產 品川平田二氏

官設の職 東京火災保險會社

明治五年春東京に大火ありし時、井上馨氏建言の内に、「防火兵は勿論、貸家會社、

又者火災請負等の方法未だ不<sub>ニ</sub>相立<sub>一</sub>とあり。火災請負の四字は、今日の火災保險と同意なるべし。

同年五月の〔每周十號附録〕英米葛藤記中に、始めて、保險質の沸騰、保險の増賃等、保險の二字見え、六年二月の〔日要六十一號〕にも、イギリス保險社中の損毛莫大なりなど見ゆ。

抑我國の如き、木造粗惡の家屋にては、火災類燒の憂甚だ多く、一朝にして業務を失ひ、一族四散の慘狀を演ずるを憫み、政府に於ては明治十一年の頃、林友幸氏が内務少輔たりし時、當時歐洲より歸朝して内務大書記官となりし品川彌二郎平田東助等の諸氏が、獨逸土產として熱心に主張せる保險法により、此災害を救濟せんとして、品川平田兩氏其調査の任に當り、時の大藏卿大隈重信氏等と力を協せ、其方法の如きは、内務省若くは大藏省中に、中央保險局をおき、各府縣には地方保險局をおきて、家屋を有する人民に、其家屋を保險せしむる義務を負はしめ、恰も租稅の如く年々賦金(即ち保險料)を、徴收して、火災に罹りたる者ある時は、保險金を下付する方法なりしも、

公債の始 火災保險會社の始



第五類 實業

未だ實施の運びに至りざりしが、時の東京府知事松田道之氏も大に此舉を賛し、此方法をして、普く全國に及ぼすと能はざるも、東京府内たけにも此方法を行ひ、目前不幸に陥る罹災者の窮厄を救済し、其効益を天下に示し、以て地方市街の模範たらしめんとて、熱心に其設計法を調査し、屬僚に命じて歐米各國の火災保險法を調査せしめ、尙ほ獨逸人へ、マイエツトを招聘して顧問となし、明治十一年より同十四年に至り、漸く調査を遂げたる處、不幸にも松田府知事は死去し、林氏は元老院に転じ、大隈氏は辭職するなど、其計畫も中絶せり。かくて、數年を経たる後、明治廿三年五月に至り、前警視廳消防司令長折田正介氏が社長となり、先に計畫せる諸氏の志を繼ぎ、諸氏の計畫せる所に基き、民立組織として、東京火災保險會社を設立せり。これ實に、我國火災保險會社の嚆矢なり。

生命保險會社

明治生命保險會社

明治十三年に、共濟五百名社といへるを創めたる者ありしが、今日の生命保險とは

其趣を異にせり。翌十四年に起りたる明治生命保險會社は、全く本邦に於ける此事業の祖にして、總ての組織を外國の例にとりしものなり。

專賣特許の始

明治四年四月七日、新發明品專賣特許規則を發布せしが、五年三月廿九日之を廢止し、明治十八年四月一日、更に專賣特許條例を布告し、七月一日より施行せり。

奇妙なる工夫をこらして專賣の金利益せよ袴職人（六年三月日要六十七號）

世に稀な新發明を心がけ、物や思ふと人の問ふまで。（百首）

商標登録

商品に、製造販賣者の商標を貼付して、信用を重んずるは、古來より有りたれども、其取締特許法の出でたるは、明治十七年六月と爲す。

生命保險會社 專賣特許の始 商標登録



外國博覽會へ出品の始

フランス、展覧場

徳川禁令考に、慶應二丙寅年四月五日、外國展覧場へ御國産出品の儀觸書あり、これ外國博覽會へ皇國出品の嚆矢とす。曰く、三奉行へ、來卯年三月、佛蘭西國都府に於て宇内各州出產の物品を聚め、展覧場相開候に付、御國産物を差送候筈に候間、萬石以上以下領分知行出產の物品、同所へ差送度望之者は、其筋へ可ニ申立候、且百姓町人にて同様に差出度ものは、御差許可ニ相成候間、是又其筋々へ可ニ申立候、右之通可レ被ニ相觸候。

又明治四年六月〔雜誌〕三號に云く、『米利堅サンフランシスコの博覽會に渡海せし人名は、細川民部少丞、眞崎東京府權大屬、白井東京府少屬、吉田次郎、東京商社中の鹿島萬兵衛佐羽吉右衛門同幸兵衛等なり。其他にも數員あるべし』と。あるは、又外國博覽會に協賛せる證なり。

博覽會の始

新名稱

昔の展覧會

維新後の記事

博覽會といふ新名稱は、慶應二年、佛國にて大博覽會開設につき、本邦にも出品を促し來りし時、栗本鋤雲氏考案して、博覽會と譯し、邦人始めてこの新名稱を知りしといふ。されども、別項出品の節の禁令考には、展覧場の名ありて、博覽會の熟字見え。博覽會の文字を始めて文書に見しは、慶應三年發行萬國新聞紙坩鍋の廣告に、『兼て博覽會に出せしに甚だ稱美致され候』とある記事なり。

明治四五年ころより、六七年までは、都鄙ともに、博覽會大流行にして、説教、斷髮、學校建設など、共に、其の盛を極めたりし。されども、皆、舊來醫家本草家の催せる器品異物の本草會、骨董會の如きに過ぎざりし。

昔の展覧會の起原を尋ぬるに、遠く寶曆七年に、田村藍水といへる官醫の主唱せし物産會あり、同十二年に、其弟子平賀源内の催ふせる湯島の物産會の如きは、列品二千餘點に達せしといふ。其中殊勝なるを撰み、附説して一書に綴り、名つけて物類品

外國博覽會へ出品の始 博覽會の始



第五類 實業

鷹といふ、寶曆十三年に出版せり。又、寛政十二年に東山双林寺に開きし煙花城書畫會、文化七年より近藤守重宅に於て開きし古物展覧會など、風流好事の會もありし。近時の博覽會は、四年五月十四日より廿日迄、九段坂上御樂園の跡に、南校物産局より、西洋其外の物産を飾り、諸人に見せたるを始とすべし。以下、府下に於ける開會の記事を拾へば、

(四年)十月朔日より、同十日の間、文部省博物館に於て、古代の器物……等展覧の會を設けられ、毎日大略一千人を限りて入觀を許さる。(雑誌十四號)

(五年)三月三日より廿日の間、湯島大學校にて博覽會御開、古書古畫古器物多く出て、追々に御引換あり、同十一日より百日の間、淺草傳法院博覽會あり。(年表)

同十一月山下門内元薩州屋敷にて、博覽會拜見を許し給ふ(同上)など、絶えず開催したるを知る。

この山下門内に開きしは博物館と稱して日常開館したりしが、明治十四年に、上野公園内に移りて、今の帝室博物館と爲れり、『如新聞誌』未可盡信其書也、於

レ是設博物館而聚世界品物、坐而使知萬國之景況、次レ之以博覽會、而新ニ人耳目、……觀者欲詳知之、須到博覽會社、投ニ錢ニ而實見之、即揭榜文、與開帳說教榜等、並立在日本橋頭、(繁昌記の一節)

流行物の題にて。博覽會をよめる

天地のあらゆる物をつとほせて、明けき世の品定めせり。(七年版節略)

又勸業博覽會は故大久保利通公の建議により明治十年八月第一回の張行ありしを始とす。

博覽會

曙 鶴 仙 史

萬有珍奇集大成、滿堂展覽補ニ文明、豈唯三百篇中語、多識禽蟲草木名。

勸工場の始

龍ノ口 芝

明治十年度勸業大博覽會の、東京商人の出品賣残りの貨物を、東京府廳にて管轄し、之を龍ノ口舊評定所の跡屋敷にて賣らしめ、勸工場と稱す。これ今日の勸工場の嚆矢

博覽會の始 勸工場の始



にして、この商館シヤクワン今は芝山内に移轉して規模盛大となれり。

### 應用化學工藝傳習生の始

十四名 米國

明治五年春、勸農寮より、應用化學工藝研究の爲め、勸農助始め外諸方の生徒十四名を二月十七日出帆の郵船にて米國に派遣す。科目は大約左の如し。  
農業（動植物學・地質學・化學等） 玻璃、織物、附染物、諸酒醸造の法等なり。

### 硫酸製造の始

明治六年一月の（雜誌七十四號）に、大坂造幣寮にて、新に硫酸を製造したることを記し、「抑聞く硫酸の用たるや廣大にして、各般の染物、諸法の藥劑、其他金銀分拆等、必要の品なるを、是迄海外に仰ぎしに、今邦内にて盛に製出するに至る、可喜とならずや」とあり。これ硫酸製造の始ならん。

### 麥稈眞田輸出の始

大森村 漂白法

武藏の大森村は、古來麥わら細工の玩具に名ありしが、明治七年のころ、横濱居留八十九番館米國人モリス、大森の麥稈業者にすゝめて、眞田の如きものを作らしめ、其見本を米國に送りしに、幸に五千本の注文を受けたり。之を輸出の始とし、年々多少の輸出を爲せしが、其漂白法の不完全の爲め、不評判を來せり。同十二年、米國人より亞硫酸漂白法を傳へてより聲價頓に増し逐年輸出の額を増し來れり。

### 機械紋織の始

京都傳習生

明治五年十一月、京都府より織物傳習生佐倉常七・井上伊平・吉田忠七を、佛國リオン府に遣はせしが、三人、紋織機械・飛梭機械を購ひ入れて、六年十二月歸朝せり。（吉田のみは、七年三月歸朝の途伊豆沖にて難船沈没せり）これ紋織機械の本邦に入りし始めなり。

應用化學工藝傳習生の始 硫酸製造の始 麥稈眞田輸出の始 機械紋織の始



第五類 實業

懷中時計の製造は、二十七八年ころより、大坂の懷中時計製造會社、東京の日本懷中時計社、及び精工舎など起りしを始とし、獨り精工舎のみ今日の成功を得たり（時計の巻）

洋紙製造の始

淺野有恒社 抄紙會社 王子 洋紙欠乏

明治五年二月淺野公爵家にて大藏省雇英國建築師オールドルス氏より西洋紙は木棉ぼろ木片の如き廢物にて抄成する由をき、率先して一工場を建つる議を起し地を彌穀町に卜し、オールドルスに託して器械を英國より取りよせ工場の建築を始め同七年三月英人ローセルスを聘し機械を据付け貯水池を掘りなごし製造に従事せしは同六月なりこれ今の有恒社にして本邦洋紙製造の祖なりとす。

これより先明治五年、大藏省紙幣寮にて、公債證書紙幣等の發行あり、加ふるに文書局の創置等にて、洋紙の需用漸く多かりしを以て、紙幣寮より、三井組小野組島田組等を誘勸して、抄紙業を起すべきを以てしたり。茲に於て三井次郎右衛門氏等十餘

人發起人となり、資本金十萬圓にて、社名を抄紙會社と稱し會社設立の願書を提出せり。時に五年十一月なり、六年二月官許を得、横濱亞米一商會の手を経て、機械を英京に注文し、且つ同商會の紹介にて、英國人機械技師フラン、チースメン米國人抄紙技師トーマス、ポットムリーの二氏を招聘せり。

七年九月、地を王子に卜して工場の建築に着手し、八年六月に至りて落成し、同七月より業務を開始するに至れり。當時、民間にては洋紙の需要多からず、社運甚だ困頓せしが十二二年の頃より、新聞雜誌の發行盛大になりしを以て、同社は専ら全力を新聞用紙の製造に盡せり。これ今の王子製紙株式會社にして、其後、社員大川氏、前後二回洋行して歐米製紙業の研究に力め、木材を原料に供することなどは、この社の率先使用せし所にして、製紙業上の一進歩といふべきなり。（青洲先生六十年史）

六年三月三日五月七日の日々新聞社告左の如し。當時、洋紙の欠乏なりし様見るべく、兩會社の、七年に開業したる消息を推知するに足る。

稟 白

洋紙製造の始



第五類 實業

京都府にては、八年一月より、紋織傳習生を募りて二人に教授を命せしが、機業家が之を實用したる始めは、十三年中、西陣の佐々木清七が、その工場に使用したるを始めとす。

洋式紡績の始

島津氏 鹿兒島城下 鹿島萬平

島津齋彬曾て洋絲の精良なるを見、後來わか日本の膏血を絞るものはこれなりとなし、六千鍾（或は二千二百五十二鍾ともいふ）の紡績機械を英國ブラット商會に注文し、地を鹿兒島城下磯村に卜し、文久元年米國人某を雇ひて建築に着手し、同三年落成して開業せり。これ實に機械紡績の嚆矢なり。次て泉州堺に二千鍾の機械を据付け、明治三年四月八日開業したるを、本邦第二の紡績所となすべく、共に鹿兒島藩の事業なりとす。

これより先き慶應元年、江戸鹿島萬平、機械紡績の有利なるを認め、建設を企圖して器械を英國に注文せしも、維新の事變等にあひて意の如くならず、漸く明治五年に

竣工して開業せしもの、王子瀧川村の鹿島紡績所にして、鍾數僅に七百の小工場なれども、之を民設會社の先鞭と爲す。

其他絹絲紡績は、十年十月に開業せし上野綠野郡鳥井川村の紡績所を祖とし、麻絲の紡績は、十九年九月に開業せし、江州大津町の近江麻絲紡績會社を祖とせり。

其後明治十一年の交より、小會社各地に起りしが、澁澤榮一益田孝氏等、山邊丈夫氏を英國に派遣して紡績業を研究せしめ、後終に大坂紡績會社を設立し、十六年より開業せり。一萬五千鍾の大仕掛にして、全國の紡績事業の模範と爲れり。

時計製造の始

ぼんく 名古屋 懷中時計

ぼんく時計を多少機械を使用して、製造を始めしは、明治八年、麻布に水車を設けて開業せし金元社なり。其後十二年ころに、製造を始めし者もありしが、共に失敗に終り、これ等は、元祖の稱を下しがたし。時計製造の新紀元は、二十一年ころより名古屋地方に追々起りたる、時計製造諸會社を推さざるを得ざるなり。

洋式紡績の始 時計製造の始



第五類 實業

懷中時計の製造は、二十七八年ころより、大坂の懷中時計製造會社、東京の日本懷中時計社、及び精工舎など起りしを始とし、獨り精工舎のみ今日の成功を得たり（時計の巻）

洋紙製造の始

淺野有恒社 抄紙會社 王子 洋紙欠乏

明治五年二月淺野公爵家にて大藏省雇英國建築師オールドルス氏より西洋紙は木棉ぼろ木片の如き廢物にて抄成する由をき、率先して一工場を建つる議を起し地を蠣殻町に卜し、オールドルスに託して器械を英國より取りよせ工場の建築を始め同七年三月英人ローゼルスを聘し機械を据付け貯水池を掘りなどし製造に従事せしは同六月なりこれ今の有恒社にして本邦洋紙製造の祖なりとす。

これより先明治五年、大藏省紙幣寮にて、公債證書紙幣等の發行あり、加ふるに文書局の創置等にて、洋紙の需用漸く多かりしを以て、紙幣寮より、三井組小野組島田組等を誘勸して、抄紙業を起すべきを以てしたり。茲に於て三井次郎右衛門氏等十餘

人發起人となり、資本金十萬圓にて、社名を抄紙會社と稱し會社設立の願書を提出せり。時に五年十一月なり、六年二月官許を得、横濱亞米一商會の手を経て、機械を英京に注文し、且つ同商會の紹介にて、英國人機械技師フラン、チースメン米國人抄紙技師トーマス、ポットムリーの二氏を招聘せり。

七年九月、地を王子に卜して工場の建築に着手し、八年六月に至りて落成し、同七月より業務を開始するに至れり。當時、民間にては洋紙の需要多からず、社運甚だ困頓せしが十一二年の頃より、新聞雜誌の發行盛大になりしを以て、同社は専ら全力を新聞用紙の製造に盡せり。これ今の王子製紙株式會社にして、其後、社員大川氏、前後二回洋行して歐米製紙業の研究に力め、木材を原料に供することなどは、この社の率先使用せし所にして、製紙業上の一進歩といふべきなり。（青淵先生六十年史）

六年三月三日五月七日の日々新聞社告左の如し。當時、洋紙の欠乏なりし様見るべく、兩會社の、七年に開業したる消息を推知するに足る。

稟 白

洋紙製造の始



第五類 實業

『是迄相用ひ候洋紙船間に付、暫時の間和紙用ひ候得共、兩三日中には着船相成るの報有之に付、着次第速に改正仕候間、宜く御宥恕被下度候也』

『兼て歐州へ注文致置候洋紙未だ不着に付、當分伊豫奉書を相用ひ申候』

わら紙製造の始

讃州の二婦人

明治六年三月、これより先き、讃州の一婦人蕪を以て紙を製することを發明し、大坂玉江橋の邊にて開業し、盛んに製紙したりしが、世に其法を傳へんとて、今又西京に上りて開場せりと、(雜誌八十三號)に見ゆ。其法、今日に傳はりしや否を知らざれども、記して後考をまつ。

擬氈紙の製造の始

明治五年夏文部省博覽會出品の中、四日市竹屋清藏新製の擬氈紙は、尤も衆人に賞譽せられ、同省よりも賞状を給はりしとぞ。右出品は未だ精工を盡さずとて、獨工風

を凝し、近々最上の品を造り出せりと、(雜誌五十號)に見えたり。

セメント製造の始

セメントの製造は、明治四年中、工部省にて、深川仙臺堀に創始せるを始とす。蓋しセメントの需要は、年を追ひて増加するを以て、其模範を示さんとの議に成りしものなり。然れども、事創業に屬し、成績悪しかりしを以て、十七年に淺野惣一郎氏に拂下げ、遂に今日の盛大を致せり。(六十年史)

硝子製造の始

三條内大臣

品川硝子製造所は、明治六年、三條内大臣の創設に成り、其後九年四月工部省に於て之を買上げ、數年經營せしも、收支相償はず。十六年の末、西村勝三・稻葉正邦等之を拜借して經營せしも、亦好結果を見ざりし。されども、本邦硝子製造業の基礎をなせしは、この製造所の率先企業の功多しとするなり。(六十年史)

わら紙製造の始 擬氈紙セメント製造の始 硝子製造の始



### 反射爐の始

大島高任 水戸 釜石

前の大藏技監たりし大島高任(陸中盛岡の人)泰西砲術鑄造の事を習得し、安政元年砲銃鑄造の爲め水戸藩に雇はれ、同二年同藩の爲めに反射爐及び旋盤の工事を、常陸國那賀郡東臺に起し、同三年工を竣り、試鑄に従事して好成绩を得たり。これ本邦にて反射爐を築きし元祖なり。

この時、爐を築づき耐火煉瓦(用土は下野國那須郡小砂村に得たるもの)を完成し、又同爐の燃料に供したる石炭(助川海岸に得たるもの)を利用して瓦斯と爲し、以て工場(工場の燈照用に供せしといふ)の燈照用に供せしといふ。

同氏は又、萬延元年の交、鎔鑛高爐を築造して、陸中國閉伊郡大槌村釜石等の鐵鑛採掘製煉に従事したりといふ。これ本邦鎔鑛高爐製煉の始めなり。

### 石炭採掘の始

三池郡 高島 五平太

石炭を燃料に供せしは、古來有りしとなれども、今日の如く盛大に採掘するは、亦明治の新事業なり。明治五年六月(日要三十號)に、三池郡石炭鑛二ヶ所の記事あり。一は三池郡稻荷山の炭鑛にて、日々担夫四百人排水夫百六十人、給料石炭百斤に付錢七十文なり。一は同山の續き生山なり等の記事あり。又同年十月の同四十八號に、長崎在留英人ガラバといふ者、近來高島の探鑿を始めるとを記せり。

藁葎堂雜錄に『石炭は中國九州等より多く出せり。俗に五平太といふ。鹽濱の薪に代へて之を用ふ。尤此掘出す者は、其土地の産の農民などには非ず、五平太鑿とて別にありて、諸國を廻て、石炭ある山を鑑定て價を極め、買切て鑿ち取事の由聞ゆ。尤此石やく時臭氣ありて、家事の日用には用ひがたし』とあるは、ふるくより、燃料に供せしの一證なり。

### 洋式ルツボ焼成の始

本邦にて洋式の耐火煉瓦、又は黒鉛のルツボを創製せしは、明治十六年一月東京芝

反射爐の始 石炭採掘の始 洋式ルツボ焼成の始



區神明町に於てしたるに始まり、同時に三田小山町にも設立したるが、後ち合併して大日本坩堝製造所といへり。

煉瓦焼成の始

の大會社

江川太郎左衛門

大砲を鑄たり

品川白煉瓦

日本唯一

煉瓦製造の始めは、嘉永年間江川太郎左衛門によりて行はる。太郎左衛門、其采下伊豆國中村に、大砲鑄造所を設立せしが、蘭書に、鐵を鎔解するに、白燒の耐火煉瓦石にて竈及び煙突を築造せざるべからずとあるを知り、天城山の南麓梨木の土を用ひて之を製し、同村鳴瀧に高五十八尺の反射炉(今の煙突)四個を立て、大に大砲を鑄たり。これ耐火煉瓦の始なり。

その後、明治九年の交、瓦斯局の技師佛人ペレダレン、上州高崎在乗付地方に、耐火煉瓦原料粘土を發見したれば、假工場を建て、同製造に着手し、後工部省は深川セメント工場内に白煉瓦の模範工場を起せしが、後年西村勝三之を拂受けて、品川に移

し、品川白煉瓦製造所と名づけて營業せり。

明治十九年二月、我が政府にては、新に臨時建築局をおき、井上伯總裁に、獨逸建築家ビヨックマン氏顧問官に任せられ、大に官衙議事堂の建築を壯大にせんとせり。

ビ氏は、從來の煉瓦の粗惡にして、到底永久の建築に堪えざるを發見し、煉瓦製造の必要を開陳したれば、井上伯之を納れ、保護を加ふる條件にて勸誘したれば、池田榮亮、澁澤榮一、益田孝の諸氏、合同起業するとなれり。これ實に二十年十月なり。

先是建築局にては、在伯林の品川公使を介して、一人の製煉技師ナスチエシテス、チーゼ氏を雇聘し、ビ氏と共に、工場位置の撰定に取掛り、埼玉縣大里郡上敷免村を以て、原料豊富の良地となせり。偶々政府の方針俄に變じ、保護の約を履むと能はざるに至りしが、發起諸氏一同奮つて二十一年初春に着手し、二十三年九月に、工事全く落成し、直に燒成に着手せり。

同社の特殊なる點は、獨乙式煉瓦型拔器械三臺を据付け、何れも八十馬力の漁機にて運轉し、一日計六萬個の生煉瓦を抜き出し、同コールド式乾燥室三棟は、換氣作用に

煉瓦焼成の始



第五類 實業

てこの素地の水氣を去り、同ホフマン式燒窯三個は、石炭を燃料として、一日五萬個の煉瓦を燒成すべき仕組にて、實に本邦唯一の大煉瓦製造會社なり。

桑茶栽培の流行

皇后陛下の養蠶

茶番狂言

明治四年の春、上州佐住郡島村の農女四人を召し、吹上御苑に於て、皇后陛下、蠶桑の業を習はせ給ひしとありし。されば、國民一般も、聖意のある所を察し奉り、東京市下にてさへ、少しの明地あれば、桑又は茶を栽培し、五年の春ころは、一種の流行となりたりし。

五年三月(輯録十六號)に、『麴町十九ヶ町は、近傍の諸藩邸舊旗下等、各地に移轉せしより、人家變じて桑茶園となり、商賈自ら生計を失ふに至る』とあり、(年表)近頃世に行はるゝ物の中に『桑茶園』を擧げ、馬鹿の番付に『結構なる田地をつぶし、茶桑を作りて損する人』などいへる如く、當時桑茶の記事は甚だ多し。

四年十月(雜誌十六號)に、『頃日坊間にて、茶番狂言の太閤記十段目を見たり。一官

人床几に倚り、令して曰く山崎合戦の後、明智遁逃せり、汝等、探報せよと。人ごとにて問て曰く、汝家に明智なきやと。一人吏を揖して曰く、官明智を求めて何をかなす。曰く、悉く桑茶を植しむと。觀衆絶倒せざるはなし。』とあり。亦一證すべし。

山島を開墾しても水氣なく人目も草もかれぬと思へば (百首)

製糸所の始

生糸製法の改良を謀らんが爲めに、佛國人ブリユナ氏を雇ひ、上州富岡に地を相し、機械場を起し、明治五年八月より開けり。翌六年六月廿四日、皇后陛下行啓して、繰絲の實況を御覽遊ばされし。これ、本邦最始の製糸場なり。後年、拂下げて民業に移す。

蠶病微粒子毒研究の始

佐々木長淳 練木喜三

佐々木長淳氏男理學博士佐々木忠次郎氏、曾て本邦微粒子病發見の來歴につき、大

桑茶栽培の流行 製糸所の始 蠶病微粒子毒研究の始



日本蠶史を引きて『明治六年埃國博覽會に出張したる佐々木長淳氏、埃國ゲルツの蠶業學校に入り、教師ボルレー氏に就き、蠶事及び顯微鏡に關する凡ての學說を傳習し、得業證書を得て云々、長淳等、泰西の蠶學を本邦に輸入してより、皆俱に其理を研究し、從來の妄說を攪破したる者少からず……細蠶は蠶の腹内の糸囊、胃囊に小体を醸すもの、苦痛に堪へざるなり、洋名ペプリンと稱すとあり、この小体毒は、現今稱ふる所の微粒子病なり云々』と言へり。

明治十六年に、農商務省開設の勸業諮問會席上にて、練木喜三氏微粒子病につき演説し、同十八年、練木松永伍作兩氏の黒痣病試験（黒痣病は微粒子病と同物なり）を、蠶病試験成績第一報に掲載したるとあり。この頃よりして、微粒子病の研究愈密に、蛾体の鏡檢、蠶卵の粹製等のと漸く實行され、蠶業界に貢献せしと多し。

### 華族の商業の始

商業開店届

三男 中山信七郎

右者此度第六大區小三區深川東平野町七番地へ移轉、材木商業爲レ開候、依レ之此段御届申上候 以上。

明治五年四月 日

從五位 中山 信 徵

第三大區戸長宛 明五年四月版〔輯録〕

### 身代限

明治五年六月、貸金銀滯出入に付、身代限の布告あり、同八月朔日より施行のことなる。身代限りの字始めてこゝに見ゆ。

### 廣告取次業の始

新聞雜誌の廣告の取次は、現今一種の營業となりしが、始めて世に生ぜしは、明治廿二年の春なるべし。同年七月には、三成堂空氣堂等、三軒となれり。

華族の商業の始 身代限 廣告取次業の始



第五類 實業

開業式に酸漿提燈をつるす始

明治五年九月十二日、新橋横濱間の鐵道開行式を行ふ。夜に入り、鐵道館濱離宮等に、紅燈を以て鐵道開行式の五字を摸出す、一字の大き四間に三間ばかり。又四周の柵門館軒等に、疊々陳列し、又は高竿に連掲せると、夜をして晝ならしめ、實に剖判以來の奇觀なりと、(日要)四十三號に見えたり。これ、今日、賣出し等に、紅燈を掲ぐる起りなるべし。

イルミネーションの始

イルミネーションは、明治三十三年四月三十日神戸沖にて觀艦式のありし時、夜間各艦に發光して海面を照破し、一大偉觀を添へたるに始る。其後大阪に於ける第五勸業博觀會に於て點火したるイルミネーションの電燈數は六千七百餘燈にて、一時其壯觀を賞せられしが、明治四十年三月廿日東京上野に開ける

東京勸業博觀會にて日曜大祭日の夜毎に場内建物等に點火したる數は三萬五千八十四燈に上り、其點火料一夜千三百圓なりし。

布哇移民の始

本邦人の布哇に移民を始めしは、明治元年にして其數四十八人なりし。凡て無賴の徒なりしかば、雇主との間宜しからず、一時中絶したりき。其後、蘭・西・米・濠等の労働者の同盟罷工あり、又支那人労働者の排斥問題起るに際し、布哇政府は、世界中最も穩健なる労働者は日本人なりとなして、日本に移民局を置き、移民條例を結び、明治十八年再び移民を起したり。その後多少の波瀾ありしも、終に漸次今日の盛況に達せり。

開業式に酸漿提燈をつるす始 イルミネーションの始 布哇移民の始



第六類 曆日歳時

紀元節の始

明治五年十一月十五日に、第一〇〇〇日、神武天皇即位相當日につき、祝日と定め、祭典執行の恒例となすを布告す。六年一月改暦につき、従来の五節句を廢し、神武天皇即位日、天長節の兩日を、自今祝日と定むと布告し、同年三月七日、神武天皇即位日を、紀元節と稱する旨を達し、始めて紀元節の名あり。二月十一日となりしは、六年七月二日、陽曆に推歩改正せられたるなり。

天長節の始

聖上の御誕辰を祝するとは、光仁天皇寶龜六年十月十三日に始りて、天長節の名も當時すでに有り。近くは明治元年八月二十六日に聖誕日(九月二十二日)を以て天長節

天長節

田中 應

旗影翻々遍市闕、晚秋風物不寥閑、豈唯士庶頌盛徳、隱逸黄花亦笑顏、

祭日に國旗を掲ぐる始

(年表)に云く、明治六年十一月三日天長節御誕辰御祝儀なり。御改暦の後は、年々

紀元節の始 天長節の始 祭日に國旗を掲ぐる始



本月三日と成、貴賤日の丸の御國旗を出す。是より御祝儀毎に此御旗を立るなりと。

### 天長節夜會の始

延邊館 鹿鳴館

天長節の當日、外國公使に宴を賜ひしは、明治四年にありしこと、前天長節の項に見ゆる如くなるが、外務大臣夫婦が主人となり、皇族の方々、内外の官吏、及び民間有志の紳士等を招待して夜會を催す例は、明治十二年、延邊館に於てせしものを始とす。爾後今に至るまで、年々其催しのなきはなく、會場は、十六年までは、同館又は外務省官舎を充用し、同年鹿鳴館の建築成るに及び、會場を此處に定め、引續き十年以上同館にて開會したりしかば、天長節の夜會と鹿鳴館とは、始と離るべからざる因縁の如く見ゆしに、去る二十七年十二月、同館は華族會館の手に歸したるを以て、爾來更に帝國ホテルに於て開かるることゝなれり。

明治十五年十一月六日の時事に、左の記事あり。

去る三日天長節を祝し、例年の通り霞關外務卿官舎にて、午後七時より、大臣參議

各國公使へ晚餐の饗應あり、畢て九時より夜會を催され、來會の内外貴紳貴女、無慮七百名、奏樂舞蹈等の催あり、全く散會したるは午前二時過なりし。當夜外務省の表門へは、菊花の瓦斯燈を點じ、官舎の廻り樹木の枝等に、無數の紅提燈を下げ、庭前には絶えず大小の花火を擧げ、頗る鄭重なる饗應なりしが、外には小商人が屋臺店を並べ居り、見物人が右往左往する様は、丸で金比羅水天宮の縁日といふ景氣なりし。

### 午砲の始

ドン 眞時正刻

都下の人、今、正午十二時の號砲をドンといふ。その始は、如何なる目的にて打ちしか。左の文書にて明ならん。

明治四年中、初めて東京に午砲執行を、兵部省より太政官に伺出たる書面。

諸務の程算を始め、羽撤通信の約、召徴請來の期よりして、凡て日用の課業を立ると、多くは時刻を以て結要致し候義に有之候處、眞時正刻は、胸臆手記すると甚だ

午砲の始



第六類 曆日歳時

難し、故に定期之が爲めに先後謬誤を生じ易し、或は各所持する時計を以て比較すと雖も、延縮互に異なり、是れ其正に據り信を取る所無之よりの儀にして、抑も時限の軍務に關係するや容易ならず、依て舊本丸中に於て、晝十二時大砲一發づ、毎日時號砲執行致し、且つ諸官員より府下遠近の人民に至るまで、普く時刻の正當を知り易くし、以て各所持する時計も、正信を取る所有之候様致し度、此段御伺候也。かくて、同年九月二日太政官の達しにて、同月九日よりドンを打つことなれり。(年表)に所謂、九月九日より、元御本丸に於て、十二時知らせの大砲を放たる、と今日より始る、とはこれなり。

太陽曆の始

やその正月 徳川の正月

明治五年十一月九日詔あり、太陰曆を廢して太陽曆を用ひ、同年十二月三日を以て明治六年一月一日となすことに改定せらる。

これ非常の叡慮なりしかば下民は、『耶穌の正月を採用されし』とて、疑惑する者あり

り(日要七十號)、『今ぢや三十日に月が出る』の俗謠、海内に治く、その除年の際の際の如きは、『昨日は師走の朔日なるに、明朝は天朝のお正月とかや、さすれば、今二日の内に、三十日分の働させねばならぬ譯じやが、とても及ばねば、我らには矢張徳川の正月がい』と惆悵する者も少からざりし(日要五十七號)これ亦尤のとなり。

十五夜も、圓くはならぬ新曆の、有明の月をまちいづるかな (百首)

古と今と曆は變れども、みそぎぞ夏のしるしなりけり (百首)

時刻新稱の始

外人に關して 一字二字の稱 十字限

維新ころまでは、時を稱するに、九つ、八つ又は子ノ刻丑ノ刻などといひしが、明治元年前後より、外人に關したるには、何時何十分と記せるものあるを見る。

慶應四年四月十日版内外新報一號に、『高輪接遇所英館滞在サトウ、四月三日第一時頃、横濱表之船にて歸れり……三田正泉寺滞在瑞西國公使外士官二人、四月四日第二時過、横濱表之陸路歸港す云々』とあり。

太陽曆の始 時刻新稱の始



第六類 曆日歳時

又、閏四月十七日同十五號に「閏四月二日、午後零時十五分に、品川沖の方にあたりて砲聲きこゆ、横濱に於て外國船祝砲をうつかと、袖時機を見るに、砲發の間、あるひは三秒、あるひは十五秒、あるひは一秒、又は三十秒等にして、時間そろはず」といひ、

同五月三日廿九號に、「李漏生オールカン(船名)に、松山藩家族國元を引揚のよし、今三日十二時、品海出帆いたし候」などあり。

斯く、何時何十分の稱、今日と異なる所なかりしに、如何なる理由にや、明治四五年ころには、時の字に更ふるに字の字を以てし、何字何十分と記すと普通なりし。其例左の如し。

四年九月(雜誌)十三號に、「九月九日より、毎日舊本丸に於て、十二字大砲一發宛、時號砲執行の御布令ありたり。」

同十月、長岡氏惠民學校の仕法書中に、「生徒朝六字より出宅……夕四字頃歸宅云々」五年七月(日要三十五號)發車表に、「何字何十分」とあり。其他、公私の文書、皆字

の字を用ひたり。されば、次の如き笑話あり。

五年五月(郵報)六號、奈良縣通信に、「ある士人奈良縣廳へ呼出されしが、溜に待居たる時、一僧侶と椅子に對椅し、楯間の掲示文を見、願伺のことは十字限りとあるを見て、僧より其士人に言ひけるやう、如何なる文人辨者といへども、唯十個の文字を以て情實を盡し得んや、簡便を示すも餘りなりといひければ、士人も御尤なりと答へたりとぞ。」

然るに、五年十一月改曆の布告の條目中に「時鐘の儀、來る一月一日より、右時刻(一晝夜廿四時を指す)に可致事、但是迄時辰儀時刻を、何字と唱來候處、以後何時と可稱事とあり。これより、何時何十分の稱呼一定して、今日に至る。

一時すぎ二時すぎ三時四時ふけて、長々し夜を獨かもねん。」(百首)

一六 休暇の始

ドンタカ 日曜土曜 一六

現今、府下の婦人小兒は、土曜日を半ドンといふ。これ、日曜休日をドンタクとい

一六 休暇の始



第六類 曆日歳時

ふに對し、半日休の土曜日をかく云ひ習はしたるなり。抑ドンタクとは、もと、和蘭語の Zuit Dag (日曜日又は休日の義) より出でし語と聞けば、休日をドンタクといふは、開港地の用語の、漸く廣まりしにやあらん。

〔見聞誌〕に、此日をドンタクと云て休日なれば、異人男女つとひ集て。……今日ごんたくにて踊るとのみ答ゆ……元來このごんたくは、月初め八日大ごんたくとす。今は四日めに大ごんたくあり、是によりて大ごんたくとは無しといふ。など、ドンタクの語各所に見ゆ。

慶應四年六月版遠近新聞第十二號に、横濱新聞の譯出として、運上所休日の表を掲げ、其末に、『其餘西洋の日曜日並にクリスマスデイには、運上所休日となり』と載せ、同十三號に、横濱百五十番ブウリーの英學教授を掲げし中に、『日曜日土曜日の外、毎日教授致し居候』

とあり。外人に關しては、日曜日土曜日等の名稱普通なりしを見るべし。されども、これ等は、當時本邦人の風俗とは見がたし。本邦人の休暇制の一定せしは、明治元年九月

十八日、以後一六の日を休日と定むと達せられしに始る。

〔安愚樂鍋二卷の下〕に『書生さんは、……一六のドンタクに五人一座に』

とあり。又六年一月七日の布令にて、年首年尾及び避暑の休暇を定めらる。曰く、

一月は、一日より三日に、六月は、八日より三十日に、十二月は、廿九日より三十日に至る。而して、毎月一六の舊暇は舊に仍り、但大の月の卅一日は休暇に非ず。と定めらる。休暇の定め、一六と日曜との違ひありて、大祭日の無き外は、現今の定めとほゞ相似たり。新文抄七年十一月十三日の条に、『芝邊にて川柳の會あり、一六が續いて直に質をうけ。』とあり。

日曜休暇の始

外人にだけ日曜

九年三月

明治五年五月より、兵學軍醫の二寮、日曜日を休暇と定めしは、雇外國人等、一六休暇にては不都合なりしより起れるとなるべく、九年三月十一日に至り、『従前一六日休暇の處、來る四月より、日曜日を以て休暇と定め、土曜日は、正午十二時より休暇

日曜休暇の始



第七類 痘醫

たるべき旨」を達す。これより日曜日は一般の休日となれり。

日曜日の外にはたえて逢はれねば忍ぶるとのよはりもどする (百首)

第七類 病 醫

種痘の始

種痘法	最初のゼンナー法	楢林宗建	鍋島閣史	長興俊達	種痘山	桑
田立齋	公然官許	牛痘圖	北海道	番人小頭五郎次		

牛痘法を發明して、世界幾億萬人の幸福を進めたる英國のエドワード、ゼンナー氏が、研究二十年の後、始めてゼームス、フヰツプスといふ八歳の小童に種痘を試みしは、千七百九十五年五月十四日なり。されども、社界一般に之を非難して、害迫甚しく、一千八百年に至り、ロンドンのエグレモンド公の信を得るまでは、魔術として遇せらるゝに過ぎざりしが、これよりして、忽ち世の信用を得、上下一般、その大發明

を讚美し、人界の大恩主を以て目するに至れり。

この牛痘法の、本邦に傳來せるは、明治以前にあり、他の西洋文物と同じく、長崎港を經由して内地に入りしが、今、その傳來前後の事情を略記して、起原を明にすべし。

我邦には、誰の創めしや、數百年前より、安房の國海邊の村落に、天然痘の痂を採りて人に種ると、行はれ居たりしといふ。其後、延享年間に、支那蘇州の李仁山といふ者、長崎に來り、支那風の種痘を傳へたとあり。この法も、天然痘の痂を粉末となし、鼻孔に吹き込むものなり。次で、支那より醫宗金鑑といふ醫書傳はり、此書中に精しく種痘の事を載せられたれば、漸次世に行はれ、文化文政より天保安政年間には、種痘家として名を成せし者も多かりしといふ。(大村の長興俊達、芳陵英伯、秋月の緒方春朔、水戸の本間玄調、佐貫の井上宗端、木下川の庄屋次郎兵衛、忍の河津隆碩、江戸の桑田玄眞、同玄齋等)

西洋種痘法の我邦に入りしは、寛政五年、蘭人某高木氏の望により、長崎に於て施

種痘の始



第七類 病醫

術せしを始とす。されども、この法は、天然痘の十分に膿を満てる者を破り、其膿を鍼にぬりて尺澤の靜脈に刺し、綿を當て、其上を布にて縛るものにして、善那氏の種痘法とは異なるものなり。

善那氏の種痘法の本邦に傳はりしは、文政の始よりのとなりとす。蘭醫某、始めて種痘を持ち渡りたりしも、人皆疑ひて接種を好まず、百方懇諭して漸く七八名の女子に植ゑ、只一名だけ感染したりしが、種々の浮言の爲めに、其傳接を受くる者なく、痘苗を全く亡ひぬ。其後天保十年に、蘭醫リシユールといふ者、再び牛痘液を持ち來り、種痘を試みんごせしも應ずる者なく、僅に二人の小兒に之を種ゑしも感せずして其種消滅したり。又天保十二三年の頃、江戸の人林洞海大石良榮二人、當時の長崎町年寄高島四郎太夫に紹介を乞ひ、痘苗を和蘭より取りよせしが、林氏等、これにて長崎の兒女十二人に種痘せしも、不幸にして感染せず。此際、高島氏は其痘苗の一分を以て江戸の大槻俊齋氏に送り、俊齋は直ちに之を淺草藏前の伊勢屋某の兒幾次郎なるものに種ゑ、幸に驗ありしといふ。これ江戸にて牛痘を種ゑたる始なり。されども、

此苗も永續せずして全く消滅せり。當時高島氏は、折角取り寄せたる痘苗の、多く無効なりしを憾み、更に蘭醫に諮りしに、赤道直下を廻航する間に變敗するものなるべし、小兒に種ゑて連れ來るより外無しといひたりしといふ。

弘化四年、鍋島閑叟公の醫員榎林宗建、公の内命を受け、痘苗を蘭船に求めしかば、翌嘉永元年長崎入港の蘭醫モーニツケ氏、牛痘苗を舶載せり。然るに、この痘苗は、期限を経過したるために、一も感染せざりし。榎林氏、よつて痘痂にて輸入を試みられんとを乞ひ、モーニツケ氏も之に同意し、翌嘉永二年、牛痘痂モーニツケ氏の手に達せしかば、直に之を三人の小兒に種ゑしに、一人は善良に感じたり。榎林氏その好結果を認めて、藩に上申するや、公は直に侍醫大石良英氏に命じ、之が取調に従事せしむ。大石氏は命を奉じ、七月十七日、佐賀を出發して長崎に至り、町年寄高島作兵衛氏に談じ、奉行所に出で、御用人小田氏へ願濟の上、同年八月朔日、島谷儀兵衛氏宅に於て、春禎助、榎林宗建氏等の小兒を集へ、此に創めて種痘を施したり。而して其結果は皆良好にして、殊に榎林氏の兒は最も善良の痘を發せり。是に於て同兒を佐

種痘の始



第七類 痘醫

賀に遣はさんとし、同月四日長崎を發し、同六日佐賀に着す。同二十三日、始めて藩の世子淳一郎氏（後の鍋島直大侯）に種痘す。五顆の内二顆善感す。後ち同九月晦日、再種すれども感せず、爾後大に國內の人民に種痘を行へり。同年九月二十二日、公佐賀を發して江戸に參勤す。同月廿九日江戸に着し、國元より痘痂を取寄せ、伊東玄朴、大石良英氏等に命じ、姫君貢子嬢（直大侯の姉）に種痘を行ひ、左右六顆皆善感す。嘉永二年、大村藩の七役長與俊達氏、長崎なる痘苗善感の報を得て喜び極り、尾本涼海に、孫女（今の專齋君の妹）及び未痘の家僕を附けて即夜長崎に遣はし、種接して歸らしめたり。されども、國禁あれば、常例の如く種痘山（時人疱瘡を怖るゝと甚しく、山林を區畫してこゝにて種痘せり。今の避病院の如きもの）を開きて種痘せり。然るに、恰も附近の松原といふ村に、天然痘流行し、數人斃れたれば、平生の疑惑に拘はらず、來りて種接を請ふ者多く、其の効驗を現はせしと云ふ。又、同年、越前侯は、藩醫笠原良策をして、支那に渡り牛痘を得させんとし、笠原氏は長崎向けて發足せしが、既に京都日野鼎哉の許に種苗在るを聞き、喜びて歸國し、越前より三小兒を京都に招ぎ寄せ、種痘して連れ歸れり。

種痘の始

この頃又、大坂にては、緒方洪庵氏、江戸にては戸塚、大槻、林、伊東等の有志の官醫、協同して種痘の普及を謀れり。中にも桑田玄齋は、牛痘の、鍋島侯邸に到來したるを聞くなり、直ちに三小兒を伴ひ同邸に到りて種接し、これより連綿と保續して、二十年間其の苗を絶やさず。其間は、他の侮辱をも厭はず、日々自ら街上を歩き廻り、何れの地誰の家たるに拘はらず、未痘の兒を見れば、便ち其家につきて勸諭す。又牛痘發蒙といふ一書を著して數千部を施本し、貧家には金品を與へ、小兒には人形錦繪等を與ふる等、勸奨の方便到らざるなし。加之、盛夏嚴冬に到る毎に、痘苗の接續に言ふべからざる苦辛を嘗めしも、遂に活業を保續して諸處に分苗したるも少からざりし。（年表）嘉永二年の條に、種痘のと、近頃より弘りしとなれど、此頃牛痘をうゆると、京師より行れ、蘭學の醫師專ら是を用ふると盛行はる。（深川海邊大工町桑田立齋此術にくはしく、世に行はれたり）とあり。其後安政五年四月二十四日、大阪にては、公然官許を得て種痘するととなれり。こ



れ官許の始なり。江戸にては、萬延元年七月官許を得て、神田お玉ヶ池に種痘所を設けたり。

嘉永三年の正月、江戸にて發賣したる繪草紙に、牛痘兒の圖あり、小兒牛背に跨り、長槍を揮ふて疱瘡神を退治する様を寫し、閑叟公の骨折により、牛痘を藩地より取寄せ、公の姫君に施して例を示し、是より佐賀に廣まりたりとて、世益少からざるとを稱賛して種痘の由來功用をも記載せり。鍋島家の功没すべからざるなり。

わが本州の種痘は、右の如く長崎より傳播したれども、北海道の種痘は、奇なることによりて、露國に其源を發せり。即ち、文化年代に、ゑとろふ島番人小頭五郎治なる者、露賊に捕はれて露國に漂泊する間に、其術を學び歸朝の後、之を松前地方に施したるに始れり。明治二十年六月二十八日の官報の要を摘まんに、

五郎治、イルクウツカより歸途、ヤクウツカ、オホーツカに於て、一醫師に従ひ、種痘術の傳習を受く。此事他の舊記に載するなしと雖も、五郎治の手記にあり。且つ五郎治の種痘を受け、現今生存する者松前郡福山村、及函館等に八人あり。即ち明治

十八年を去る六十一年なり。而して此種痘は、牛痘なりしや、或は天然痘の落伽を取りしや、生存者當時皆幼少なれば、之を記憶する者なし。獨り福山の醫師熊阪秀齋の言ふ所に據れば、初め五郎治が種痘を施すや、天然痘の種子を取り、之を大野村の牛に施し、其痘苗を取りて人に施せり。其法男子には左手に一顆、女子には右手に一顆なりしといふ。果して然らば五郎治が傳習せしものは、牛痘なりと思量す。

五郎治の手記種痘を學ぶ條に、醫師につきあるき、植痘瘡の次第習ひ得たり。然れども、これは、本邦には無之候とは不申、五郎治一人知らざる趣にて習ひ得たり。とあり。其、小事にも國威を傷つけじと、周密の注意の届れると、賞嘆するに餘あり。

### 義脚の始

俳優澤村田之助、慶應三卯九月、脱疽を患てアメリカの名醫へボン先生に療治を乞しに、右の脚を股の所より切取て、跡に藥を施たり。其時田之助が頼にて、へボンの國許へ、彼國製の脚を注文せしが翌年閏四月の頃、誂の足一本を送り越したり。此足

義脚の始



第七類 病醫

を繼で藝を爲すに、更に異なることなし云々。(もしほ草)とあるは、義脚の始なるべし。

明治五年二月の(日要十三號)に、「此頃澤村田之助狂言中、藝妓贊詞を爲すとて、見物人大入なり。然るに同人宅の入口に、

「藝者の手をかり、田之助の足が付き、」と書付て張置たる由とあり。

病院の始

治療所

病院の二字

横濱病院

東京病院

陸軍々醫總監松本順、文久元年中、幕府の命によりて長崎に赴き、和蘭人ドクトル、ボンペーに就て醫學を習修する際、幕府に請求して治療所を設けたり。之を本邦に於る病院の濫觴と爲す。

慶應四年閏四月廿二日版(内外新報)十八號に、左の廣告あり。

横濱病院。

但し諸病院及び痲瘡病院とも、此ほご出來せしことを披露す。右病院にて病者一人に付、一日の入費左の如し。

第一等 四ドルラル

第二等 三ドルラル

第三等 一ドルラル半

日本人支那人マレース人 一ドルラル。

右病院に入らんと思ふ者は、病院掛り……兩人の内へ談判可被<sub>レ</sub>遂事。……金銀並に舊き衣裳書籍將<sub>レ</sub>棋盤等の施物は、病院の掛りにて受納可<sub>レ</sub>致事。

横濱に於て 千八百六十八年四月七日 エゼーツ井ルキン。

病院の二字は、寛政中の環海異聞に所見あり。いと古き字なるべし。而して、前の横濱病院こそ本邦に於てや、整頓せる病院の始なれ。されども、邦人の設けたる洋風病院は、六年中に開きし、次の東京病院ならんか。

六年一月廿二日(日々)に、「當府下に於て、病院取設候に付、出格の思召を以て、宮内省より金一萬圓下賜……不日建築開業の上は、四民の無差別、望の者は普く治療可<sub>レ</sub>受、此段相達候事。

この病院は、同九月四日、愛宕下町二丁目元本多侯邸跡へ創立せり。

病院の始